

平成24年6月

指宿市議会会議録

第2回定例会

指宿市議会会議録目次

平成24年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月4日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第1号、報告第2号、議案第38号～議案第43号及び 議案第45号～議案第49号一括上程	6
提案理由説明	6
報告第1号及び報告第2号（質疑）	15
議案第38号～議案第42号及び議案第45号～議案第49号 （質疑、委員会付託省略、討論、表決）	15
議案第43号（質疑、委員会付託省略、表決）	16
議案第44号及び議案第50号～議案第53号一括上程	17
提案理由説明	17
議案第44号及び議案第50号～議案第53号（質疑、委員会付託）	23
新たに受理した請願1件上程（委員会付託）	23
散会	23
6月20日	
議事日程	24
本日の会議に付した事件	24
出席議員	24
欠席議員	24
地方自治法第121条の規定による出席者	24
職務のため出席した事務局職員	25
開議	26
会議録署名議員の指名	26
一般質問	26

田中健一議員	26
1. 生活保護について	
2. 組織機構再編について	
高田チヨ子議員	37
1. 安心・安全な生活のために	
2. 節電対策について	
前原六則議員	47
1. 観光産業と地域産業振興について	
2. 気候温暖化での樹木害虫対策について	
浜田藤幸議員	60
1. 基本計画について	
2. 産業振興について	
福永徳郎議員	74
1. 「健幸」のまちづくりについて	
2. メディポリス指宿の林地開発について	
3. 指宿温泉祭について	
延会	89

6月21日

議事日程	91
本日の会議に付した事件	91
出席議員	91
欠席議員	91
地方自治法第121条の規定による出席者	91
職務のため出席した事務局職員	92
開議	93
会議録署名議員の指名	93
一般質問	93
新川床金春議員	93
1. 市長の政治姿勢について	
2. スマート・ウエルネス・シティ構想について	
3. スクールゾーンについて	
大保三郎議員	106
1. 市営小川団地について	
2. スポーツ合宿誘致について	
3. 家庭系食用廃油について	
4. 空き家対策について	

5. 人事評価について	
前之園 正 和 議員	118
1. 地域活性化策としての子育て応援について	
2. 住宅リフォーム助成制度の創設について	
3. メディポリス指宿に関して	
下柳田 賢 次 議員	134
1. 市長の家賃問題について	
2. 胶南市との友好都市盟約について	
井 元 伸 明 議員	150
1. 農業振興策について	
2. 健幸のまちづくりについて	
3. がれき処理について	
散 会	163

6月26日

議事日程	164
本日の会議に付した事件	164
出席議員	164
欠席議員	165
地方自治法第121条の規定による出席者	165
職務のため出席した事務局職員	165
開 議	166
会議録署名議員の指名	166
議案第44号（委員長報告，質疑，討論，表決）	166
議案第50号（委員長報告，質疑，討論，表決）	167
議案第53号（委員長報告，質疑，討論，表決）	174
議案第51号及び議案第52号（委員長報告，質疑，討論，表決）	175
閉会中の継続審査について	176
議案第54号上程	177
提案理由説明	177
議案第54号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	178
意見書案第1号上程	179
意見書案第1号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	180
農業委員会委員の推薦について	180
議員派遣の件	181
閉議及び閉会	182

第 2 回 定 例 会

平成24年6月議会

平成24年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 23日間（6月4日～6月26日）

2. 会期日程

月 日	曜	区分	会 議 の 内 容
6月4日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・報告第1号，報告第2号及び議案第38号～議案第53号一括上程（議案説明） ・報告第1号及び報告第2号（質疑） ・議案第38号～議案第42号及び議案第45号～議案第49号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第43号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第44号及び議案第50号～議案第53号 （質疑，委員会付託） ・新たに受理した請願上程（委員会付託）
5日	火	休 会	一般質問の通告限（12時）
6日	水	〃	
7日	木	〃	総務水道委員会（10時開会）
8日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
9日	土	〃	
10日	日	〃	
11日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
12日	火	〃	
13日	水	〃	
14日	木	〃	
15日	金	〃	
16日	土	〃	
17日	日	〃	

18日	月	休 会	
19日	火	〃	
20日	水	本会議	・ 一般質問
21日	木	〃	・ 一般質問
22日	金	休 会	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
23日	土	〃	
24日	日	〃	
25日	月	〃	
26日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第44号及び議案第50号～議案第53号 （委員長報告， 質疑， 討論， 表決） ・ 閉会中の継続審査について ・ 議案第54号上程（議案説明） ・ 議案第54号（質疑， 委員会付託省略， 討論， 表決） ・ 意見書案第1号（説明・ 質疑・ 委員会付託等省略， 表決） ・ 農業委員会委員の推薦について ・ 議員派遣の件

第 2 回 定 例 会

平成24年6月4日

(第1日)

第2回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年6月4日 午前10時00分



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 平成23年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 議案第38号 平成24年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第39号 平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第40号 指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第41号 指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第42号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第45号 指宿市定住促進条例の一部改正について
- 日程第11 議案第46号 指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第47号 指宿市印鑑条例及び指宿市手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第48号 指宿市火葬場条例の一部改正について
- 日程第14 議案第49号 指宿市障害児通園施設条例及び指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 議案第44号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第17 議案第50号 平成24年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第51号 平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第19 議案第52号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
 - 日程第20 議案第53号 平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第21 新たに受理した請願上程（請願第1号）
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	松下喜久雄
22番議員	森時徳		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	迫田福幸	産業振興部長	下吉耕一
建設部長	三窪義孝	教育部長	濱田悟
山川支所長	森健一	開聞支所長	井上修一
総務部参与	久保憲一郎	産業振興部参与	中間竜郎
建設部参与	上谷修	総務課長	高野重夫
健康増進課長	上川路正和	商工水産課長	中村俊治

水道課長 永吉道博

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼議事係長	岩下勝美
調査管理係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

△ 開会及び開議

午前10時18分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成24年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、前原六則議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（森時徳） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月26日までの23日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月26日までの23日間と決定いたしました。

△ 報告第1号、報告第2号、議案第38号～議案第43号及び議案第45号～議案第49号一括上程

○議長（森時徳） 次は、日程第3、報告第1号、平成23年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第15、議案第43号、人権擁護委員候補者の推薦について、までの13議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） おはようございます。今次、第2回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、繰越明許費の報告に関する案件2件、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、条例の専決処分の承認を求める案件3件、人事に関する案件1件、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更に関する案件1件、条例に関する案件5件、補正予算に関する案件4件の計18件であります。

まず、報告第1号、平成23年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び報告第2号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につ

いて、の2議案であります。

両案は、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第7号）において、また、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）において繰越明許費を計上しておりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本年5月31日までに繰越計算書を調整し、これを報告するものであります。

次は、議案第38号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、及び議案第39号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、の2議案であります。

両案は、平成24年5月14日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第40号、指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、税制の公平性確保と課税の適正化や、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成24年3月31日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第41号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成24年3月31日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第42号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成24年3月31日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第43号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、山川地区の現委員であります吉村吉弘氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに城戸勝代氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日は、お示しのとおりでございます。同氏は、昭和53年から平成14年までの長きにわたり、学習塾を開き、子供たちと接し、児童・生徒の個性と能力を伸ばす教育を実践され、また、指宿市母子保健推進員として、妊産婦等の相談相手や行政のパイプ役

として積極的に活動されておられます。女性の人権や未来ある子供の人権問題などへの取り組みが期待されることから、当該委員として適任者であると思っております。何とぞ、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次は、議案第45号、指宿市定住促進条例の一部改正について、議案第47号、指宿市印鑑条例及び指宿市手数料条例の一部改正について、及び議案第48号、指宿市火葬場条例の一部改正について、であります。

3案は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第46号、指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、であります。

本案は、平成23年の人事院勧告の趣旨に基づき、市職員の給料を減額改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第49号、指宿市障害児通園施設条例及び指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正が行われたことから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、報告第1号、平成23年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、議案第49号、指宿市障害児通園施設条例及び指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、までのうち、議案第43号を除く12議案の詳細につきましては、関係各部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、報告第1号、平成23年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、でございます。

2ページをお開きください。

繰り越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので、割愛させていただき、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について、ご説明申し上げます。

款5農林水産業費、項3水産業費、事業名：水産業振興事業につきましては、事業執行により、事業費が確定したことに伴う繰越額の減額でございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、事業名：新設改良事業につきましては、事業費が確定

したことに伴う減額であります。

款7土木費，項5都市計画費，事業名：十町土地区画整理事業につきましては，移転補償の時期が早まり，平成23年度の補償費が支出増になったこと等に伴い，翌年度へ繰り越す金額が減額となったものであります。

款7土木費，項5都市計画費，事業名：庁舎潟山線整備事業につきましては，1千円未満の端数整理に伴う減額であります。

款9教育費，項6社会教育費，事業名：史跡購入事業につきましては，1千円未満の端数整理に伴う減額でございます。

次は，提出議案の6ページをお開きください。

議案第38号，平成24年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて，であります。

別冊，平成24年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で，歳入・歳出予算の総額に，歳入・歳出それぞれ2億6,178万3千円を追加して，歳入・歳出予算の総額を204億8,680万5千円にしたものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，10ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，目6国民健康保険総務費2億6,178万3千円の補正につきましては，平成23年度国民健康保険特別会計の決算におきまして，歳入が歳出に不足する見込みとなったことから，地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき，平成24年度予算を繰上げて，平成23年度予算にこれを充てる繰上充用金を計上する必要が生じました。平成24年度の国民健康保険特別会計内では，この繰上充用金の財源を確保できなかったことから，一般会計から法定外の繰出金として2億6,178万3千円を計上したものでございます。

次に，歳入についてご説明いたしますので，9ページをお開きください。

款18繰入金，項2基金繰入金，目7財政調整基金繰入金2億6,178万3千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源として，財政調整基金からの繰入金であります。

次は，提出議案の31ページをお開きください。

議案第46号，指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について，であります。

本案は，平成23年の人事院勧告の趣旨に基づき，市職員の給与を減額改定するため，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

32ページをお開きください。

改正内容は，指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則第7項中，同項に規定している平成18年7月の新給与制度導入により発生した現給保障額について，本年7月から当該現給保障額の2分の1，その額が5千円を超える場合は5千円を減額しようと

するものであります。

また、附則におきまして、この条例は、平成24年7月1日から施行することといたしております。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部参与（久保憲一郎） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明を申し上げます。

提出議案の29ページをお開きください。

議案第45号、指宿市定住促進条例の一部改正について、であります。

30ページをお開きください。

本案は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民にも日本人と同様に住民基本台帳法が適用され、同時に、外国人登録法が廃止されることから、指宿市定住促進条例の第2条第2号中「又は外国人登録原票に登録」を削り、同条第4号中「記録等」を「記録」に、第3条第1号中「記録等」を「記録」に改めるものであります。

なお、附則第1項において、この条例の施行日を住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に合わせ、平成24年7月9日としております。

また、附則第2項においては、経過措置として条例の施行の前日までに本市の外国人登録原票に登録された者についての取扱いを定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（谷口強美） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して説明を申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

まず、議案第40号、指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

12ページをお開きください。

本案の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、市民税関係では、第36条の2において、年金所得者が寡婦控除を申告する場合、この場合、夫も含みます。市町村に提出する公的年金等報告書にその旨の記載がされることとなるため、本人申告を不要とする内容になっております。

また、13ページの附則第22条の2及び14ページの附則第23条において、東日本大震災に係る居住用財産の買換え等の場合の、譲渡損失の損益通算及び繰越損失の特例期限が、現行の

3年から7年に延長されたことや、住宅の再取得等による住宅ローン控除の特例を受けた場合は、現行の個人住民税における住宅ローン控除の対象とする改正であります。

次に、固定資産税関係では、12ページに戻っていただきます。

土地の評価に基づく各特例を延長する改正が行われております。

まず、附則第11条の2では、土地の評価替えの基準年度でなくても、価格の修正ができる内容の特例の延長であり、附則第12条では、商業地等に関する負担調整措置として、負担水準70%を維持する特例の延長であります。

また、附則第13条では、農地の評価に係る負担調整措置の特例が延長になり、附則第15条では、特別土地保有税の課税の特例が延長になっております。

また、13ページの附則第21条の2においては、平成20年12月1日の公益法人制度の創設に伴い、移行登記を行っていない特定移行一般社団法人等について、課税免除となるための各号に掲げる書類の提出義務が示されております。

次に、15ページの附則における固定資産税に関する経過措置では、住宅用地に係る負担調整措置の見直しに伴い、据置特例に関する読み替え規定として、平成24年度及び平成25年度に限り、負担水準を90%とする内容になっております。

次は、17ページをお開きください。

議案第41号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

19ページをお開きください。

本案の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

指宿市税条例の一部を改正する条例の固定資産税関係でご説明いたしましたが、都市計画税関係でも、附則第2条から附則第8条まで、市税条例同様に各特例を延長する改正が行われております。商業地等に関する負担調整措置を維持する特例の延長や、農地の評価に係る負担調整措置の特例の延長が主な改正内容でございます。

また、附則における経過措置で、住宅用地に係る負担調整措置の見直しに伴い、据置特例に関する読み替え規定として、平成24年度及び平成25年度に限り、負担水準を90%とする内容になっております。

次は、22ページをお開きください。

議案第42号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

24ページをお開きください。

本案の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

指宿市税条例の一部を改正する条例の市民税関係と同様の改正になりますが、東日本大震災により、居住用家屋が消滅した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本

大震災があった日から3年を経過する年末までに譲渡した場合は、譲渡損失の損益通算及び繰越損失の特例措置がなされておりますが、今回、この特例措置の該当年数が3年から7年に延長される改正であります。

次は、33ページをお開きください。

議案第47号、指宿市印鑑条例及び指宿市手数料条例の一部改正について、であります。

本案は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

34ページをお開きください。

本案の主な改正内容について、ご説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民にも日本人と同様に住民基本台帳法が適用されることとなります。同時に、外国人登録法は廃止となります。これにより、外国人住民にも住民票が作成されることとなりますので、外国人住民の方々の利便性の向上や届出の簡素化が図られることとなります。

まず、第1条は、指宿市印鑑条例の一部改正について、であります。

主な改正内容は、今回の法改正等に伴い、印鑑登録の資格、印鑑の登録、登録印鑑の制限など、関係条文の規定において、外国人を区別する必要がなくなりますので、関係する文言等を削除、整理しようとするものであります。

また、外国人住民については、住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称、又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されている印鑑を登録できるようにしようとするものであります。

このほか、外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民については、住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記、又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑についても、登録できるようにしようとするものであります。

35ページをお開きください。

次に、第2条は、指宿市手数料条例の一部改正について、であります。

改正内容は、別表第1において、外国人登録法の廃止に伴い、第13項の外国人登録原票の写し及び登録原票記載事項証明書の交付を削除し、第14項から第36項までを1項ずつ繰り上げようとするものであります。

次に、附則におきまして、この条例の施行に関し、必要な措置等を定めることとしております。

まず、附則第1項では、この条例の施行日を、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行される平成24年7月9日に定めようとするものであります。

次に、附則第2項では、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録の取扱いについて、

また、附則第3項では、同様に、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る印鑑の登録の取扱いについて、それぞれお示しのとおり定めようとするものであります。

次は、37ページをお開きください。

議案第48号、指宿市火葬場条例の一部改正について、であります。

本案につきましても、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正内容についてご説明申し上げますので、38ページをお開きください。

別表、火葬場使用料の備考第1項において、今回の法改正等に伴い、関係する文言等を削除しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は法律の施行日に合わせ、平成24年7月9日から施行しようとするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（迫田福幸） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の8ページをお開きください。

議案第39号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）の11ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2億6,178万2千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を81億6,547万7千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明申し上げますので、20ページをお開きください。

款13前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金2億6,178万2千円の補正につきましては、平成23年度国民健康保険特別会計において、歳入が歳出に不足する見込みとなったため、平成24年度会計の歳入から、地方自治法施行令第166条の2の規定により、繰上充用するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、19ページをお開きください。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金2億6,178万3千円の増額補正につきましては、平成23年度歳入不足により繰上充用とすることから、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金1千円の減額補正につきましては、平成23年度歳入不足により繰上充用することから、前年度繰越金を減額するものであります。

次は、提出議案の39ページをお開きください。

議案第49号、指宿市障害児通園施設条例及び指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正が行われたことから、これらの条例の所要の改正をするものであります。

40ページをお開きください。

まず、第1条は、指宿市障害児通園施設条例の一部改正について、であります。

改正の内容は、これまで障害者自立支援法第5条第7項の規定による障害福祉サービスで提供していた児童デイサービスが、児童福祉法第6条の2第2項で規定される障害児通所支援で提供する児童発達支援へと移行されたところであり、これらの改正に基づき、指宿市障害児通園施設条例第1条中「障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービス」を「同法第6条の2第2項に規定する児童発達支援」に改め、第5条中「児童デイサービス」を「児童発達支援」に改めるものであります。

次に、第2条は、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、であります。

改正の内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉法第6条の次に障害児通所支援及び障害児相談支援に係る1条が加わり、第6条の2以降が繰り下がることになったことから、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第2条第4項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改めるものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の4ページをお開きください。

報告第2号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

5ページをお開きください。

繰り越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので、割愛させていただきます。繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について、ご説明申し上げます。

款2事業費，項1事業費，事業名：公共下水道事業整備事業（社会資本整備総合交付金），
款2事業費，項1事業費，事業名：公共下水道事業整備事業，及び款2事業費，項2維持管
理費，事業名：公共下水道事業整備事業（社会資本整備総合交付金）につきましては，事業
執行による事業費が確定したことに伴う繰越額の減額であります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上
げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 報告第1号及び報告第2号（質疑）

○議長（森時徳） これより，質疑に入ります。

まず，報告第1号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

以上で，報告第1号は終了いたしました。

次に，報告第2号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

以上で，報告第2号は終了いたしました。

△ 議案第38号～議案第42号及び議案第45号～議案第49号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（森時徳） 次に，議案第38号から議案第42号及び議案第45号から議案第49号の10議案に
ついて，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号から議案第42号及び議案第45号から議案第49号
の10議案は，委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第42号及び議案第45号から議案第49号の10議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第38号から議案第42号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第42号までの5議案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第45号から議案第49号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第49号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第43号(質疑、委員会付託省略、表決)

○議長(森時徳) 次に、議案第43号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第44号及び議案第50号～議案第53号一括上程

○議長(森時徳) 次は、日程第16、議案第44号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、から、日程第20、議案第53号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) それでは、ご説明申し上げます。

まず、議案第44号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、であります。

指宿市過疎地域自立促進計画の事業内容に変更が生じたので、同計画を変更しようとするものでございます。

次は、議案第50号、平成24年度指宿市一般会計補正予算(第3号)について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ7,942万1千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を205億6,622万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第51号、平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

次は、議案第52号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額からそれぞれ6万3千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を11億5,219万円にしようとするものであります。

次は、議案第53号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について、であります。

本案は、収益的支出から22万3千円を減額し、収益的支出額を6億7,052万8千円に、職員給与費を30万2千円を減額し、職員給与費の額を1億4,671万8千円にしようとするものであります。

なお、5議案の詳細につきましては、関係部長等に説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部参与（久保憲一郎） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明を申し上げます。

提出議案の26ページをお開きください。

議案第44号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、であります。

本案は、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更を行うため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

過疎計画につきましては、毎年、見直しを行った上で、計画の変更については県と協議を行い、そのたびごとに議会の議決を経て、国へ提出することとなっております。変更の事業につきましては、平成23年度に実施、若しくは平成24年度の当初予算でご審議いただき、計上しているものがほとんどで、その内容につきましては、新規の追加分等が11件、平成23年度実績による事業量の増減が10件、名称の変更が1件であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明を申し上げます。

提出議案の41ページをお開きください。

議案第50号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、でございます。

別冊の平成24年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ7,942万1千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を205億6,622万6千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて、ご説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、平成18年度に導入いたしました新給与制度における現給保障額を平成24年7月1日から2分の1、上限5千円を減額しようとするもので、給料及び給料減に伴う期末手当、勤勉手当、共済費を減額するものでございます。

なお、各目の人件費につきましては、17ページの給与明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、10ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節7賃金1万8千円の補正につきましては、平成24年7月1日から、月額臨時職員に通勤手当相当額を賃金として支給することから、賃金を増額計上するものでございます。

同じく、節13委託料135万円の補正につきましては、わさび売買代金請求事件の上告に伴う弁護士委託料を計上するものでございます。

目2職員総務費，節7賃金1万8千円の補正につきましては，月額臨時職員の通勤手当相当額を増額計上するものでございます。

目7企画費，節19負担金補助及び交付金920万円の補正につきましては，田之畑自治公民館，温湯自治公民館，尾掛自治公民館，下吹越地区公民館が申請しておりました音響設備，空調設備等の設置に対する助成金について，コミュニティ助成事業の決定通知があったことから，補助金を計上するものであります。

目8交通安全対策費，節11需用費及び節18備品購入費の合計213万円の補正につきましては，JA共済交通事故対策基金から交通事故対策事業に活用してほしいと市に寄附の申し出がございましたことから，交通安全対策に係る消耗品費59万円と，備品購入費154万円を計上するものでございます。

次のページの項5統計調査費，目6経済センサス活動調査費，節7賃金から節12役務費までの合計39万3千円の補正につきましては，経済センサス活動調査市町村交付金の決定通知があったことから，経済センサス活動調査費の増を計上するものであります。

款3民生費，次のページを開けていただいて，項2児童福祉費，目4児童福祉施設費，節7賃金1万8千円の補正につきましては，月額臨時職員の通勤手当相当額を増額計上するものであります。

款4衛生費，項2清掃費，目2塵芥処理費，節7賃金3万7千円の補正につきましては，月額臨時職員の通勤手当相当額を増額計上するものであります。

款5農林水産業費，項1農業費，目1農業委員会費，節4共済費，説明欄の社会保険料（賃金）から，次のページの節19負担金補助及び交付金までの合計2,265万3千円の補正につきましては，人・農地プランに係る事務費75万3千円，青年就農給付金事業の交付金2,100万円，農地集積協力金交付事業の交付金90万円を計上するものでございます。

目3農業振興費，節11需用費15万3千円の補正につきましては，指宿の農産物PR推進事業に対する県地域振興推進事業補助金の内示があったことから，農産物PRに係る需用費を増額計上するものでございます。

同じく，節19負担金補助及び交付金258万7千円の補正につきましては，キク茎えそ病撲滅対策事業に対する県地域振興推進事業補助金の内示があったことから，キク茎えそ病撲滅対策に係る県補助金を計上するものでございます。

項3水産業費，目2水産業振興費，節19負担金補助及び交付金3,903万3千円の補正につきましては，山川漁協が種子島周辺漁業対策事業を活用して補修工事を行う山川漁港水揚げ荷捌き施設鉄骨塗り替え工事に対する県補助金を計上するものであります。

款6商工費，項1商工費，目1商工総務費，節4共済費から節19負担金補助及び交付金までの合計137万1千円の補正につきましては，県地方消費者行政活性化補助金の内示があったことから，消費生活相談員のレベルアップのための研修費と，相談事務に必要な備品購入

費等を計上するものでございます。

目3観光費、次のページを開けていただき、節15工事請負費200万円の補正につきましては、指宿まるごと博物館看板設置事業に対する県地域振興推進事業補助金の内示があったことから、観光看板設置工事費を計上するものであります。

目4温泉施設費、節7賃金5万5千円の補正につきましては、月額臨時職員の通勤手当相当額を増額計上するものでございます。

同じく、節11需用費218万9千円の補正につきましては、ヘルシーランド露天風呂のさし湯用給水加圧ポンプの取替費150万6千円、レジャーセンターの泉源供給方式変更に伴うリフト用コンプレッサー取替費68万3千円を計上するものであります。

目5公園管理費、節7賃金3万6千円の補正につきましては、月額臨時職員の通勤手当相当額を増額計上するものでございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節7賃金7万4千円の補正につきましては、月額臨時職員の通勤手当相当額を増額計上するものであります。

項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金6万3千円の減額につきましては、公共下水道事業特別会計の人件費の減に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

款8消防費、項1消防費、次のページの日3消防施設費、節19負担金補助及び交付金40万円の補正につきましては、片野田地区自主防災会が申請しておりました防災活動に必要な消防用ホース等の備品に対する助成金について、コミュニティ助成事業の決定通知があったことから、補助金を計上するものであります。

款9教育費、項4高等学校費、目1学校管理費、節9旅費38万5千円の補正につきましては、本年4月1日の教職員人事異動に伴う赴任旅費に不足額が生じたことから、旅費を増額計上するものであります。

項7保健体育費、次のページを開けていただき、目3学校給食センター費、節7賃金3万7千円の補正につきましては、月額臨時職員の通勤手当相当額を増額計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款15県支出金6,718万7千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する県補助金と委託金を計上するものであります。

款17寄附金213万円の補正につきましては、JA共済交通事故対策基金から交通事故対策事業に活用してほしいと市に寄附の申し出があったことから、寄附金を計上するものであります。

款18繰入金50万2千円の補正につきましては、今回の財源調整として、財政調整基金から繰入金を計上するものであります。

款20諸収入960万2千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、助成金と負担金を計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の43ページをお開きください。

議案第52号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の29ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ6万3千円を減額して、歳入・歳出予算の総額を11億5,219万円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、38ページをお開きください。

給料等の人件費につきましては、平成18年度に導入した新給与制度における現給保障額を平成24年7月1日から2分の1、上限5千円を減額しようとするもので、給料及び給料減に伴う期末手当、勤勉手当、共済費を6万3千円減額補正するものであります。

なお、内容につきましては、39ページの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、歳入についてご説明いたしますので、37ページをお開きください。

款4繰入金6万3千円の減額補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、一般会計からの繰入金を減額計上するものです。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○開聞支所長（井上修一） それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の42ページをお開きください。

議案第51号、平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の21ページをお開きください。

補正の内容は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組み替えをしようとするもので、予算総額2億2,803万5千円に変更はございません。

それでは、歳出予算についてご説明をいたしますので、26ページをお開きください。

給料等の人件費につきましては、平成18年度に導入した新給与制度における現給保障額を

平成24年7月1日から2分の1、上限5千円を減額しようとするもので、給料及び給料減に伴う期末手当、勤勉手当、共済費を4万6千円減額補正するものであります。

なお、内容につきましては、27ページの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。説明は割愛させていただきます。

節7賃金9万1千円の補正につきましては、平成24年7月1日から、月額臨時職員に通勤手当相当分を賃金として支給することから、賃金を増額計上するものであります。

同じく、節25積立金4万5千円の減額補正につきましては、今回の歳出補正予算の財源調整といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金積立金を減額するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道課長（永吉道博） それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、ご説明を申し上げます。

提出議案の44ページをお開きください。

議案第53号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を22万3千円減額し、水道事業費用を6億7,052万8千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、平成18年度に導入した新給与制度における現給保障額を平成24年7月1日から2分の1、上限5千円を減額しようとするもので、給料及び給料減に伴う期末手当、勤勉手当、共済費を30万2千円減額するものであります。

また、平成24年7月1日から、月額臨時職員に通勤手当相当額を賃金として支給することから、賃金を7万9千円増額計上するものであります。

次に、第3条におきまして、当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を30万2千円減額し、1億4,671万8千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に説明書として実施計画書等を添付してありますので、参照していただきますようお願いいたします。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時27分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第44号及び議案第50号～議案第53号（質疑，委員会付託）

○議長（森時徳） これより，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号を除く4議案については，お手元に配布いたしております議案付託表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託し，議案第50号については各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも，休会中，審査を終了されますようお願いいたします。

△ 新たに受理した請願1件上程（委員会付託）

○議長（森時徳） 次は，日程第21，新たに受理した請願1件を議題といたします。

請願1件については，お手元に配布の請願文書表のとおり，文教厚生委員会に付託いたします。

休会中，審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（森時徳） 以上で，本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 前 原 六 則

議 員 福 永 徳 郎

第 2 回 定 例 会

平成24年 6 月20日

(第 2 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年6月20日午前10時00分



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	松下喜久雄
22番議員	森時徳		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	迫田福幸	産業振興部長	下吉耕一
建設部長	三窪義孝	教育部長	濱田悟

山川支所長	森 健 一	開聞支所長	井 上 修 一
総務部参与	久 保 憲一郎	産業振興部参与	中 間 竜 郎
建設部参与	上 谷 修	総務課長	高 野 重 夫
企画調整監	末 吉 龍一郎	行政改革推進室長	有 留 茂 人
財政課長	中 村 孝	市民協働課長	馬 場 久 生
税務課長	大久保 正 一	長寿介護課長	野 口 義 幸
健康増進課長	上川路 正 和	地域福祉課長	大久保 成 人
商工水産課長	中 村 俊 治	観光課長	下敷領 正
耕地林務課長	澤 山 重 蔵		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福 山 一 幸	次長兼議事係長	岩 下 勝 美
調査管理係長	鮎 川 富 男	議事係主査	濱 上 和 也

△ 開 議

午前10時00分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の議員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日は、本会議の日でありましたが、台風接近のため自然休会といたしました。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、新川床金春議員及び六反園弘議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（森時徳） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、田中健一議員。

○5番議員（田中健一） おはようございます。5番、田中です。平成24年第2回の定例会一般質問のトップバッターであります。今議会前に、市民の方より議会及び執行部への貴重なご意見を頂戴しておりますので、元気よく質問させていただきます。答弁によっては喧嘩しますので、優しい答弁をよろしくお願いいたします。

先日、17年の逃亡生活の末、逮捕された高橋容疑者、これで事件の全容が明らかとなり、被害者、遺族の方々に教団が犯した罪の重さを一日も早く認めて償っていただきたいと思えます。

今回、2点について通告してありますので、順次質問させていただきます。

まず、生活保護についてであります。

現在、国会でも社会保障と税負担の一体改革が行われているその裏側で、高所得にあるお笑い芸人などの不正問題がクローズアップされた年金と生活保護などの問題は大きく、中でも不正受給については問題視されております。

我が指宿市も、当初予算説明において472名の生活保護扶助者が存在している報告がありました。現在において、生活、住宅、教育、生業、医療、介護、葬祭扶助等、各種の負担と構成割合をいろいろな角度の報告をいただきたい。

合併後7年目を迎え、財政改革の名のもとに職員適正数の取り組みがなされ、すべての部署において職員削減がなされております。職員数削減の中での生活保護扶助者に対する調査権限について、給付対象者の3親等まで調査権限はあるようですが、調査がなされ適正に対応されているのか。

本市の国保皆保険においても大変厳しい現状であります。扶助の中でも最も多いのは医療扶助だろうと思いますが、適正に保たれているのか。先日、報道番組を見ていましたら、生活保護扶助者だけを受け入れる病院があるというのを見ました。それは、病院経営に対して

不安がないとのことでした。

今後も生活保護扶助者は増加傾向であると思いますが、市の短期、長期予測は持っているのか。増えるのであれば、どのような見通しを立てているのか。その対策が、またあるものか。

その減らす対策として、就労対策だろうと思います。全国的に見ても、就労支援員の役割というものは大きいですが、指宿市は養成されているのか。

また、不正受給者について、本市でも該当される事案・事件があるのか。県レベルでも、県議会の報告の中で391名で、1億5,000万円弱が不正受給されている旨の発表がありました。本市は、どのようになっているのか。

また、本市には本年1月現在で235名の外国人が登録されておりますが、この中に扶助者が存在するのか。また、存在するのであれば、調査権限は行使されているのか。

現在、日本の生活保護者の数は200万人とも言われ、給付額も3兆円を超えております。このままでは社会負担のバランスが崩れるばかりか、国民の義務に照らせば、一般の国民には到底理解できないのも、本音であろうと思います。この問題の解決については、扶助者の方々の自立に向けて様々な取り組みがあろうかと思いますが、就労支援員の活動はどうか。また、更に支援員の活動の強化策があるのか伺います。

次に、組織機構再編について、まず、産業振興部の見直しは考えていないか。これまでも同僚議員も幾度も指摘をされております。また、平成24年度指宿市組織機構再編方針、基本的な考え方の中で、総合振興計画の実現に向けて、観光や農業といった基幹産業の振興など、地域の活性化に積極的に取り組んでいくこととしておりますと打ち出してあります。また、観光課の見直しがありました。国内外に発信するに、観光課では役不足、言葉足らずに近い、インパクトが欠けている組織ではないかと思えます。観光課のみならず、農政についても同じことが言えると思えます。産業振興部を、例えば商工観光部、農政部と組織を見直した場合、市の財政負担となるのか伺います。

私は、ならないと思うのです。現在の産業振興部の対応や運営について、私は別物としか思えないのであります。また、市民の皆様の誤解を招いてる点が、予算においてもあります。産業振興部の予算の中で、農家の皆さんは観光にばっかい錢を使こせと、逆に、観光の関係者からも同等の意見を聞くことがあります。これが、市民の声であります。多面的に判断すれば、再編するべきと考えます。

機構再編についてももう1点述べさせていただければ、行政改革推進室のあり方に疑問を持っております。この間も、同僚議員の新宮領議員と推進室の意義について、熱く同僚議員も話をしておりました。行政改革のやり方は、短期で成果を出したほうが市民にわかりやすいと思うのですが、推進室も7年目を迎えているようですが、これまでの成果については市民様々だと思えます。この推進室が永久的な室なのか、行政改革推進室を設置しなければ市長

は改革をできないというお気持ちなのか伺いまして、これで1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 本市の生活保護扶助の現状についてご質問をいただきました。

本市の生活保護の受給者の状況は、本年4月1日現在、357世帯、434名の方が生活保護を受給しておられます。扶助費の平成23年度支給状況につきましては、世帯数と人数は月平均数を、給付額につきましては年度累計額を申し上げますけれども、生活扶助が275世帯、343名で、給付額は2億657万4千円、住宅扶助が198世帯、244名で4,667万8千円、教育扶助が13世帯、19名で259万9千円、医療扶助が308世帯、349名で5億2,809万3千円、介護扶助が63世帯、65名で1,224万円、生業扶助が5世帯、6名で118万2千円、葬祭扶助が1世帯、1名で54万5千円。なお、出産扶助の支給世帯はなく、給付総額は7億9,791万1千円となっております。

扶助費の構成割合でございますが、医療扶助が66.2%、生活扶助が25.9%、住宅扶助が5.9%、介護扶助が1.5%、教育扶助が0.3%、生業扶助が0.1%、葬祭扶助が0.1%となっているところでございます。

生活保護費の負担割合につきましては、扶助費の4分の3を国が、残り4分の1を本市が負担することになってはいますが、平成23年度本市の純負担額は1億9,705万1千円となっているところであります。

生活保護を必要とする主な理由等でございますが、平成23年度に生活保護が決定された中では、世帯主等の疾病や仕送り・預貯金の減少喪失、高齢による収入の減少による困窮が主な理由となっているようでございます。

また、生活保護受給者で最年少の世帯につきましては、17歳の男性となっているところであります。

なお、人口に対する構成割合は0.98%となっております。

生活保護についての具体的な数値等を、今、答弁させていただきました。

次に、組織機構再編についてでございます。

平成26年度までの中期的な再編方針として、昨年9月に策定いたしました指宿市組織機構再編計画を基に、進めてまいっているところでございます。また、年度ごとの組織機構の再編につきましては、その計画に基づいた単年度の組織機構再編方針に基づき、組織及び配置人員を決定しております。

平成24年度の産業振興部内の組織につきましても、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴う、観光客の増加の勢いを一過性のものとしなないように、中期的な観光戦略を練ってもらう部署として観光企画室を新設したところでございます。

一方、観光業と並ぶ基幹産業でございます農林水産業も、地域経済を支える重要な産業であります。そのため、平成22年度の組織再編において、農業振興や農業従事者等の利便性向上の目的で、旧指宿合同庁舎にいぶすき農業支援センターを設置いたしました。

なお、同センターも3年目を迎え、所期の目的と機能性や有効性を総括する時期に来ているのではと感じております。その総括を踏まえ、権限移譲等に伴う事務量の増加も考慮しながら、新たな行政需要に迅速かつ的確に対処できるよう農政部の新設も含めた組織全体の再編を検討したいと考えております。

また、仮に農政部を新設した場合の財政等の負担につきましては、現状の組織や職員配置を前提にして考えれば、特に財政負担が増えるものではないと思っております。

以下、いただきました質問等につきましては部長等に答弁させていただきます。

○健康福祉部長（迫田福幸）　たくさんのご質問をいただきましたが、順次答弁をさせていただきます。

まず、職員数削減での調査権限についてのご質問でございますが、生活保護担当者につきましては、平成22年度に1名、24年度に1名のケースワーカーが増員され、現在、査察指導員1名、ケースワーカー6名の計7名体制となっております。昨年度は、ケースワーカー1名当たり約70世帯を担当しておりましたが、本年度は、1名当たり約60世帯の担当となっております。

したがいまして、調査については十分対応できているものと考えております。また、今後においてもより一層の調査・訪問等の活動が充実できるものと考えております。

なお、平成22年度より国の補助事業を活用し、常勤の生活保護、面接相談員を雇用し、相談や申請等に対応しているところでございます。

次に、医療費の適正化についてでございますが、平成3年度より国の補助事業を活用し、専門のレセプト点検員を雇用し、診療報酬明細書の内容点検を実施しているところでございます。また、平成23年度より国の補助事業による医療扶助レセプト電子化システムが本稼動したことから、これまで以上に頻回受診や重複受診、重複処方等に対応できているものと考えております。

なお、後発医薬品の利用促進についても、医師会や歯科医師会、薬剤師会のご協力により、一層の利用促進に取り組んでいるところでございます。

次に、今後も増加傾向にあるのか、今後の生活保護の動向はということでございますが、景気や雇用情勢等の悪化により、生活保護による支援を必要とする方が、微増の傾向になるものと考えております。

次に、就労支援員の養成を行っているのかということでございますが、就労支援の養成につきましては、現在、各ケースワーカーが担当する生活保護受給者に対し、ハローワークへの同行面接等の支援を行っているところでございます。

就労支援につきましては、現在のところ、十分対応できているものと考えておりますが、今後、就労をより充実する上からも、県の基金事業である生活保護受給者就労支援事業を導入できないか、現在、県と協議しているところでございます。

次に、不正受給はあるのかというご質問でございますが、生活保護費の不正受給につきましては、平成23年度、13件の不正受給を発見し、不正受給額が337万9千円となっております。

不正受給の内容でございますが、収入の無申告や過少申告が6件、企業年金等の無申告が2件、家賃額変更無申告等が5件であります。

なお、不正受給金につきましては、生活保護法第78条に基づき費用返還命令を行い、返還指導を行っているところでございます。

次に、外国人への支給はあるのか、扶養義務者への調査活動は行っているのかのご質問でございますが、外国籍の生活保護受給者につきましては、本年4月1日現在、4世帯、7名の方が生活保護を受給されております。

扶養調査につきましては、日本国内に親や兄弟等の扶養義務者が居住している場合、当該扶養義務者に対し、扶養調査を行っているところでございます。

次に、自立に向けての市の取り組みは、就労支援の活動はというご質問でございますが、生活保護受給者の自立に向けた就労支援につきましては、先ほどの答弁と重複する部分がございますが、現在、各ケースワーカーが担当する受給者への就労支援を直接行っているところでございます。

今後、就労支援を更に充実するため、基金事業を活用した支援体制の強化を図れないか、現在、関係機関と協議をしているところでございます。

また、昨年度より、ハローワークとの連携による福祉から就労支援事業にも取り組んでおり、今後、これまで以上に連携を密にし、生活保護受給者の就労に向けた支援を充実していきたいと考えております。

○総務部長（邊見重英） それでは、行政改革推進室のあり方についてでございます。

行政改革推進室は、3市町合併と同時に新市に設置されております。その業務は、88の合併未調整項目の調整、行政改革大綱や集中改革プランに基づいた定員管理、事務事業の見直しや民間委託の推進等を主な業務としてきております。

発足当時、2係6名体制でしたけれども、地方自治体を取り巻く財政状況は、年々厳しさを増してきておりました。そのような状況において、より一層の行財政改革を推進するため、平成19年度には、補助金等を中心とした事務事業の評価見直しを行う行政評価係を設置し、3係7名体制と組織を強化いたしました。その後、業務量等に応じて係の統廃合等を行い、現在、2係5名の体制となっております。

これまでの取り組みにつきましては、全体の職員数は合併前の599名から131名の減、それから、外部評価を活用し、市民目線からのご意見も反映させた施策別事業優先度評価制度による事務事業の峻別など、行政改革推進室を設置した成果があったと認識しております。

今後につきましては、地方交付税の合併算定替えによる約13億円の上乗せ措置は、平成28

年度から5年間にかけて、段階的に削減されることを見込まれております。

したがいまして、各部署並びに職員が一丸となって、より一層の行財政改革を進めなくてはならないと考えているところです。

行政改革推進室も含め、今後の組織機構のあり方につきましては、昨年9月に策定いたしました指宿市組織機構再編計画に基づき、新たな行政需要への迅速な対応や、時期を逸しない政策実現のため、効率的かつ有効的な行政運営ができるよう組織体制の構築を目指したいと考えているところです。

○5番議員（田中健一） 2回目の質問に入ります。

生活保護の総額、国が4分の3、市が4分の1ということですが、この制度というもの、憲法25条に沿ってできた最低保障の事業だとは思いますが、このような国の思いがあるのであれば、国の100%事業でいいのかなと思うんですが、この質問は後にいたします。

この制度を必要とされる方々は、我が市内にも430名ほどいることにもびっくりするんですが、一般的な方々に、市民の方々に、この間ちょっと質問をしてみたんですが、我が指宿に生活保護受給されてる方がどれぐらいいるか分かったら、千人ぐらいですかという声もありました。それぐらい周りを見ていらっしゃるのかなということを実感いたしました。

このようなこと、理解するのでありますが、公平・平等の観点から考えれば、単純に比較する性質のものではないと思いますが、国民年金受給者と比べて、この制度を、部長、どのように思いますか、ご意見を。

○健康福祉部長（迫田福幸） 国民年金制度と比較してどう思うかということですが、私の認識では、国民年金の満額受給者につきましては、月額6万6千円程度だと思いますが、生活保護につきましては、憲法に基づきまして最低限の保障ということで、それ以上の支給があるというのは事実でございます。

○5番議員（田中健一） 報告のとおり矛盾があることは明白であります。また、県の最低賃金、647円であると思いますが、この最低賃金で生計をなされている方々と比較をして、再度、どのように思われますか。

○健康福祉部長（迫田福幸） 生活保護につきましては、先ほどもございましたけれども、8つの扶助がございまして、その中で大半の方が生活扶助、住宅扶助、医療扶助の3つを扶助している方が多いわけですが、最低賃金等と比べた場合には、生活保護のほうが若干恵まれてるんじゃないかと思っております。

○5番議員（田中健一） このように差が発生しているということは、早期にどうにかしなければ、国によってどうにかしなければならぬんだと、私は思います。

国民また指宿市民の義務と権利の矛盾さを、皆さんが、今のことでお分かりいただいたと思っております。

この矛盾は、この日本の国において、大都市圏と地方の遠隔地の地域、扶助差に差があるのかないのか、これを伺います。

○健康福祉部長（迫田福幸） 都市部と地域部で差があるのかということですが、当然ながら生活の物価も違いますし、住宅費等についても差がございますので、都市部と地域部においては差が出てきております。

○5番議員（田中健一） 先ほども市民の声を言いましたけども、これもやはり市民の方々理解が余り得られていないのではないかと考えております。東京に住んでる人と同額もらってるんだらうということをおっしゃったことがありますので、やはり扶助者の方々、また周りの地域住民との間にトラブルとかが多発発生を、これはもう報告は要りませんので、発生をしていると思いますので、何らかのやはり理解をする手だてを考えていただきたいと思います。

私が思うに、不正受給も13件、340万円近くの額であります。これが出ない、不正受給に至らない方策として、私が考えるに給付金の使途の明細、報告義務というのはできないものか、伺います。

○健康福祉部長（迫田福幸） 生活保護の使途について提出できないかというお尋ねだとは思いますが、現行の生活保護の制度において、生活保護費の収支報告については、これを行うことは求めておりませんが、生活保護受給者に対しましては、支出の節約を図り、日常生活の向上に努めるよう、日頃より各ケースワーカーが指導・助言を行っているところでございます。

なお、不正受給の厳罰への取り組みにつきましては、現行の制度に基づき、今後も厳正に対応してまいりたいと考えております。

○5番議員（田中健一） ケースワーカーさんと、今後、取り組んでいくということで理解をするんですが、不正受給を部長はどう思われていますか。

○健康福祉部長（迫田福幸） 不正受給の主な理由でございますが、収入の無申告等が主なものでございます。これにつきましては、本人が申告等を怠ったものだろうと見ておりますが、私どもといたしましては、未申告については所得を把握しにくいという状況でございます。

しかしながら今後につきましては、できるだけ把握できるように訪問指導を通して本人と面談をしてまいりたいと考えております。

○5番議員（田中健一） 私は、不正受給は詐欺罪に当たるのではないかと考えるときがあります。全国的に見て、そういう詐欺罪での立件というか、そういう事案はないですか。

○地域福祉課長（大久保成人） 今の質問に対しましては、事案はないようであります。立件はです。

○5番議員（田中健一） 市長、この不正受給を全国的に見ても立件はないということですが、やはりこれは、本を思えば血税ですよね。国民が、一生懸命汗水流して働いて、血税であり

ます。これを不正受給をされているのは私は何らかの罪に当たると思うんですが、市長はいかが考えますか。

○市長（豊留悦男） ただいま議員がご指摘のように、生活保護制度そのものの根底からいろいろと問題となるような事案というのは、昨今のマスコミの報道等により皆さんもご案内のとおりでございます。真に、本当に生活保護の必要な家庭、必要な人にその保護制度が行き渡る、それが本来の保護制度でもあろうかと思えます。マスコミ等によりますと、生活保護を申請し、その制度の恩恵にあずかるべき人がそういう制度を利用せずに、いろいろな不幸な事態に陥ったというニュースもございます。一方では、第三者から見てもおかしいのではないかというような指摘をされる多くの事例も見られるようでございます。明らかに、この制度の決定されたその状況等をかながみたときに、不正受給というのは、1つのあつてはならない社会的な犯罪の1つと思われるような事案もあろうかと思えます。

本市においても、先ほど議員がご指摘のように、こういう不正と思われるような事案がないように努力をしております。そのためにはいろいろな方々のご協力をいただかないと、すべての生活の状況を市が、または係が把握できない、そういう実態もあるのも事実でございます。

今後とも、この生活扶助のあり方については、いろいろと検討を加えなければならない、そう認識をしているところでもございます。

○5番議員（田中健一） 生活保護、いろいろと問題も多いのもわかりました。こういう問題が市民の方々の理解が得られるような、今後、取り組みにもっていただくために、一番受給者にやっていただければならないと考えております。それは自立に向ける取り組みであります。低年金、無年金などの生活保護への移行も考慮して、自立に向ける対象年齢というか、そういうものはいかがお考えでしょうか。対象者が何名ぐらい、若しくは何十名ぐらいいらっしゃるのか。

○健康福祉部長（迫田福幸） 生活保護に係る世帯累計は、世帯分類上5つのケースに分類されますが、高齢世帯や母子世帯、障害世帯、傷病世帯に該当しない世帯をその他世帯として取り扱っているところでございます。

本市においては、4月1日現在、その他世帯が23世帯ございます。これについては自立可能じゃないかということで、いろいろ協議をしているところでございますが、この受給者につきましては、各々の身体状況等の能力に応じた就労を行っているところでございますが、現在、3世帯が未就労の状況にございます。

就労可能な受給者につきましては、居宅訪問等による就労指導を重点的に行うとともに、必要に応じてハローワークへの同行支援も行っているところでございます。

しかしながら、景気や雇用情勢等の悪化により雇用先も限られていることから、受給者の能力に応じた就労先の確保に、現在、苦心しているところでございます。

○5番議員（田中健一） その他世帯3世帯，これも市民の声ですが，この可能でありそうな方々を，市の公園若しくは道路維持作業等，活躍していく場はないのか伺います。

○健康福祉部長（迫田福幸） 現行の生活保護の制度の中では，扶助費の対価として就労に類することを求められていないところでございます。

○5番議員（田中健一） 対価に向かないということで理解をするしかありませんので，理解します。

それでは，支給費について，この間これも国会の中で何か案みたいなものが出てきているようですが，現物支給，食料品，衣料品等々，これを地元商店の方々の協力をいただいて，地域商店の活性化も含めて，扶助者との健康の見守りの取り組みというものはできないものか伺います。

○健康福祉部長（迫田福幸） 生活扶助や住宅扶助等の扶助費については，現時点におきましては，生活保護法に基づき，現金で支給することになっております。したがって，物品での支給は行っていないところでございます。

今後も受給者に対しましては，生活保護の趣旨を十分に理解していただくとともに，支出の節約を図り，日常生活の向上に努めるよう，より一層の指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

○5番議員（田中健一） いろいろとこの生活保護扶助については問題が大きく，仕事をやりたくてもできない環境であったり，仕事がなかったり，この事業を必要とされてる方々がいます。しかし，いろいろな制度との矛盾や社会モラル，今まで説明を聞いて思うんですが，この矛盾点，いろいろ考えて，この社会制度の崩壊というものを考えて，市長，国に適正な運営をできるように行動するお考えはないか伺いたいします。

○市長（豊留悦男） 生活保護制度につきましては，先ほども申し上げましたように，新聞やテレビ等でいろいろなことが報道されております。幾つかの矛盾を指摘している報道関係もあります。例えば，先ほど議員からご指摘がありましたように，働いて汗を流して稼いだ賃金よりも生活保護の額が上回れば意欲がなくなるのではないかと，そういう指摘をしている報道関係もございます。また，意欲があっても働かない人が，生活保護というその制度に乗っかってその恩恵を受けている現実を見たときに，今後増え続けるであろうこの制度が崩壊するという，見直さなければならぬという指摘もございます。

そういう意味で，国会を含めていろいろこの制度についての検討がなされるものと思われまます。また，現在なされている状況でもございますが，私ども市長会においても，この制度のあり方についてはいろいろと国に意見をしてみたいとは思っております。

例外に漏れず，我が市においても生活保護受給者が増え続けているというこの現実を直視しながら，自立支援を含めてこの制度のあるべき姿というのを大切にしながら行政としてもこの制度についてはいろいろと検討をし，先ほど申し上げましたように制度の趣旨をはみ出

さないような、本当にこの制度が、一人一人の生活に苦しんでいる方々に行き届くような、そういう制度になるように努力をしてみたいと思っております。

○5番議員（田中健一） 上村副市長，副市長は「健康のまち指宿を再開発」というネーミングで来ていただいていると思っております。上村副市長の，ここは腕の見せどころだと思うんですが，意気込み，一言いただいて国の方に市長とともに声を届けていく気持ちはありませんか，伺います。

○副市長（上村欣久） ご指摘の生活保護制度のあり方うんぬんにつきまして，どのようなことができるのかはさておきまして，私，与えられた職務が，市民の方が健康で生き生きと暮らせるようなまちをつくるということと認識しております。

このためにも，今現在，庁内で横断的なチームをつくりまして，どのような取り組みができるかを実は，検討しているところでございます。本来であれば早くご提示できるところでございますけれども，今しばらくお時間をいただきまして，十分な検討を持って議会の皆様あるいは市民へ，ご提示させていただきたいと思っております。

この計画につきましては，かねてより市長が目指しております市民の誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくり，この趣旨を，是非，具体化したいと思ひまして，検討しているところでございます。できますれば，議員の皆様あるいは市民の皆様にも，是非，ご協力，ご理解いただきまして，積極的なご参加をいただきまして，健康で生き生きとしたまちになればと思っております。

○5番議員（田中健一） 生活保護の場面では，ちょっと違ったんですが，副市長，この指宿に対する思い，また，かねてより朝から朝フラとか，もう一生懸命市民に溶け込もうという努力を感じておりますので，市長ともどもSWCに向けて，一肌でも二肌でも脱いで頑張りたいと思ひます。

組織機構の再編についてであります。

私も，県内の一，二件ですがデータを取り寄せて見てみることでしたが，観光のまち指宿とタイアップして霧島市もクローズアップをされて，また市長も大変仲よくされているようですが，霧島市の農業の就業率24.1%であります。指宿はその倍近い42.7%，販売農家数においても霧島が45.5%，指宿が66.2%，農業の産出額を比べても指宿の方が1億ほど上回っております。198億4千万円が指宿であります。

このように，指宿には企業的な農業経営，また，私の地域であります，唐船峡のおふくろの里に出すためだけに，一生懸命腰を曲げながら頑張っている農家も様々であります。

日本の食料基地指宿にとって，当然，私は必要な農政部だと考えております。今後，農政部の検討をしていただけるということですが，再度確認をさせていただきたいと思ひます。

○総務部長（邊見重英） 先ほども市長の方からございましたけれども，まず，いぶすき農業支援センターを平成22年度に設置いたしまして，このセンターにつきましても3年目を迎えて

いるということから、一定の目的も達した分もありますし、そのあり方等について検討する時期というのも考えているところでございます。

そのようなことを総括しながら、新たな行政需要に迅速かつ適切に対応できるように、今、議員の方からもございました指宿市の農政、いわゆる農業、それから畜産を含めましたそのような農業に従事する方々の状況に的確に対応できるように、農政部の新設も含めた組織全体の再編を検討したいと考えているところです。

○5番議員（田中健一） そのような認識をいただいていることに感謝を申し上げます。

農業支援センターを22年に設置をしていただいたわけですが、市民の方々というか、農家の声をいつも聞けば駐車場が狭い、道路から出入りも難しい、更にないごち1階じゃねえとか、おんだぼといなもののが、2階までは、よう上らんどって、私もこの間も、昨日ですか、行きましたが、やはり私にとってもかなり階段はきつうございます。

このような改善はできないのか。1階にできたら、保健所があるわけですが、県の理解を得て1階と2階、入れ替えはできないものかお聞きいたします。

○総務部長（邊見重英） ご質問いただきましたとおり、高齢な農家の方々とかいう方が、実際、2階に上がっていかれるというのは、1階からすると大変だろうなということは重々分かっております。

ただ、平成22年度にいぶすき農業支援センターを設置いたしましたときに、県との協議におきまして、旧指宿合同庁舎の空いたスペースを活用させていただくということで申し入れを行いまして、現在の庁舎2階へ設置の許可をいただいた経緯がございます。

併せまして、現在の旧指宿の合庁1階には、指宿保健所が設置されておまして、市保健センターとともに指宿地域管内の健康福祉行政の県行政機関の窓口として重要な役割を担っているという部分がございます。したがって、保健所は弱者対策機能の目的を持った行政機関であるため、利用者の中には、妊産婦であるとか、障害者であるとか、特定疾患の方々というような方が数多く相談に訪れると聞いているところでございます。

そのような事情もありますことから、いぶすき農業支援センターを現在の1階に移設することにつきましては、難しいのではないかと考えているところです。

○5番議員（田中健一） 保健所との利便性を比較したときに、やはり難しいのではないかとという反面、1階であれば利便性はいいということを理解していただいたと思います。

今後、農家が相談に行きやすい環境づくり、市内にもまだ使われていない、まだ立派な建物もあります。そういうところに開聞言えば改善センターとか、開聞の役場、耐震化ではないとは思いますが、そういうところも含めて、今後、ご検討いただければありがたいです。

最後に、行政改革推進室、このことについてはいろんな面で効果があったものと思います。職員も131名減をされて、かなり職員の方々は、仕事量は減っていないのに職員が減ったというところで、今後、農政部、商工観光部、仮称ですが、そういうものができることであれ

ば、組織全体の見直しの中で、私は、行政改革というものは本当短期間にやって、市民の評価を得るべきだと思います。

これをずっと続けていくのか、若しくはもう来年で廃止を考えているよと、いろんなまだ問題もあろうかと思いますが、その決断は、やはりこの指宿市のトップである市長がいかにかえるか、いかに市民のために活動しやすい組織をつくるかということにかかっていると思います。これを質問して、私の質問は終わろうと思いますが、市長、よろしくお願いします。

○市長（豊留悦男） 非常にありがたいご指摘とともに市役所のあるべき姿というのを再認識するいい機会になりました。その点においては、感謝を申し上げます。

行政改革、それは時々行政課題に対応するために見直さなければならない組織、それが必ず生まれてくるだろうと思います。そういう意味で、行政改革は大きな行政課題に対応するために必要になろうかと思っております。

今後の行政改革推進室のあり方につきましては、先ほど申し上げましたように、指宿市組織機構再編計画及び行財政改革の進捗状況等を考慮しながら、判断してまいりたいと思います。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○7番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。台風4号は、死者1名、負傷者55名という被害をもたらしました。でも、指宿では、ほとんど影響を受けずに過ぎ去ったことはよかったなと思っているところですが、5号がすぐ迫ってきているので、農家の方や建築業の方々は心休まらないのではないのでしょうか。災害は、いつ起こるかわかりません。だからこそ、備えを十分にするのが大事なんだと思います。

それでは、早速ですが一般質問をさせていただきます。

安心・安全な生活のために、防災・減災ニューディールについてお伺いいたします。

この防災・減災ニューディールについて、本市の取り組みはどうなっているのか、ニューディールとは1929年に始まった世界大恐慌を克服するため、33年からアメリカのフランクリン・ルーズベルト大統領が実施した総合的な経済対策、新規巻き直しを意味しています。この経済対策では、テネシー川流域でのダムや橋の建設など、大規模な公共事業が実施され、多くの雇用を生み出し、経済再生を促しました。災害に強い国づくりと経済活性化を目指し、10年間で100兆円を集中投資する防災・減災ニューディールを提唱しました。大地震などに備え、老朽化した橋や道路などの修繕を加速させる、公助を軸にした防災力を強化すると

もに、経済の活性化を促し、公助の基盤になっている橋や道路などの社会資本の多くは、今後、急速に老朽化し、防災力の低下が心配されているところです。この防災・減災ニューディールについて、本市としての取り組みを伺います。

2番目に、節電対策について伺います。

学校での節電、クールビズ対策について、今年は、スーパークールビズと言われています。私たち大人は、夏はアロハシャツを着て、とても快適に過ごしています。でも、中学校や高校、また小学校でも、制服のある学校では、一日中制服で過ごしているわけです。子供たちは暑い夏でも我慢をして授業を受けなければなりません。もちろん窓を開けたり扇風機をつけたりして、少しでも涼しくなるように配慮はされているのですが、それでも暑いのです。男の子は長ズボン、女の子は短パンの上からスカートをはいているのです。

そこでお伺いたします。授業中、体操服で受けることができればすっきりとして授業を受けられると思うのですが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 道路や橋梁などの社会資本施設の防災・減災の取り組みについてのご質問でございます。

これらの社会資本施設が、地震や集中豪雨などにより被災いたしますと、消防活動や救援復旧活動に大きな混乱を及ぼすことが考えられます。本市の橋梁につきましても、建設後50年を経過した高齢化橋梁が存在し、老朽化対策として、これらの橋梁を今後一斉に更新しようとする、大きな財政負担が生じることとなります。

このようなことから、重要な社会資本施設である橋梁を長く大事に保全し、安全で安心な道路の維持やライフサイクルコストの縮減等を図るため、定期的な点検により、早期に損傷を発見し、大規模な補修に至る前に対策を実施する予防保全に取り組むこととしており、橋梁長寿命化修繕計画を策定をしております。

国においても、災害に強い国づくりと経済活性化を目指し、議員のご指摘の防災・減災ニューディール政策が論議されているようでございますので、今後これらの動向を踏まえながらも社会資本、いわゆる生活インフラの充実には本市としても計画的に取り組む必要があらうかと考えております。

以下、いただきました節電対策についての学校の取り組み等について、このことについては教育長に答弁をいたさせます。

○教育長（池田昭夫） 授業中の体操服の着用についてのご質問ですが、体育の授業以外の体操服の着用については、これは学校長の判断に委ねられております。市内の小学校では授業中、体操服を着用する、または着用してもよいという指導をしている学校もあります。中学校では、すべての学校が制服を着用するようになっていきます。しかし、汗をかいたときはタオルで拭いたり、着替えをしたりする、指導をするなど、衛生面での配慮もしております。

ただし、中学校の制服着用については、時と場所と目的に応じた服装を着用させることによって、基本的な生活習慣を身に付けさせる、という生徒指導面の理由からでもあります。また、心身の発達段階や、保健衛生面も考慮し、小学校、中学校の校種や、学校の実態に応じて判断していくものであると理解しております。

○7番議員（高田チヨ子） 防災・減災ニューディールについてからお伺いいたします。

今、市長の方からご答弁いただきましたこの防災・減災ニューディールについて、本当に前向きに取り組んでいただけるんじゃないかなと思ったんですけども、それでは、本市における橋梁の数を教えていただけませんか。

○建設部参与（上谷修） 本市におけます橋梁の数のご質問でございます。

本市におきましては、平成23年度末現在で140橋の道路橋が設置されております。

○7番議員（高田チヨ子） それでは、今、140橋あるということでしたけれども、これまでにこの140橋の橋を、点検又は調査をしたことがあるのかお伺いいたします。

○建設部参与（上谷修） これら140橋のすべての橋梁におきまして、平成21年度から平成23年度にかけて、点検・調査を実施し、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしているところがございます。

○7番議員（高田チヨ子） 修繕計画を立てたということですが、それでは、今後の整備計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

○建設部参与（上谷修） 平成21年度からの調査・点検の際、劣化・損傷が激しく、早急に架け替えの必要な橋梁として判断されました逆瀬川橋につきましては、現在、橋梁の架替工事中でございます。

今後も、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、橋の不具合が発生してから対処いたしません事後保全型から、健全な橋の劣化を未然に防ぎ寿命を延ばす、予防保全への方針転換に組織的に取り組んで、道路橋の安全・安心な通行の確保に努めてまいりたいと考えております。

○7番議員（高田チヨ子） 平成21年度から23年度にかけて点検・調査を実施しているとのことをお伺いいたしました。とても安心いたしました。

コンクリートの寿命というのは、一般的に50年から60年とされています。本市の橋は140橋あるということですが、そろそろ逆瀬川橋だけではなくて、ほかにも寿命になっている橋もあるのではないかと思います。

今から、修繕工事にかかることになった際、その工事はどこの業者に発注するのか、そのことをお伺いしたいと思っております。できればこの発注先は、地元の業者に発注していただきたいと思うのです。そうすると、指宿市の地域活性化につながるのではないかと、経済活性化につながるのではないかと、そう思いますので、是非、地元の業者に発注をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○建設部参与（上谷修） 橋梁工事をどこの業者に、地元業者への発注となるのかというご質問で

ございます。

橋梁修繕工事を一般の道路改良工事等と比較いたしますと、特殊専門的な工種の割合が幾分高うはございますけれども、地元業者育成の観点からも、これまで同様、地元業者への発注に努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番議員（高田チヨ子） 是非、地元の業者に発注をしていただきたいと思います。

それでは、次に、学校での防災教育について伺います。

現在、学校では避難訓練はしていると思うのですが、防災に関する取り組みの状況がどうなっているのかお伺いいたします。

○教育長（池田昭夫） 学校での防災に関する取り組みの状況についてですが、学校では年間を通して、計画的に火災、地震、不審者対応の避難訓練を行っております。

しかし、昨年の東日本大震災における津波被害の甚大さを目の当たりにしまして、各学校に対しまして、津波への対応マニュアルの作成と、津波を想定した避難訓練の実施を指導したところ です。

それを受けまして、昨年度中に市内全校で対応マニュアルが作成され、津波対応の避難訓練が実施されたところでございます。

訓練実施後には、保護者や地域の方々と交えて、避難のあり方について話し合いを行った学校もあると聞いております。

本年度も、既に8校で実施されておりますが、児童・生徒の実態や、地域の特性に応じた形での津波を想定した避難訓練が、すべての学校で実施されることになっております。

先日実施されました今和泉小学校の避難訓練の際には、児童が指宿商業高等学校の4階に避難するという訓練、更に第2グラウンドへ避難するという訓練もいたしております。併せまして、学校では随時、KYT、危険予知トレーニングの視点からの指導も、児童・生徒に日常生活の中で自ら危険を避ける力を身につけさせる取り組みも行っております。

そのほか、学校では校区内の安全・防災上の危険箇所について安全マップを作成し、児童・生徒及び保護者と危険箇所についての情報を共有して、事故の未然防止を図っているところでございます。

○7番議員（高田チヨ子） 今、教育長のお話の中で、本当に一生懸命取り組んでくださってるんだなというのがよく分かりました。マニュアルも作成し、そしてまた、安全マップも作ったということです、本当にそれをもとに対応していただきたいと思います。

それでは、避難訓練などのときに、特別に今日は避難訓練ですよってという時間設定をした、そういう今、訓練の状況だと思えます。そういう特別に時間設定した防災教育ではなく、全教科または道徳の時間、そして特別活動などの通常の授業の中で、防災に関する内容の指導を行っているのか、お伺いいたします。

○教育長（池田昭夫） これまでの学校保健法が改正されまして、平成21年度から新しく学校保

健全安全法が施行されました。その中で、各学校において、学校安全計画の策定と、その実施が義務づけられております。

学校安全計画は、各教科の授業や道徳、特別活動などを含む学校での教育活動における指導内容を安全の視点から整理したものであり、各学校では計画に基づき、授業中の事故の防止はもとより、児童・生徒の安全に対する意識の向上や、非常時の実際の行動に生かすための指導を行っているところです。

具体例を幾つか挙げますと、小学校では1年生、2年生を生活科でまちたんけんの学習を行います。その中で地域の様子を学習するときに危険箇所等も確認します。道徳では、どの学年でも命の尊さや大切さについての学習を行います。特別活動では、赤い羽根や緑の羽根などの募金活動を通して、お互いが支え合って生活していることも学びます。中学校では、2年生の社会科で、地震や津波、崖崩れ等の自然災害と人々の暮らしという、これも学習しますし、1年生の理科では地震発生メカニズムや火山活動の様子、天気の変化や気象の様子を安全の視点を踏まえて学習することになっております。

現在、この学校安全計画は、市内すべての学校で定められており、それぞれの学校において教科や道徳、特別活動の中で計画的な指導が行われております。

ただいま高田議員からいろいろとご指摘がありましたが、今後は、防災の視点を多く取り入れた計画への見直しを、是非、やってほしいということで、指導してまいりたいと思っております。

○7番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。東日本大震災から1年がたち、岩手県の釜石市でも多くの命が失われました。釜石市では死者・行方不明者は約1,300人に上りました。

でも、8年前から独自の防災教育が功を奏し、小中学生は99.8%が無事に避難することができました。いわゆるこれが「釜石の奇跡」と言われていることです。群馬大学の大学院の片田敏孝教授は、防災教育を進める理由は、災害ごときで人を死なせないため。災害は、いっどこで起きるかわかりません。また、想定外の規模の災害が起きても、誰でも実践できることを教育すべきであると考えたそうです。

例えば、ある建物の中で非常ベルが鳴り、周りに誰かいたとします。そのとき、あなたは、どうするのって聞いたら、逃げなくても大丈夫、そして、そんなに大げさなことではないよ、という油断した姿勢がないか問いかけてみてください。そういう姿勢を改めることで命の危険を回避することができるのです。でも、頭でわかっていても実践するのはなかなか難しいことです。だから、釜石ではどんな大きな津波が襲ってきてもできることがあるよ、それは逃げることだと教えたんだそうです。そのため、この津波の被害をイメージする映像を見せたり、また、津波の高さを算数の授業に盛り込むなど、工夫をしました。そして、釜石の児童・生徒や、学校の先生は避難訓練を地道に繰り返し熱心に取り組んだ、その結果「釜石の奇跡」は起こったんだというのがありました。

以上のようなことから、昨年の震災を教訓に、児童・生徒に教材化された指導資料を基にした指導を、今、教育長のお話の中で、随分入れ込んでくださったと思うんですけども、まだまだ普段にも、そういう教育ができるように行う予定はあるのかどうかお伺いいたします。

○教育長（池田昭夫） 議員がおっしゃられるとおり、昨年の震災と津波を教訓にした指導資料を基に、児童生徒へ自然の驚異や恐ろしさ、どのようにして自分の身を守っていくか等について指導することは、とても重要なことであると思っております。

また、日頃から避難や津波の驚異に対する学習を積み重ねておくことも、非常に大切なことであると考えております。現在、気象庁、消防庁、文部科学省など、児童・生徒の発達段階に応じた防災に関するDVDやワークシートなどの教材を作成し、各学校に配布しております。気象庁が出しておりますのは、津波から逃げるということで、小学生向けで、アニメ等を通して非常にわかりやすく作られておりますし、消防庁からは津波から生き延びるためにということ、津波の起こる様子なんかを具体的に説明したDVDがございます。それらの資料、DVDやワークシートを利用いたしまして、今後、年間の指導計画にも位置づけて、防災意識の向上と非常時の適切な行動につなげる指導の充実を図るよう、また今後指導してまいりたいと考えております。

○7番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。それでは次に、市内の街灯の状況についてお伺いいたします。市内には、防犯等や安全灯など多数ありますけれども、その街灯の現況についてお伺いいたします。

今、LED電球が普及してきています。このLED電球にすると電気代が安くなり、耐用年数も長くなるという特徴があります。

鹿児島市では、街灯をLEDに替えたんだそうです。そうしたところ、電気代が3分の1ぐらいになったよっていうのをお聞きしました。確かに最初はこのLED電球にかえるとコストが高いがあるので、大変最初は出費が多くなります。ですけれども、長い目で見ると市内の街灯をLEDに替えたほうがいいのではないのか、そういうふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○市民生活部長（谷口強美） 市内の街灯をLEDにしてはどうかとの質問でございますが、現在、市が補助金等予算措置をしている街灯は、市が直接設置・維持管理を行っている防犯灯、それから、各自治会が設置・維持管理を行って安全灯、市街地の通り会などが設置・維持管理を行っている街路灯の3種類があります。これらの街灯の約7割が各自治会で設置・維持管理を行っている安全灯であります。

そして、この街灯の大部分が、従来型の電灯を使用しておりますが、ご指摘のとおりLED灯は、従来型の電灯よりも消費電力が少なく、節電対策や地球温暖化対策、経費削減の効果が高いと言われております。また、長寿命であることから、交換の手間や交換にかかる経

費が削減できるほか、飛来する昆虫も少なく、掃除などの手間も省けると言われております。このようなLED灯の特性を有効活用する面から、市では、市が設置する防犯灯を順次LED灯に更新していく予定であります。

また、安全灯の設置者である自治会に対しましても、LED灯の特性の啓発に努め、導入の推奨を行ってきたことから、最近では、各自治会内の安全灯をLED灯に更新するところが増えてきているところであります。

市といたしましては、今後も引き続きこのLED灯の有効性についての啓発に努め、市内外灯のLED化への取り組みを促進してまいりたいと考えております。

○7番議員（高田チヨ子） 市が直接する防犯灯は順次更新をする、そしてまた、自治会が管理してる安全灯は推進をしていくということでお伺いいたしました。

それでは、商店街の街路灯はどうなっているのか、お伺いいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 商店街の街路灯につきましては、それぞれの商店街または通り会が設置し、その後管理を行っております。

指宿地域には17通り会、688灯があり、また、山川地域には1通り会、23灯の街路灯がありますけれども、これまでLED灯に交換したとの情報はございません。

現在、市から商店街及び通り会への街路灯に対しましては、LED灯への切り替えに対する補助制度はありませんけれども、街路灯の新設及び自然災害による損壊に伴う補修については補助を行っておりますので、今後、商店街・通り会へLED灯の有効性の啓発に努め、街路灯のLED化への取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○7番議員（高田チヨ子） 是非、推進をしていただきたいと思えます。

それでは、節電対策についてお伺いいたします。

今、教育長の方から子供たちに体操服でっていうのは、いろんな面を考えたときに、市としてはまだ考えていないというご答弁でした。

でも、実際、子供たちがどんなに思ってるのかな、そこが大事なのではないかと思い、中学生に何人か尋ねてみました。すると、体操服で授業を受けられたらいいねって、すごく喜んでくれたんです。本当にそんなになったらいいなって、ありがたいって子供たちは思っていました。もし、体操服で授業を受けるとなったときに、恥ずかしいって思うことがありますかかってきいたら、いえ、恥ずかしくありませんという答えが返ってきました。これは何人かの子供たちに聞いただけですので、全部の回答ではありません。それでも、こういう答えが返ってくるということは、みんなそれぞれ、ああ、どうにかならないのかなと思っているのだろうなって、そういうふうに思いました。

体操服で授業を受けられるようになると、暑さ対策にとっても役立つと思うのです。そして、鹿屋市の方の状況を聞きました。すると、鹿屋市では、串良中、上小原中、吾平中、この3校が体育祭練習期間のみですけれども、期間限定であります。体操服で授業を受けている

とのことでした。また、すべて校長判断ということでもございました。

鹿児島県の中でも、そうして体操服で授業を受けさせてくれる学校があるということは、やっぱり子供たちのことを考えたら、そういうふうにしてあげたら喜ぶのではないのかなって思います。ですから、本市でも期間限定でもいいですし、また、全員、強制的に体操服に着がえなさいというのではなく、体操服で授業を受けたいというそういう本人の意思を尊重し、生徒がそう願ってる、そういう子がいたら体操服で受けさせてもいいのではないのかなと、そのような柔軟な姿勢を望んでもいいのかなと、そういうふうに思ったんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○教育長（池田昭夫） 今、議員の方から鹿屋市の3つの中学校の様子をお伺いしましたが、この指宿市でもそういった体育祭の練習時等においては常に、しょっちゅう着がえるんじゃないくて、そのまま体育服でやっていくという学校もあります。したがって、厳々に体育服以外は制服ですよという方法はとっていないと思っております。

また、どのような服装で過ごすかといいますのは、先ほど申しましたように、いろんな教育的配慮がございますので、また各学校でいろいろと検討なされていくものだと思っております。

○7番議員（高田チヨ子） 何とかできる方向でお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、去年ぐらいからクールネックというのが、皆さん、はやっているというか、みんな首に冷たいのを巻いて気持ちがいいよって言ってるんですけども、このクールネックをすると首元が涼しくなるので、とても快適に過ごせるんです。このクールネックを着用して授業を受けることはできないのか、お尋ねいたします。

○教育長（池田昭夫） クールネックの着用をして授業を受けるということですが、基本的に学校におきましては、学習に必要なものか、学校生活に必要なものか、保護者の経済的負担となっていないかなど、いろいろと総合的に判断して、不要なものの持ち込みを禁止しております。

議員のご提案のようにクールネックの着用についても、同様に、学校における検討が非常に必要になってくるんじゃないかなと考えております。

○7番議員（高田チヨ子） クールネックもいろいろあります。高いのから安いのまでいろんな物がありますけれども、そういう市販の物でなくても、ハンカチをぬらして首に当てる、それだけでも違うのではないかなと思うんですけど、それはどうでしょう。

○教育長（池田昭夫） クールネック以外でも、ぬらしたハンカチを首に巻くということではできないかということですが、学校の授業では、学習の指導面だけでなく、授業を受けるときの態度やまたは姿勢について指導しております。これは基本的な学習態度を見につけさせることによって学習の効果が高まるというねらいと同時に、時と目的、場所に応じた服装や態

度で行動させることによって、よりよい大人に成長してほしいという願いからのものであります。

学校生活での服装につきましては、先ほど申しましたように校長の判断に委ねられておりますし、新しく学校生活の服装を変えらるとなると更なる検討が必要になってくるのではないかなと思っております。

○7番議員（高田チヨ子） それでは、児童・生徒が暑さの中で、快適に授業を受けるための方策をどのようにとっているのか、市内の学校の取組みについてお伺いいたします。

○教育長（池田昭夫） 市内の小中学校の特別教室以外の普通教室においては、ご存知のように全教室に扇風機を設置しております。図書室のクーラーについては、本年度、すべての小中学校に設置する予定であります。そのほかに、丹波小学校では校舎屋上での緑化活動、池田小学校、利永小学校、北指宿中学校ではグリーンカーテンの設置をするなど、それぞれの学校で暑さ対策の工夫をしております。

また、ほとんどの学校で、タオルで汗を拭いたり、着替えをしたりするように指導をしております。

水分補給についても、夏や運動会の時期や、期間を限定するなどして、水筒を持参させたり、水分補給をするようにも指導しております。

更に、体育の授業や外での部活動、休み時間等は、帽子を着用するようにも指導しております。

教育委員会では、暑さ対策に加えて、また熱中症対策も含めて、引き続き気温と湿度、活動場所と活動時間等に応じた水分補給や適切な休憩、室内での換気等を積極的に実施するように、指導してまいりたいと考えております。

○7番議員（高田チヨ子） じゃあ、よろしくお伺いいたします。

それでは、高齢者のことなんですけれども、熱中症にかかると体温調整がうまくできないことなどにより重症化することが多いと言われております。

私は、高齢者のことについては、去年も熱中症のことで質問させていただきましたけれども、再度お伺いいたします。本市における熱中症の現状についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（迫田福幸） 本市における熱中症の現状についてのお尋ねでございますが、熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温機能調整がうまく働かないこと等により、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、更には吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります。また、気温や湿度が高いなどの環境条件や、体調がよくない、暑さに体がまだなれていないなどの、個人の体調による影響が組み合わさることにより、熱中症の発生が高まってきております。そのため、こまめな水分等の補給や、空調等による室内環境の確保等が大きな予防法となっております。

本市における熱中症の疑いによる救急車両での搬送者は、平成22年度は27人で、うち65歳

以上の高齢者が13人、平成23年度は32人で、うち65歳以上の高齢者が17人、平成24年度が6月4日現在、2人が救急搬送されております。うち65歳以上の高齢者が1人となっております。また、平成23年7月から10月までの国民健康保険被保険者が医療機関で診療を受けた方は、レセプトデータによると82人で、うち70歳以上が27人となっております。救急車両で搬送された方の半数以上が高齢者で、症状は軽症から中等症となっております。発生場所は、自宅や農作業中が一番多い状況でございます。

なお、県内におきましては、平成21年度9月末は430人、平成22年度は689人、平成23年度は735人と右肩上がりである毎年増加してきている状況でございます。

○7番議員（高田チヨ子） それでは、一人暮らしの高齢者は本市に何人いるのかお伺いいたします。

○健康福祉部長（迫田福幸） 本市における65歳以上の一人暮らしの高齢者は、本年4月1日現在、2,971名となっております。

○7番議員（高田チヨ子） 2,971名いるということでした。今年は原発の影響もあり、節電、節電って言われています。節電対策として、エアコン等を使用しない高齢者が増えてくるのではないかと、そういうふうには予想されます。

また、高齢者は特に暑さを感じなかったり、水分をとらなかったり、そういう高齢者が多いです。ですから、エアコンの使用目安として一人暮らしの高齢者の方に、この熱中症計を配布したらどうかと考えるんですけれども、どうでしょうか。

○健康福祉部長（迫田福幸） 一人暮らしの高齢者に熱中症計の配布は考えられないかとお尋ねでございますが、熱中症は、温度や湿度など様々な条件等が重なって発症しております。全国的には、特に高齢者において、自宅のベッドで気分が悪くなった症例が多い中、節電が呼びかけられているところでありますが、必要に応じてエアコン等を適切に使用することが望ましいものと考えております。

高齢者に対する熱中症計や暑さ対策グッズの配布については、都市との環境等の違いもございしますが、鹿児島県内において、現在、取り組んでいる団体は見受けられないところがございます。

本市におきましては、現在、熱中症を正しく理解していただくために広報紙をはじめ、高齢者受給者証交付説明会や、運動教室・ふれあい活動、各種健診時等において、熱中症に対する周知を図っているところでございます。

また、介護事業者や民生委員などによる独居老人に対する声かけや見守りなど、更に強化していかなければならないと認識しているところでございます。

熱中症計の配布につきましては、ビル化が進んでいる都市部と比較すると、環境等の違いもあることから、本市としては、現段階で熱中症計の配布は考えていないところがございます。

ただ、今後、更に温暖化が進み、発症が多くなるようであれば、県内の配布状況等も注視しながら、その安全対策の一環として、検討していかなければならないと認識しているところでございます。

○7番議員（高田チヨ子） よろしく願いいたします。

最後に、一昨日、白水館の65周年記念講演がありました。私もその講演を聞きにいったんですけども、すべては感動から始まるとの講演でした。とってもすばらしい講演でした。北原先生のユーモアあふれる話にいつしか吸い込まれていくような、そんな感じでした。

その中で、全称肯定、全称感謝というのを何回もおっしゃってました。そして、「三感王」の話もしてくださいました。三感王って何だろうって思ったら、感心、感動、感謝ということでした。本当にそうだなと思いました。私も、ああ、本当に感動して、感心して、感謝していける、そういう毎日を送れたらいいなと、そういうふうに思いました。いつも前向きにすべてに感謝していきたい、そういうふうに思います。

以上で終わります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時58分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

○13番議員（前原六則） こんにちは。本市におきまして心配されました台風の影響は小さくってほっとしているところですが、北上する4号と、これから来襲するであろう5号によって、大きな被害がないように願うところでございます。

さて、ハウスオクラの収穫も終わりに近づいてまいりました。ことしのオクラ価格は、例年より1割ほど高い推移でございます。収穫量が少ないため、10a当たりの生産額としましては、例年より減額になるような様相でございます。これから本格的なトンネルオクラ収穫に入り、収穫量が増えてまいりました。先週から単価は例年並みに落ちつき、今後の価格によっては今年の農家の皆様の所得はどうなるか心配しているところでございます。

では、質問に入らせていただきます。

まず、1件目の観光産業と地域産業振興について、どのように考えているかをお尋ねいたします。

市外の方々と会話をしますと、マスコミなどで報じられているJR指宿駅のたまため箱号や、指宿市への観光客入れ込み数増加が話題になります。

そこで、23年度における観光事業状況と推定観光客宿泊施設販売高について、統計的に把握していらっしゃるれば教えていただきたいと思っております。

次に、2件目の気候温暖化での樹木害虫対策についての見解をお聞きいたします。

2000年に発生したヤシ類の害虫でありますヤシオオオサゾウムシの被害で、市営グラウンド周辺の南国ムードを演出していた、カナリーヤシの木が見られなくなりました。また、南方系のキオビエダシャクの発生で、イヌマキの食害が広がり、駆除剤を散布しなかった樹木は、被害で枯れている状況が散見されます。

本市は、観光客に花と緑の豊かな観光地を印象づけるために、自然林の保全と街路沿い等に花や樹木を植栽し、豊かな景観づくりに取り組んでいるのですが、これらの施策と相反したいろいろな食害虫の被害発生状況についてお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 観光産業、地域産業振興について観光客数の動向等についてお尋ねをいただきました。

観光客数の動向につきましては、入込観光客数は、平成22年度は、363万3千人に対し、平成23年度は、5.9%増の384万7千人となっております。一方、宿泊客数につきましては、平成22年度は、67万6千人に対し、平成23年度は、24.4%増の84万1千人となっております。

平成23年度の大幅な宿泊者数の増加につきましては、九州新幹線鹿児島ルートの特急開業や、観光特急指宿のたまたま箱などの効果により、新幹線沿線の県外からの宿泊者が増加した結果であろうと考えております。

なお、平成23年度推定観光宿泊施設販売高につきましては、本年3月の新聞報道等によりますと、平成23年度の鹿児島県内への経済効果は463億7,600万円とする試算も発表されているようでございますが、指宿市内の各ホテル・旅館の宿泊料金が異なることから、統計的に現在のところ、算出していないところでございます。

次に、本市における気候温暖化での樹木害虫対策についてでございます。

本市における被害状況についてでございますが、まず、松くい虫による被害は、平成23年度において、山川地域や開聞地域を中心に122.1haでありました。また、松毛虫の大量発生によります松の被害としては、ふれあい公園周辺や池田湖畔沿いで確認しているところでございます。このほか、市が管理している道路の植樹帯や、公園の樹木については、現在、北町通り線や指宿駅小田線等の植樹帯のほか、池田湖畔のツツジ、迫五郎ヶ岡線のケヤキが被害を受けているところであります。

北町通り線や指宿駅小田線等の植樹帯のほか、池田湖畔のツツジについては、葉蜂の一種でございますルリチュウレンジの幼虫による食害が発生していることが確認されております。その中の一部は食害の状況がひどく、ほとんど葉がない状態の箇所も見られております。また、迫五郎ヶ岡線のケヤキには、テッポウムシによる幹への被害が、12本程度確認しているところでございます。

○13番議員（前原六則） 時間の配分で、通告の2件目であります樹木害虫対策から質問をさせていただきます。ご了承をお願いします。

街路樹のツツジをはじめ、学校の樹木、特に先人が大事に育ててきたふれあい公園の松の木は樹齢100年近く、あるいはそれ以上あるのじゃないかと思われます。公園を訪れる方々に安らぎと、やはり松の持つ温かみ、その存在価値は大きいと思うところがございますが、昨年から松毛虫が異常に発生して、その姿は松が枯れてしまうのではないかと思うほどであります。

このことについて、害虫の発生に気づいてから対策などの打ち合わせや駆除等を時系的にお聞きしたいと思ひます。

○産業振興部長（下吉耕一） 例年、当公園の松林には、国の松くい虫対策空中薬剤散布処理がなされていましたが、昨年は周辺農家の理解が得られないなど、諸般の事情から実施されませんでした。

このような中、昨年7月頃から当公園内の松林の各所に松毛虫が蔓延し、特にパターゴルフ場の利用客からの苦情が寄せられたところがございます。

8月になっても沈静化しなかったため、8月以降動噴を使って可能な限りの駆除作業を実施し、11月には専用の大砲型噴霧機、スバウターによる、大がかりな駆除処理を森林組合に依頼して実施していただいたところがございます。

なお、今年の2月になって再び松毛虫が発生したため、3月に再び森林組合に依頼して駆除を実施していただきました。そのため、現在のところ松毛虫は、ほとんどいない状況となっております。

○13番議員（前原六則） お聞きしますと森林組合に委託して駆除作業等やられたってことです。松毛虫については、ところによっては根元に越冬する関係で、何ていうんですか、俵などを巻きつけて、それを焼くとかっていう、そこまで念のいった処理をするところがあるそうでございます。

そのような中、2月にまた発生したということなんですが、そういう森林組合等との連携はどうなっているか、防除しながらどうして現在のような状態になったのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○産業振興部長（下吉耕一） 防除しながらどうして現在のような状態になったのかということでございます。

ふれあい公園内のパターゴルフ場や、緑地公園あるいはふれあい公園の管理棟駐車場手前の坂にある松林など、市の管理地内については可能な限りの防除処理を行ってきたところあります。

しかしながら、市の管理地以外にも周りには多くの松林があることから、そこに生息していた松毛虫が再びふれあい公園内にやってきて松の新芽を食い荒らすという状況が見えております。

また、薬の効き目には期間的、そして量的にも限界があり、その期間的及び量的限界を超

えて多くの松毛虫が生息，蔓延したものと考えられます。

いずれにしても、当公園内においては、できる限りお客様に不快な思いをさせないよう、駆除対策を自前あるいは森林組合に相談しながら実施するなどして、最善を尽くしているところではあるのですが、結果としまして、現在のような状況になっているところではあります。

○13番議員（前原六則） 松毛虫によって、葉などが食い荒らされても、松っていう木は非常に強い木だということを聞いているわけなんですけど、今の状況を見ますと、今後枯れてしまう松の木が出てくるんじゃないかなと思うわけなんですけど、ふれあい公園、管理棟が近くにありますので、管理棟の現在の状況で、松の木はどれぐらい枯れるのがあるかどうか、このまま若葉をつけてまた再生するよと、そのあたりも含めてお伺いしたいと思います。

○産業振興部長（下吉耕一） 昨年枯れた松のうち、今年に入って新芽を吹いたのも相当ありますけれども、依然として新芽の出ない松もございまして。

本市といたしましては、新芽の出ない松も含め、完全に枯れたと判断できる松はどれぐらいあるかにつきましては、もうしばらく様子を見てから判断をさせていただきたいというふうにご検討いただいております。

○13番議員（前原六則） 気候温暖化によって南方で生息していた害虫の北限が上がっているという記事が新聞で随所に、時折出てきております。また、グローバルな人と物の交流で、国内に侵入してくる害虫の駆除と、その被害阻止には緊急な対策を講じないと対策効果が小さくなっていく恐れがあるわけではあります。

したがって、タイムリーな防除と駆除を実施するために対策費用執行を災害復旧費のような形での専決等は考えられないか、できないものかどうか、お伺いいたします。

○総務部長（邊見重英） 松毛虫の被害対策に限ったことではありませんけれども、予算編成時に予測できない経費の必要に迫られた場合には、まず、担当部署の所管する規定予算の範囲の中で対応できないものか、もしできないとした場合には、財政課と予算確保の協議を行うということになるかと思っております。その協議の中で、本来は補正予算に計上の上、執行すべきでございますけれども、議決後に執行しても間に合わないような緊急性があり、早急に対応しなければならないもので、臨時議会を招集するまでもない軽微な案件につきましては、地方自治法第220条第2項及び指宿市予算規則第14条の規定に基づきまして、予算の流用または予備費から充用する等の対応を行い、スムーズな予算執行ができるようにしているところであります。

また、被害が甚大で、相当多額の経費を必要とし、なおかつ臨時議会を招集するいとまもない案件につきましては、専決処分により補正予算を計上し、執行することになるかと思っております。

○13番議員（前原六則） この食害虫に限らず、こういうときは臨機応変でいいですか、定

められた手続に沿って臨機応変に対処していただきたいと思います。

また、同じように景観の保全を継続的に保つためには、被害部分の害虫駆除や同種類の樹木、あるいは代替樹木等によって植えかえる必要があると思われま。

その作業時期などとともに、優先事業予算を考慮し、長期間にわたって放置されているものが見受けられます。これらの費用の執行等に問題はないのか、またどのように考えるのか、お伺いいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 特に、当公園の管理棟駐車場手前の坂と、それからパターゴルフ場には、昨年来、新芽の出ない松もあり、景観を損なっているものと認識をしております。当公園の中央管理棟周辺は、登山のスタート地点に位置しておりますので、このままの状況が継続するようなら伐採することや、樹種転換等を図る検討が必要であるというふうに考えております。

また、被害対策費や再生費の予算措置等につきましては、緊急性や必要性を考慮しながら状況に応じて、それぞれの担当課が財政課と協議を行っていくことになろうかというふうに考えております。

○13番議員（前原六則） やはり指宿に訪れる観光客っていうのは、自然を求め、また自然の中での癒しを求めてゆっくり過ごす方も、近年、多くなっているようでございますので、そういう景観についての配慮、これは十分に考えていただきたいと思うところでございます。

次に、観光産業と地域産業振興の件についてお尋ねしてまいります。

指宿市内には、正規従業員と非正規従業員を含めて30人以上の旅館、ホテルの宿泊施設等はどの程度あるのかお聞きいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 指宿市観光協会の会員となっている40軒の宿泊施設のうち、30名以上の従業員が在籍している宿泊施設は13施設あるとの観光協会からの回答をいただいているところでございます。

○13番議員（前原六則） いろんな速報から、観光客は伸びているというのが報道されたり、また、市の当局から示されているわけなんです、23年度、観光客は伸びた分、法人市民税、入湯税等はどの程度伸びているのかお聞きいたします。

○市民生活部長（谷口強美） 観光客と税収の関係についてお尋ねですが、最も顕著に数字にあらわれるものが入湯税であります。平成23年度における入湯税は、宿泊客等の増加により9,786万6千円となり、前年度と比べて約2,500万円の増収となっております。

また、観光客の増加に伴い、観光産業の業績は好調になっていることから、法人市民税が増収となることが予想されます。現時点においては、決算月の関係もあり、平成23年度の業績に係る観光関連事業所の法人市民税の動向を正確に把握することは難しいですが、一部申告のあった事業所が大幅に申告額を増やしていることなどから、ホテルを始めとした観光関連事業所の法人市民税の増収は、大いに期待できるところであります。

○13番議員（前原六則） 観光客の増加によってもたらされる入りの分、入湯税におきましては、2,500万円強の増というようなことで、ますます観光産業の持つ威力っていうのは、当市においては大きいんじゃないかなというふうに考えたりもしております。

法人市民税については、22年度赤字を計上したところにおいては、その持ち越しなどでどうなるかわかりませんが、これもところによっては予想以上の大幅に伸びたということですので、喜びに耐えないところでございます。

指宿市外にある法人が、指宿市内に本社を移した場合の一般的な税金を含め、メリットとデメリットをちょっと教えていただけませんか。

○市民生活部長（谷口強美） 指宿市外にある法人が指宿市内に本社を移した場合の税金を含めた一般的なメリットとデメリットについてであります。メリットとしましては、本社には全体を統括する総務部門それから経理部門など、支店等では行わない業務があることから、市内での雇員人数が増えると思われまして、雇用増により人口増や市民税等の増収、消費の拡大等が考えられます。

なお、デメリットについては、一般的には思い当たらないところであります。

○13番議員（前原六則） 雇用も増える、消費も増えるということで、新規な業種を持ってくる場合もあるでしょうし、この雇用の問題は、現在ある会社の規模を大きくさせるような方策もありますでしょうか、頑張ってくださいと思います。

そこで、指宿市外に営業所があるところにおいて、本社に置いていただけるように、そういう税金っていいですか、それとこれの波及効果をねらって当局として要望等はできないものかどうか、ちょっとそのあたりの意気込みをお聞かせいただければと思っております。

○市民生活部長（谷口強美） 法人の本社所在地については、法人の事業活動を推進していく中で、最もメリットのある場所に置いてあると思われまして。このことから、本社を指宿市に移すことによってメリットがあると法人自身が判断すれば、法人自らが実行するものと思っております。

しかしながら、法人等の各種会合など、機会あるごとに指宿市内への本店移転については、要望してまいりたいと思っております。

○13番議員（前原六則） その要望につきましては、本当、強烈に要望していただきたいと思っております。

鹿児島県の雇用状況は、観光産業の伸びで雇用が増加していますが、指宿市民の雇用の伸びはどんな状況でしょうか。

○市民生活部長（谷口強美） 観光産業の雇用状況を見るため、関係する事業所の給与支払報告書の提出件数を確認しましたが、平成23年中においては、大きな変化はないところであります。

しかしながら、このまま好調に推移するならば、平成24年以降の雇用は、増加すると思われます。

- 13番議員（前原六則） 観光客の入込数が増えたにもかかわらず、このように雇用が増加していない、現れてないということはちょっと問題ではなかろうかなというふうにも考えたりいたします。

といいますのは、各宿泊施設、かなり稼働率がよくて、それによって苦情も直接聞いたり、友人が来てトラブルの原因の場に一緒にいたりしまして痛切に感じるんですが、何かその原因を聞きますと、派遣従業員を鹿児島市から連れてきているというふうな状況が見受けられているようでございます。今後はそのあたりも含めて、やはり当局としては、宿泊施設等にもそのあたりはよく理解をしていただき、雇用はできるだけ指宿の方からという形にお願いするようにしていただきたいというふうに強く要望するところでございます。

観光客の増加による市内の土産物店や、特に長崎鼻が、地元の方々の龍宮神社などの改築とか、そういう県の方の遊歩道、それからいす等、結構整備していただいたおかげで多いとか聞いております。こういう長崎鼻、売店とか宿泊以外の3次産業への波及効果はどのような状況か教えていただきたいと思います。

- 産業振興部長（下吉耕一） まず、観光客の増に伴う土産物店等への波及効果につきましては、正確な数値での把握はできておりませんが、直接、通り会や飲食店、長崎鼻の土産物店等に聞き取りをした結果では、観光客の入り込みの伸びは顕著であり、買い物や食事は増えているとの回答をいただいております。また、観光バスやタクシーの利用も顕著に増えているようでございます。

- 13番議員（前原六則） 昨日の新聞でしたですね、南日本新聞にこの県内においても観光客の増による各産業への波及効果の状況がちょっと計れないというような記事がちょっと載ってましたが、指宿においては土産物店とか、そういう3次産業においては、いいってことですね、鹿児島市の方が取り組んでいるのは、観光客をホテルから出すための仕掛けや啓発は、非常に盛んに行われているようでございます。例えば屋台村とか、こういう地方からの客を引き寄せるとか、また宿泊客をするとか、その代わりホテルの方は、シティーホテルがかなり増えているようでございます。指宿は、観光客向けの総合的なホテル経営になっている関係もございましてしょうけども、そういう仕掛けづくりをするためにどんな努力をしているかちょっとお伺いしたいと思います。

- 産業振興部長（下吉耕一） 観光客の皆様が、積極的にホテルから街中へ出て、夜の飲食店街等を楽しんでいただくための仕掛けや啓発についてでございますけれども、本市の観光は、これまで宿泊施設の中ですべてを完結させる受け入れスタイルを主流にして発展してきております。

しかしながら、近年の観光スタイルが、家族や小グループでまち歩きや食べ歩きなどを楽

しむ体験型へ移行してきておりまして、本市の受け入れスタイルが、このニーズにまだ十分に対応しきれていないのではないかとと思われるところでございます。

このため、宿泊客は増えておりますけれども、夜の飲食店街を歩く人の姿は、余り見られないというのが現状でございます。

今後は、新幹線や指宿のたまたま箱による経済効果を宿泊施設や観光施設だけでなく、飲食業や商工業など、あらゆる産業に波及させて、市全体が潤っていけるシステムづくりが必要であるというふうに考えております。

このことから、今後は宿泊客が積極的に外に出て、まち歩きや食べ歩きを楽しめるよう、宿泊施設、飲食業、地域住民等と行政が一体となって、この仕組みづくりを検討していきたいというふうに思っております。

○13番議員（前原六則）　そして、列車を利用する観光客が増えている中で、駅の待合室に行きますと、かなりの時間、滞留している客が多いようでございます。

駅前周辺地域の活性化に結びつける施策としてのコンパクトシティ事業、中心市街地活性化事業などがあるわけなんですけど、これらの本市の活用・取り組みはどうなっているかお伺いいたします。

○産業振興部長（下吉耕一）　これまで、駅前周辺地域の活性化策として、観光協会や商工会議所、通り会などと連携いたしまして、花木やタペストリー等による景観づくり、グルメ開発、まち歩きガイドやレンタサイクルの配置などに加え、最近では、食や焼酎、街中温泉、ショッピングなどの44種類をメニューとした、食べ歩き、まち歩きマップを作成し、同時に、通称たべまちチケットというチケットを観光案内所等で販売し、観光客などが楽しみながらまち歩きができるシステムもでき上がってまいりました。

また、賑わいの創出として、ナイトバザールやふれあい朝市、ワンコインストリート事業なども開催し、市も商店街の活性化事業として支援しているところでございます。

議員の言われる中心市街地活性化の事業に関しましては、大規模小売店などが郊外に立地し、スプロール現象などの様々な課題が生じてきておりますので、効率のよい、住みやすい町にしていくためにも、SWC構想と併せて推進していかなければならないだろうというふうに考えておりますけれども、事業の導入に当たりましては、機会あるごとに説明はしているものの、地元の総意と負担金拠出も必要であり、実施に至っていない状況であります。

なお、コンパクトシティにつきまきしては、今後、研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○13番議員（前原六則）　次に、観光客の支援組織育成について、ちょっと個々にお聞きしてまいりたいと思います。

九州新幹線全線開業効果で、指宿駅への乗降客は多くなっている。ホテルや旅館のチェックイン前後の余暇時間を楽しんでもらうために、観光ガイド会等の案内を指宿駅舎内の案内

所で受け付ける方が有意義と思われるが、どのような方針か。

○産業振興部長（下吉耕一） 官民一体となったおもてなしの向上を図るため、指宿駅内構内に、いぶたまおもてなし隊と観光ガイド会の待機所を設置できないか、現在、JR側と協議しているところでございます。JR側との協議が整った場合は、指宿駅構内の待機所を拠点にしまして、観光ガイド会の活動がより充実するよう、環境づくりを観光協会や観光ガイド会と一緒に検討してまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（前原六則） そのようにJRとの交渉等、早目に進めまして、これがうまいこと思いどおりにいくように、よろしく願いいたします。

今、指宿市、この間ですか、全部で9団体ですか、それとも来なかった団体があるのか、ちょっとわかりませんが、観光ボランティアガイドの一部団体を観光協会に委託しているわけですが、事業の見直し等行って、独立した全部の観光ボランティアガイド組織が参加した協会組織をつくり、ガイド団体間の連携によって、それぞれの運営健全化が図れないか、お伺いいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 9団体ある観光ボランティアガイドを観光協会に今、委託している事業があるわけですが、それを見直して、独立した協議会運営にできないかということでございますが、先般、市内の観光ガイド会が一堂に会しまして、今後の活動方針や組織のあり方について協議をしたところでございます。

その協議の中では、それぞれの観光ガイド会と一緒に参画し、組織する連絡協議会を観光協会を事務局として設立する意見や、観光ガイド会の活動の広報PRについての意見等が出たところでございます。

今後、関係機関で議論を重ねていくこととなりますけれども、より活動がしやすい組織となるよう、検討してまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（前原六則） そのよう、何か先だつての話し合いの中で、何かほかのところ、ほかの観光ボランティアガイドが、客が申し込みが少ないから、どこか観光協会の方でも面倒見てくれんかと、連絡の窓口になってくれないかということをお話したところ、観光協会の方は、もう手いっぱいできないというような状況が発生したようでございますので、それらも踏まえて、今後よく検討して、もうお互いが連携したガイドの連絡窓口といいますか、何か1つに絞った方がいいんじゃないかと考えたりも、個人的にはします。是非、そのあたりは、しっかりと状況を判断しながらやっていただきたいと思っております。

では、次に、ジオパーク研究会は、シンポジウムやジオガイド育成などを行って、市民に指宿の自然・歴史・文化・産業などの多くの魅力的資源について知識を広めていますが、このことは、市民がいろいろな場において指宿の魅力を語ることにより、観光客等の指宿満足度は増し、誘客貢献には大きいものがあると思っております。このような団体に、物心両面の支援はできないものかお伺いいたします。

○**教育部長（濱田悟）** いぶすきジオパーク研究会は、平成22年度に発足以来、フィールドワークや講演会、火山地形をめぐるツアーの開催等、指宿の自然の魅力を発信する様々なイベントを実施し、観光振興に貢献していると認識をしております。

教育委員会も、会の発足以来、指宿の火山地形の成り立ちや特徴、それに関連する文化財等の価値について、随時、情報提供を行ってきております。

平成23年度には、いぶすきジオパーク研究会が実施しました、ジオガイド育成につきましては、学芸員が講師を務めております。

また、鹿児島中央駅やJR指宿駅で開催された観光PRイベントの際には、指宿の火山地形のパネル写真の貸し出しを行っております。

本年5月15日に、中央公民館で開催されました、当会主催のシンポジウムでは、学芸員もパネラーとして参加するなどの会の活動を支援しているところでございます。

今後も、指宿まるごと博物館構想を推進する観点から、いぶすきジオパーク研究会等を含め、各ボランティアガイド会との協力・連携を図ってまいりたいと考えております。

○**13番議員（前原六則）** 指宿の良さをやはり市内外に広報するこういう団体、非常に大切じゃないかと思います。学芸員の話も出ましたけど、現在、1名かというふうに存じ上げているんですが、それで果たしてまるごと博物館と手がけていけば、今後、どうなるかということも思われます。

日本ジオパークが認定されている霧島は、世界ジオパーク認定に向けて先を走っているところです。また、それを追っかけている鹿児島市と三島村、これは行政指導で活動が始まりました。これは、もう新聞報道等で報道をされたりしておりますので、皆さん方、ご存知じゃないかと思います。

一方、本市においては、先ほど教育部長の方より回答の中で出ましたように、市民レベルで現在、取り組んでいるような状況でございます。まるごと博物館も含めた人材などの支援はできないものか、ちょっとお聞きいたします。

○**教育部長（濱田悟）** 日本ジオパークネットワークへの加盟につきましては、地域の自然遺産についての学術研究が十分に行われていること、それから、ジオパークの考え方が市民に十分浸透していること、自然遺産を活用した教育活動、観光振興や地域経済の活性化に結びつく活動が、持続的に行われていることなどが、評価の対象になると認識をしております。

そのためには、まず、ジオパークについての理解を丁寧に市全体に広め、市民一丸となった機運を醸成していくことが、第1歩であろうかと考えております。

また、日本ジオパークネットワークへ加盟するとなれば、将来的には関係機関との連携、協力体制も必要になろうかと思われます。

そうしたことから、既に日本ジオパークネットワークに加盟している霧島市、また現在、加盟を目指している鹿児島市の取り組みや動向、日本ジオパークネットワークへの加盟が、

本市にとってどのような効果があるのか、といった点を見きわめながら、支援のあり方につきましても、検討されていくものと考えているところでございます。

○13番議員（前原六則） 今回、こういう支援の中でジオパークは出てきたかといいますと、先週、県庁に行きまして、ある方といろいろ話している中で、このジオパークの認定に向けての作業は膨大なこととか、それから、1番目のこの認定に向けては、ハードルが低かったと。それから、後に続くものについては、だんだんハードルが高くなり、また、あちこちジオパークなるものを認定するわけにはいかないから、遅れるほどにハードルが高くなり、非常に難しくなるから、そういう研究会なるものがあるやっっているんなら、早目の行動をとった方がいいと、資料づくりとかそのようなのを積極的にやって、目指すんなら早く研究しとった方がいいということをおっしゃられました。

ですから、こういう質問をしているわけなんですけども、一方、そういうことで、まるごと博物館を今現在、取り組んで、昨年度からやっているわけなんですけども、果たして学芸員が、今後、まるごと博物館に非常に力を注げば、今、支援をもらっているジオパーク研究会の方の活動に支障は出ないかという懸念もあるんですが、そのあたりの考えは、どのような考えを持っていらっしゃるか。

○教育部長（濱田悟） ネットワークへの加盟につきましては、先ほど議員が申されましたように、莫大な事務量があると思っております。

また、教育委員会の学芸員につきましては、このジオパークネットワークへの加盟というよりも、かねての業務の中で、地球まるごと、指宿でまるごと博物館という形で活動しておりますので、なかなかその時間的なものは、取るのは難しいんじゃないかと思っております。

その辺も考えながら、支援のあり方というのは、今後、検討されていかなければならないと思っております。

○13番議員（前原六則） 観光ボランティアガイドやジオパーク研究会など、活動を積極的に支援できる県・国の事業等についての調査を積極的に取り組んでほしいと思うわけなんですけど、この実情はどのようになっていますか、お伺いいたします。

○教育部長（濱田悟） 市では、平成23年度から文化庁の補助事業であるミュージアム活性化支援事業の補助を受け、指宿まるごと博物館構想の推進に取り組んでおります。

この事業は、登録博物館を含む実行委員会組織に交付されるもので、事業期間は平成25年までの3年間、補助率は100%でございます。

各ガイド会やいぶすきジオパーク研究会の活動に対しましては、本事業の中で指宿まるごと博物館ガイド育成に取り組み、ガイドの増員、ガイドの知識や技術の向上を目的に、研修や情報提供を行っているところでございます。

今後も、有利な事業の導入に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

○13番議員（前原六則） やはり今、伸びている観光客を水平にもっていくか、それとも上昇にまだ引っ張って行くか、こういう支援組織をいかに大切にするかが、大事なことじゃないかと考えられるところでございます。よろしくそのあたりはお互い全市挙げての執行部の方は、取り組んでいただきたいというふうに考えるところです。

さて、1次産業の農家の女性で結成している、「きらめきべっぴんネット」が各ホテルでべっぴんショーを開催していますが、もっと大きな観光産業との結びつきをねらって、漁協の市などとか一緒に開催できないものかお伺いいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 道の駅の活お海道と彩花菜館では、地元でとれた新鮮な魚、野菜や農水産加工品の販売を行うとともに、地元で水揚げされた鮮魚の料理を提供して、観光客の誘致を図っております。

このような中、生産農家の方々がホテル等と連携して、べっぴん朝市を夏と冬の年2回、夕市を毎月1回それぞれ開催し、好評をいただいているとともに、指宿漁協では、毎週金曜夕市を開催して、新鮮・格安の魚等を販売し、地元の方々に喜ばれておるところでございます。

現在、べっぴん市、漁協の金曜夕市がそれぞれ単独で活動を行っておりますけれども、これらを融合し、お互いが情報提供することで、より一層、地元の新鮮な食材のPRや販路拡大が期待されることから、今後は、共同による市の開催やイベント等における宣伝販売等ができないか、関係機関と連携しながら検討してまいりたいというふうに思います。

○13番議員（前原六則） 指宿には、薩摩焼やつげ櫛、それから焼酎醸造など、昔からの製造業があるわけですが、これを伸びている観光産業と結びつけた振興策などは、どのように考えているか。

○産業振興部長（下吉耕一） 薩摩焼やつげ櫛、焼酎醸造などの伝統的な製造業については、指宿大好き体験のメニューに取り上げられているものもあることから、今後も受け入れ態勢の強化やメニュー及び内容の充実を図って、対外的に更にPRするとともに、先に述べました生産農家と漁協、共同の市なども出店することで、これらの伝統産業の活性化を推進してまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（前原六則） 今、やっている事業の充実をますます図っていただきたいというふうに考えるわけです。

また、やはりオール指宿でやっていくとなれば、大きな組織を持った農協、あるいは漁協の組織が連携して、商品開発や販売を一緒にやっていけないか。

例えば、漁協の朝市とか、これらの漁協の何か催しに、農協と連携した事業展開はできないものか、そのあたりはどのように市当局としては見ておられるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○産業振興部長（下吉耕一） 農協組織については、今年度から、県、JAいぶすき、市で農産

物三者連携PR会議を立ち上げ、関係団体が一体的に取り組むことで、より効果的で効率的なPR活動に努めております。

一方、漁協においても、地域特産魚を使った料理の試食会の開催や、キハダマグロの子を使った浜串の開発、6次産業化を総合的に進めるための専門員による指導及び講習会の開催など、水産物の新規商品開発や販路開拓に取り組んでいるところでございます。

○13番議員（前原六則） 今年度は、観光企画室が組織新設されたわけで、農業・水産、それに商業などのそれぞれの事業展開を調整し、結びつけて、さらなる観光客増につなげていただきたいと考えているわけなんです。執行部として、このあたりの観光企画室の組織新設によつての考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○産業振興部長（下吉耕一） 九州新幹線全線開業の効果を持続・拡大させていくという観点から、平成24年度においては、観光協会をはじめ商工会議所や農協・漁協など、民間の意見もお聞きしながら、観光戦略ビジョンを策定する予定でございます。

この観光戦略ビジョンを策定する過程の中で、観光キャンペーンと農林水産業などが実施するキャンペーンやPR等についても、できる限り関係機関と調整を図りまして、より一層、効果的で効率的なPR活動を行い、観光客の誘致につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、べっぴん朝・夕市や指宿漁港での金曜夕市は、指宿の食やおもてなしなど、指宿の魅力を体験できる良い機会でもありますので、観光客の皆様方にも、朝市や夕市の情報を発信したいと思っております。

更に、農水産物を合同で販売する朝市等の開催は可能か、今後、関係機関と検討をしたいというふうに思っております。

そのほか、先月行われましたフラフェスティバルでは、農協によるオクラや徳光スイカ、観葉植物等の宣伝販売や地元飲食店によるオクラを使った弁当の販売などが、全国から参加されたフラ愛好家の皆様に好評でしたので、今後の祭りや観光イベント等についても、地元農水産物等の販売PRコーナーの設置について、関係団体と協議したいというふうに思っております。

そして、これらの事業を1つずつ推進することが、観光客の増につながるものと考えております。

○13番議員（前原六則） 6月5日の南日本新聞の中で、JTBの田川社長のコメントが載っておりますけれども、「開業効果をいかに維持、継続するか、仕掛け作りが大事」というふうに書いてあります。JTBといえば、日本で一番、最大手の旅行エージェントでございます。

そのような田川社長がはっきり言っております。このまましていたら、維持どころか、ちょっとまた、一時的な一過性のものになってしまうということじゃないかと思っております。

是非、観光企画室を先頭に全庁の調整を図りながら、また、他産業間の方々と調整を図っ

ていただければと思います。

最後に、今回、新しく観光企画室が新設されましたが、6月6日の太陽の金環日食の話題で、指宿市から金婚式の様子など、多くのイベントがNHKで全国放映されましたように、早速、実効が現れたようでございます。

また、観光事業は、地元の住民、1次産業、2次産業、3次産業を巻き込むことで、大きく成長する事業だと思えます。

観光企画室のアイデアと関係先の調整において、苦労も多いでしょうが、指宿市の産業発展のため頑張っていたきたいと思えます。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

○3番議員（浜田藤幸） 皆さん、こんにちは。一番眠たい時間を避けられました。傍聴者の方もちょっと少なくなったみたいですが、3番、浜田藤幸でございます。

平成24年第2回指宿市議会定例会におきまして、議長の許可を得ましたので、通告に基づき2点の項目につき、順次、一般質問をいたします。

まず、1項目め、基本計画についてお尋ねをします。

その1としまして、新庁舎建設基本構想・基本計画の素案の検討についてお伺いします。

市役所は、子供からお年寄りまで、障害者や外国の方、多くの市民が訪れる場でございます。

東日本大震災規模の大地震が発生した場合でも、市民の生命と財産を守る防災の拠点でなければなりません。そして、質の高い行政サービスの提供と地域文化の振興の観点から、多くの機能が求められます。そして、環境への配慮や維持管理費の節減も重要だと思います。また、市民が集い、交流する場として機能も必要です。

そこでお尋ねしますが、指宿庁舎、山川庁舎、開聞庁舎の耐用年数、減価償却の耐用年数で結構です。まで、あと何年になっているのかお伺いをします。

次に、2項目めの産業振興についてお尋ねをします。

JRが第2次交通として、指宿のたまたま箱号を開通させております。このたまたま箱は、連日満席状態で、宿泊数も、先ほどの同僚議員の答弁でわかりますように、増えております。特に、昨年5月から増えているみたいです。

そこで、指宿駅は指宿市の玄関になります。行政の立場としまして、この指宿駅周辺の活性化対策として、どのような取組を行ってきたのかお伺いします。これはソフト面、ハード

面，両方，答弁をお願いします。

以上をもって，1回目の質問とします。

○市長（豊留悦男） 駅前周辺の活性化対策といたしまして，ソフト事業面，ハード事業面についてお答えをさせていただきます。

ソフト事業面では，これまで観光協会や商工会議所，通り会などと連携をしながら，花木やタペストリー等による景観づくり，まち歩きガイド，レンタサイクルの配置，商品開発などを進めてきており，その成果として，温たまらん井や温たまらん豚，そら豆スイーツ等の開発につなげてまいりました。

また，それらの食や焼酎，街なかの温泉，ショッピングなどをメニューとした，食べ歩き・まち歩きマップを作成し，同時に，通称たべまちチケットというチケットを観光案内所等で販売し，観光客などが楽しみながらまち歩きをできるシステムを作り上げてまいりました。

併せて，いぶもんという，お土産マップも作成し，市内の土産品店への案内も開始しているところがございます。

一方，賑わいの創出につきましては，通り会を中心に，イブにすき焼きなどのナイトバザールやふれあい朝市，ワンコインストリート事業などを開催するとともに，ゆるキャラたまらん3兄弟やおもてなし隊等による観光客の送迎やおもてなしを展開するなど，市も，商店街の活性化事業として支援をしているところがございます。

また，最近では，指宿マルシェなど，民間の若手経営者たちを中心に，自主的な活動も盛んになってきたところがございます。

一方，ハード事業面では，指宿駅西部土地区画整理事業により，駅裏に駐輪場・駐車場を含め5,000m²の公共広場と，駅前と駅裏を連絡する地下道を造り，駅利用者，駅周辺商店街への買い物客等の利便性の向上を図っているところがございます。

また，観光指宿の玄関口にふさわしい景観を形成するため，駅前にあった老朽化した空きビルの用地を取得し，県と連携を図りながら，ポケットパークとしての整備を行い，市の観光施設等を表示した観光案内板を設置しております。

さらに，駅前広場につきましても，既存の築山を撤去し，ロータリーの舗装の打ち換え，遊歩道のカラー舗装等を行い，足湯を含めた一体的な整備により，広場へ自由にできるようになり，観光客が非日常的な楽しい一時を過ごせる憩いの広場として，整備が終わっているところがございます。

平成22年度には，平成23年3月開催の第28回全国都市緑化かごしまフェア（花かごしま2011）の回遊拠点として，駅前広場，弥次ヶ湯通り線，指宿駅海岸通り線に駅前通り会，指宿中央通り商店街振興組合と協働し，大型プランター，ハンギングバスケット等を設置し，花木を植え，駅周辺の景観形成に取り組んだところがございます。

以下、いただきました質問については、部長等に答弁をいたさせます。

○総務部長（邊見重英） 指宿、山川、開聞庁舎の耐用年数についてのことでございます。

建物にかかわります減価償却資産の耐用年数につきましては、鉄筋コンクリート造りで50年となっておりますが、これは税法上、定められております減価償却による経費算入のための期間で、建物の寿命を示すものではございません。

建物寿命を示す資料といたしまして、固定資産評価のための非木造家屋経年減点補正率基準表による建物の法定耐用年数は、鉄筋コンクリート造りの事務所等の建物で65年以上となっております。

指宿庁舎は、昭和48年12月に建設され、39年が経過しております。山川庁舎は、昭和31年12月に建設され、56年が経過いたしております。開聞庁舎につきましては、昭和45年10月に建設され、42年が経過しております。

仮に、建物寿命を65年といたしました場合、残存年数につきましては、指宿庁舎が26年、山川庁舎が9年、開聞庁舎が23年となっているようでございます。

○3番議員（浜田藤幸） 今の答弁聞きますと、年数がすごく長く感じるんです。私が先ほど質問したのは、50年を基本として、その差額の年数を聞いたかったんです。

どこの市町村も、この基本計画の中で、50年を基礎として計画立てているんですよ。ですから、いかにも65年を基礎にすれば、まだ持ちますよというイメージがわくんですけども、50年を基礎とした場合は、これは早いところは、20年ぐらいで建替えを行っています。実際あるんですよ、建替えしています。

なぜこの質問をしたかと言いますと、去年、空調関係が、これ補修費が掛かるっちゃうことで、これ、庁舎は何年ぐらいたったんだろうと。もう、そろそろ建替えてもいいんじゃないかなろうかと、そういった気持ちになったのは、私だけじゃないと思います。

所管事務調査等で、ほかの市町村等に行きますと、やっぱりきれいな立派な建物になっております。

指宿市は、国際観光都市をうたっている市でございまして、これがやっぱり市のシンボルとしまして、特に外国人から見た場合に、市を見て判断するんですね。そういった価値観がございまして、特に外国人の方は。

そういうふうなところを踏まえて、いつこの質問をしようか、タイミングを見計らっていたんですけども、そこでお尋ねします。この空調関係の補修費、年間、幾らぐらい掛かっているんですか。

○総務部長（邊見重英） 空調関係の補修費ということでございますけれども、年度ごとの空調施設の補修費につきましては、指宿庁舎が、平成18年度、133万9千円、平成19年度が459万1千円、平成20年度が142万8千円、平成21年度はございません。平成22年度が81万9千円、平成23年度が54万3千円となっております。平成19年度は、機器のオーバーホールを行った

関係で、金額がかさんでいるところです。

それから、山川庁舎につきましては、平成18年度、18万4千円、平成19年度、26万8千円、平成20年度、36万6千円、平成21年度、588万円で機器の改修を行っております。

開聞庁舎につきましては、平成18年度、7万1千円、平成19年度から22年度までは修繕はございません。平成23年度は57万8千円支出いたしております。

○3番議員（浜田藤幸） 私は、電気かなと思っていたんですけども、深くお伺いしたところ、灯油でやっている、ボイラーでやっているちゅうことでした、電気関係は。

保守点検料、あと年間のこの金額は幾らになっていますか。

○総務部長（邊見重英） 空調機器の保守点検料ということでございますが、これはもう23年度分だけで恐縮ですけれども、指宿庁舎が135万6,600円、山川庁舎はございません。開聞庁舎が43万500円となっております。

○3番議員（浜田藤幸） 私が取材のときに、この数字を聞いたときの数字と若干違うんですね。これ、全部で400万円と私は聞いていますよ、これまた再度、確認してください。

次の質問にいきますけども、大体、今からもう10年前以上から、この庁舎に関する耐震診断です。ここはどこの市も耐震診断を済ましています。I s値ですか、耐震指標ですね、これはもう今、学校関係の事業で、整備事業で今、年次にやっていくようになっていきますけども、この指宿庁舎の耐震診断、これは過去にやった経緯があるのか、お尋ねをします。

○総務部長（邊見重英） 庁舎の耐震診断はいたしておりません。

それと、恐縮ですが、先ほどの空調施設の関係でございますが、私は、保守料だけ申し上げましたけども、そのほかに掛かる経費として、保守料、燃料費、修繕費、それから電気料というのがあるわけでございます。

それで、指宿庁舎だけ申し上げますれば、先ほどの資料が135万6,600円、それから、燃料費として灯油代が253万8,900円、修繕料が44万9,405円、合わせまして434万4千円程度の維持費ということになっております。

このほかに、電気代として23年度で申し上げますと、指宿庁舎の庁舎にかかわる分だけでございますが、1,170万7千円ほどかかっております。

○3番議員（浜田藤幸） まだ耐震診断をしてないちゅうことです。このしなかった理由がわかれば、答弁願います。

○総務部長（邊見重英） 耐震診断といいますか、耐震化のことにつきましては、現在、私どもの市では、小学校の校舎の耐震診断、それから耐震化の工事というのを優先してやっている関係から、現在のところ、まだ、耐震化の診断というのを庁舎についてはいたしておりません。

○3番議員（浜田藤幸） 耐震補強工事をするのであれば、当然、これしなきゃいけないと思います。ただ診断だけでしたら、いつでもできたはずですよ。これ、昭和56年ですか、これ、法

改正になっているわけですから、それを一言つけ加えときます。

そこで、これは庁舎に関しましては、県の庁舎、これを建てるときも、いろいろ反対等もあったみたいです。で、こういった市の庁舎の建設にあたっては、必ず反対も出てくると思います。

それで、実際、去年の3月11日ですか、東日本大震災を受けまして、それで、たくさんの市の職員も亡くなっています。防災拠点として、どうしてもこの庁舎は、私は建替える必要性が、もう来ているのではないかと個人的には判断をしております。

総合振興計画の中では、この庁舎に関しまして、建てるか否か、是非を検討するという段階に今、なっているんですけども、それも含めて、今後、この新庁舎建設に当たりまして、検討委員会を私は立ち上げて、その中で、市民の意見をしっかりと聞いて、やっぱ公募で集めても結構です。あと、各種団体の代表者、あと学識経験者、これはもう当然でしょう。

あと1級建築士、あとその専門家等も入れまして委員会を構成しまして、今後の指宿市のこの庁舎と、これは指宿市だけ、市の庁舎だけではありません。当然、対等合併ですから、山川、開聞も入っていきます。この3つの庁舎を今後、どのようにしていくのか。

いずれは、これ、耐用年数が切れるわけですよ。今の結局、今、大地震が起きた場合、大地震というのは大体震度6強と言われてはいますが、この地震が来たら倒壊するんじゃないですか、庁舎は、その辺を認識してほしいと思います。

と、これは本当、市の中枢部です。市の職員の方々は優秀な方々です。生命を守るためにも、いつ、大地震が起きてもおかしくないっていうのは、皆さん、認識は私は同じだと思いますよ。

そういった中で、この検討委員会等をしかるべき時期に立ち上げてほしいと思うんですけども、その辺のお考え等をお示してください。

○総務部参与（久保憲一郎） 平成17年2月8日に、旧指宿市、山川町、開聞町が締結した合併協定書では、新庁舎の取り扱いについて、合併時においては新庁舎は建設しないものとする。ただし、新市において建設の是非についての検討を行うとしているところであります。

合併協定書に合わせて作成された新市建設計画におきましても、新庁舎建設については、新市において建設の是非についての検討を進めることとしているところでございます。

合併後の新庁舎の取り扱いにつきましては、合併時点の取り決めに沿って進めているところでございますが、平成22年1月策定の第2次集中改革プランでは、新庁舎の是非や必要性、方向性等について、協議を行うための新庁舎建設検討委員会の設立準備を行うことといたしておりますので、現在、先進事例の資料収集に当たっているところでございます。

○3番議員（浜田藤幸） 是非、早い段階で立ち上げてもらって、あくまでも検討ですから、ですから、本来であれば耐震診断をして、そのI s値をちゃんと出しまして、耐震補強工事で済ませるのか。建替えした方がいいのか、実際は、補修工事をするとかかなりの費用が掛かる

みたいですが、建替えよりは。ですから、そういった数字をきちっと出してもらうと、もう自ずと、この後話します基金の関係で、幾らぐらい積み立てていかないといけないのか、そこまで計算できると思うんですけども、次の質問で、今の現状の規模で建替えした場合、指宿庁舎、山川庁舎、あと開聞庁舎ですね。もうご存知のとおり職員の数で、これは総務省基準、国土交通省基準、それと平米数の基準と3つあると思いますけども、三通りをしっかりとこの検討委員会に出していただいて検討していただきたいんですが、その前に私が通告の方で、この今の現規模です、おおむね金額を出してほしいとお願いを出していたんですが、もし出していらっしゃったら答弁をお願いします。

○総務部参与（久保憲一郎） 庁舎建設費用につきましては、構造や設備、そして様々な機能を検討し、積算する必要がございます。

現状では、新庁舎の是非についても、まだ検討しておりませんので、なかなか具体的な数字は出せないところですが、出水市の庁舎建設基本構想を参考に申しますと、庁舎建設には、本体の建設費、用地の購入費、付帯工事費、既存建物の解体費、駐車場等の外構工事費、建物の設計費等を要するところがございます。

更に、移転費や建設中の仮庁舎を設置する費用も出てくる場合もあるとされ、備品等については、当然、そのまま利用するのか、老朽化したものは買い替えるのか等もありますように、様々な費用が必要になることが示されております。

出水市の場合の基本構想では、1万1千㎡の新庁舎建設の概算建設費を約46億円としておりますので、平米単価がおよそ41万8千円となっているところであります。

参考程度までに、指宿市役所の各庁舎の現在の面積に、この単価を単純に掛けますと、指宿庁舎が約24億2,000万円、山川庁舎が4億3,000万円、開聞庁舎が約5億9,000万円となるところであります。

○3番議員（浜田藤幸） 私の計算では、32億9,040万円になっているんですね。これは私の独自の資料で計算はじいたんですが、この総務省の起債対象事業、非算定基準ですね、これは私の情報では23年4月に廃止になっているみたいです。あと国土交通省の新庁舎面積算定基準でする方法、あと、現在の庁舎の床面積等を参考にして、算定する方法3つあるんですが、そんな3つ、これ、算定出しても、そう変わらないんですよ。ほぼ大体、その金額は私は知りたかったんですけども、もうこれぐらいかかるっちゃうことです、3つの。

そこでお尋ねします。今、合併特例債が27年度まで使える。その後、今の交付税が13億円が、次の28年度で0.9ですか、そのまた次の年度が0.7に減っていくと聞いております。大変厳しくなっていくだろうと思います。

その中で、今、指宿市が抱えている問題で雨水対策事業があります。これは、どっちが先かという、雨水対策事業の方が、私は優先順位が高いだろうという判断はしています。

ただ、今後、いずれは庁舎を建替えないといけない時期が来ます。そこで、毎年、基金を

作って、1,000万円でも500万円でも100万円でも、貯めていくという認識が必要じゃなからうかと。これは市民を守るためです。防災拠点として、どこも今、全国津々浦々、この東日本大震災の結果を受けまして、防災拠点としての機能を、市民の避難センター等を最上階に持ってくるとか、そういうような機能を持たして、どこも計画を進めていますよ。ですから、そういう時期に来ているんじゃないだろうかという、私個人的な判断をしているところです。

市長、お尋ねします。今後、この庁舎等を含めまして、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○市長（豊留悦男） 庁舎建設に対する議員の思いをいただきました。指宿市では、庁舎だけに限らず、いろいろな施設が老朽化している現実がございます。建替えるべきものもございませし、補修で済まされなくてはならないような施設もございます。

これまで、私が就任以来、し尿処理の再生センター、最終処分場、そして焼却炉もいろいろと話題に、話題というよりも、建替えなくてはならない、そういう時期に来ております。そのほか、体育館、市民会館、いろいろな建物が、やはり耐震等の安全性を重視した建替えというものについて検討を加えなければならないところがございます。

庁舎の建設についても建替え、耐震を含めて、安全性、住民サービス、その他いろいろな観点から検討を加えて、具体的な計画を立てなければならないと思っているところがございます。

新庁舎、それはやはり市民に対しても説明できるような形で、どうするのか、今後、検討をさせていただきたいと思っているところであります。

○3番議員（浜田藤幸） 本来であれば、この合併特例債が使える時期に建替えた方が、本当有利なわけですよ。ですから、ほかの市町村等も、この27年度までで何とか計画を建設までこぎつけようというところもたくさんあります。

その後、今、正規に出しているんですかね、法案を、5年間延長の。これもほぼ認められるんじゃないだろうかというところまでは、聞いております。それでも、平成32年度ですね。ですから、それまでには、何とかこれ70%、交付税措置ができるわけです。来るわけですから、有利なわけですね。

ですから、今、お尋ねしますけども、この公共施設整備資金です。今、幾らあるのか、それとついでに、合併まちづくり基金、これは何億あるのかお尋ねします。

○総務部長（邊見重英） 平成23年度末の基金の残高ですけれども、公共施設整備基金で2億728万6,631円、それから合併まちづくり基金で、19億1,569万5,152円という残高になっております。

○3番議員（浜田藤幸） 2億円あれば、一般財源として相当の建物が建つわけです。ですから建てようと思えば建てられると思います、今すぐでも。ただ、優先順位があります。その辺もしっかり慎重に検討していただいて、市長が音頭をとって進めていただきたいと思います。

それともうついでに、減債基金は、今、幾ら残っておるのか、お尋ねをします。

○総務部長（邊見重英） 減債基金につきましては、6億6,040万5,168円という残高になっております。

○3番議員（浜田藤幸） これ、減債基金も今からいろんな優先順位をつけて、方策として事業が行われたときに、減債に充てなければいけない基金だろうと思います。

ですから、これも増やしていくべきだろうと思いますけども、基本的には、この庁舎建設の基金として、別枠で作っていただきたいなというふうな気持ちはあります。ただ、これは検討委員会でもんでいただければ結構でございます。

以上で、1項目めの質問を終わります。

あと、産業振興につきまして。指宿駅前周辺の活性化対策です。

こちらの方は、同僚議員の方が観光課の答弁はいただいています。商工水産課の方ですね。都市整備課の方のハード面だけで結構です。答弁をお願いします。

○建設部長（三窪義孝） 駅周辺のハード事業での今後の取組についてでございますが、現在、県道街路事業により、国道226号から弥次ヶ湯通り交差点までの道路整備を、平成25年度完成予定で進めております。

さらに、この整備が終わり次第、県道であります駅前広場から木之下病院までの間について、継続しての施行を県へ強く要望しているところであります。

また、指宿駅海岸通り線につきましても、県の魅力ある観光地づくり事業等により、バリアフリーに対応した整備がされないか、検討をしているところでございます。

○3番議員（浜田藤幸） このバリアフリー化という法の整備も、今はできております。指宿周辺の各方面に対して、あと何か所ぐらいバリアフリーできてないところ残っているのか。もし、把握されていたら答弁をお願いします。

○建設部長（三窪義孝） 駅周辺のバリアフリー化につきましては、今現在、駅前に築山をつくってございますが、あの周辺はすべてバリアフリーでされております。

それと、先ほど申しました県道の駅前から木之下病院まで、これ、未改良です。それと、指宿駅海岸通り線、これも未整備でございます。

○3番議員（浜田藤幸） バリアフリー化の予算を取って、しっかりバリアフリーにしていきたいと思えます。県道のところは、県の方に陳情、お願いすればいいだけのことです。

このバリアフリー化は、日本で一番最初に取り入れたところは、和歌山県にあります。ここ、日本全国中から障害者の人たちが、そこの町に来て、大いに潤ったと聞いております。

当初、バリアフリー化は本当、障害者の人たち、あと海外の人たち、子供さん等にも含めまして、本当、優しいまちづくりの一環だろうと思えますので、是非進めていただきたいと思えます。

それと、産業振興につきまして、私は、この質問を前回、所管事務調査で沖縄に行きまし

た。海岸を見てきました。実際、今、国土交通省の港湾課の方ですか、5,000万円、3,000万円って今、8,000万円ほど執行予算があると聞いております。執行されるでしょう、調査で。これ、無駄にするのか、無駄にしないのか。無駄にしないことを、私は期待しております。全部で総事業費が120億円です。この海岸が整備された場合、本当、いいモデルも全国津々浦々あると思いますけども、沖縄の方に行ってみりました。防災もしっかりしております。きれいな海岸でした。

こういうものが指宿市にできれば、更に、本当に東洋のハワイ、「東洋のハワイ」ってうたっていますけども、実際、泳げないわけですから、まあ泳ぐ人もいるかもしれませんが、実際のハワイには到底及びません。

ですから、あそこの海岸が整備されたときに、指宿の駅からちょうどまっすぐ下りますと、通り会を、ちょうど都市公園があるわけです、セントラルパークですね。ここを以前、私は2年ほど前に都市整備課の方に行きまして、開発できないかお尋ねしたことがあります。そのときに難しいということをおっしゃいました。

ただ、いろんな情報の中で、再開発ができるんじゃないかという情報も聞きましたので、再度、都市整備課に行きまして、法的に可能かということをお伺いしたところ、法的に可能だということもお伺いしました。

実際、ふたあけて見ますと、3つ、開発するには、理由があります。その答弁の方をお願いします。

○建設部長（三窪義孝） 都市公園の都市公園用地の一部を公園用地から除外し、集客力のある施設を造れないかということですが、都市公園法第16条に、都市公園の保存規定が設けられておりまして、都市計画事業が施行される場合、その他公益上特別の必要がある場合や、廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合を除き、都市公園の区域の全部、または一部について、都市公園を廃止してはならないと規定されております。

○3番議員（浜田藤幸） 先ほど部長の方から答弁がありましたように、先ほど3つの理由で、これ廃止ができるわけです。

気になったところが公益ですね、公益という解釈です。特別な理由がある場合の公益上です。これ、その辺の解釈の仕方、どうされているのか、部長。

○建設部長（三窪義孝） 公益上、特別な必要がある場合とはということですが、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用する方が、公益上、より重要と判断される場合のことです。その判断に当たっては、少なくとも、土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要が求められます。

具体的に申しますと、土地収用法第3条第1号から第35号に該当するもので、道路・水路・水道・下水道・消防・その他公共の用に供する施設等であります。

○3番議員（浜田藤幸） 私も、この公益の解釈の仕方、どういうものがあるんだろうって、本

当もう、二、三時間ぐらい調べたんですけども、一番わかりやすかったのは百科事典です。ウィキペディアですね。これ、公益って載っています。

公益は、社会全般の利益、全体の利益ですね。ということは市民の利益です。市民の利益になるのであれば、あそこは開発可能だということです。

それで実際、全国のいろんな議会の議事録を読んだところ、この問題に突き当たっているところも実際ありました。そこは、やっぱ公聴会を開いて、権利のあるこの有識者等を含めて開いた結果、意見を求めて廃止もできるとなっております。これもつけ加えておきます。

この産業振興につきまして、あそこを何とかセントラルパーク何とか海岸整備ができたときに、いい流れができるのになというふうな気持ちが強かったんですけども、今回のこの都市公園法ですか、この16条。あと土地収用法の4条ですか、これに突き当たりまして、それでは、そこが難しいなら、もうあの近辺では、寿屋の跡が土地が残っていると思います。あそこを有効活用すればできると思います。

これはもう個人の土地でしょうから、行政ができる範囲とすれば、その土地を買い取って、そこに商業施設、モール等を造って、そこを補助金がわりに安く貸し出すかという方法もあるでしょう。これは、もう案です。

あと、指宿駅の裏、ここも住宅地が空いております。鹿児島から1時間ほどで指宿まで来れるわけです。東京都は、新潟から通勤されている方もいます。新幹線で1時間弱で新潟まで行きますので。ですから、十分、指宿市はベッドタウンとしてできる要素はあるんです。

市長、私は、この産業振興のところで、本当、人口を増やさなきゃいけないと、常日頃、考えております。その方策はどういうものがあるんだろうか、考えております。

そこでお尋ねしますけども、昨今、合併後の転入者、転出者、どちらが多いのか、数字がわかっているれば答弁お願いします。

○市民生活部長（谷口強美） 合併後の転入、転出の状況についてであります。

各年次ごとに、1月から12月の数字を申し上げていきますが、平成18年次、転入が1,659、転出2,024、差し引いて365の減という状況です。以下、年次ごとに申し上げます。平成19年次、△の380、平成20年、△の172、平成21年、△の96、平成22年、△の41、平成23年が△の14という状況であります。

○3番議員（浜田藤幸） 今の数字を聞いて、本当、私だけがびっくりしたんじゃないと思います。これに加えて、あと自然減、自然増があるんです。これは私が手元に、今日持ってきてもらったやつがあるんですが、毎年200名から、多いときには350人ぐらいですか、マイナスです。

ちゅうことは、もう簡単に計算しまして10年後の人口、あと20年後の人口、もう大体推定できるわけですね、これ、ぞっとします。

ですから、いろんな商売に関しましても、人口が少ないと、対象人口が少ないと商売も規

模は縮小になっていくんです。これは物流の中での基本です。ですから、これを考えたときに、人口を増やす方法、これを常に今後、考えていかなきゃいけない方策の最重要点課題だろうと私は、判断をしております。

実際、沖縄等に行けば、本当、増えております、人口が。ですから、若い人が、そこに住みたいと、そういったまちづくりをしていかなきゃいけない。Iターン、あと今、Jターンという言葉もあるみたいなんですけども、そういうような方々を引き込むための方策等も、今、定住促進法の中で補助金も出していますけども、100万円。ですから、いろんなそういった方策等も、今後は本当、手打っていかないといけないのかなと私は思っているところで

す。

ですから、今、駅前のところに住宅地が空いております。あそこを買って、若い方が鹿児島まで通勤でも結構です、すると、1戸2,000万円掛かって、そういう方が100名来ると20億円ですか、プラス、毎年、固定資産税等、指宿市に歳入があるわけです。そういった施策等も、今後、していかなきゃいけないと私は思っております。

そこで、集客、セントラルパークを何とかこの集客したいというもう観念で、今回の一般質問に当たったんですけども、そこが本当厳しいのであれば、ほかに場所を求めないといけません。

その考え方は、いろいろあると思うんですけども、この通り会、商工会議所、いろんな有識者の方々等を含めて協議をしていく考えはないか、お尋ねをします。

○産業振興部長（下吉耕一） セントラルパーク周辺の商店街の活性化につきましては、これまで中央通商店街振興組合に空き店舗が目立ち、振興組合や商工会議所も頭を痛めておりましたけれども、新幹線効果による観光客の増加に伴い、飲食業関係の店舗が入居し、空き店舗が解消されつつあります。

また、商店街活性化支援事業補助金を活用した通り会ごとのナイトバザールや、地域の食材を使った地域グルメ、温たまらん井等の商品を開発・提供するなど、商店街も鋭意努力を重ね、活性化に取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のとおり、指宿駅前再開発による新たな施設を誘致・建設することで、集客は見込まれますけれども、駅前全体の集客と活性化を図るためには、今あるものに磨きをかける工夫も必要ですし、商工会議所、地元通り会などを含めた協議の場を設けるなど、地元商店街への配慮も必要だというふうに考えているところでございます。

○3番議員（浜田藤幸） おっしゃるとおりです。

実際、市外、県外の方から、指宿は何があるのかと聞かれると、指宿は砂むしやらよと言われます。

また、こういう方もいます。砂むししかなかよって言われます。この辺は、いろいろ資源もたくさんありますし、PR不足なのかわかりませんが、もうちょっとインパクトのあ

る集客スポットがあれば、ああ、指宿は、砂むし温泉もあるけど、あれもあらいねって、行ってみようかと、そういった気持ちになるのかなという期待があるわけです。

実際、指宿市は、公社が持っている土地があります。これは新田地区の方ですか。これ等も含めて、今後、企業誘致等をしていく考えはないか。その前に、指宿市は、企業立地の促進等による、地域における固定資産税の特別措置に関する条例ですか、これを21年3月26日に設定しております。これは新西方工業団地のことだろうと思います。これを今まで、どの所管課が、こういった行動をしてきたのか、その辺の答弁をお願いします。

○総務部参与（久保憲一郎） 企業立地の関係であったと思いますけども、新西方の企業団地については、これまでも継続して企業立地の促進について、いろいろと訪問する事業者等についてもお見せしてきましたけども、なかなか立地条件等で企業立地に至っていないという状況であります。

担当課は、市長公室の方で、企業立地に関するそういう施策をやっておりますので、企業の新西方団地等について、見せていただきたいということがあれば、こちらの方で、今、段取っているところでございます。

これまで企業立地については、この間、7支社が指宿の方に企業立地に本市と立地協定を締結して、雇用の確保に努めているという状況でございます。

○3番議員（浜田藤幸） 今、7社が来られたということでした。見したということでした。

その言葉だけを見れば、来た人だけの対応なのか、今まで率先して企業誘致ということで企業訪問したことあるのかどうか、答弁をお願いします。

○総務部参与（久保憲一郎） 企業立地については、指宿市の方も、これまでずっと広報等にもおいて、いろいろと外部にも向けて広報をしておるところでございますけども、昨今の現状を見たときに、やはり霧島市、出水市等においても、撤退する企業等がある現状があるところでございます。

そういう意味で、企業立地、あるいは企業の誘致につきましては、私たちも地元に着定できる企業等ということで、じっくりと腰を据えて誘致をしていかなきゃならないと思っているところでございます。

そういう意味で、企業のそういう工業団地等の視察について、あるいはそういう現地視察について等の要望があったときには、ご案内をいたし、説明等も、あるいはそういう、その辺の地域における、いろんな法的な規制等も含めて、説明をいたしているところでございますけども、やはり地元の資源を活用できるような、あるいは地元に着定できるような企業であればいいなというふうに思っているところでございます。

○3番議員（浜田藤幸） 今、私が聞いたのは、こちらから訪問したことがあるのかということを知りたいんです。ただ、来た方だけの説明だけなのか、自ら率先して企業にお伺いを立てて、指宿に来てもらえませんか。この企業誘致に関しましては、どこの自治体も補助金と、あ

とは固定資産税の減免やっているわけです。これはどこもやっていることです。

それ以外に、やっぱり熱心なところは、成功報酬制度を入れたりとか、いろんな独自のやつを常に加えていますよ。やっぱり意欲がありますから、職員も企業もするわけですよ。ですから、ネガティブな発想はありません。

私がお伺いしたのは、直接企業にお伺いを立てるようなことをされたのかということをお聞きしたんです。

○総務部参与（久保憲一郎） 私たちの方で、直接企業訪問をして誘致をした経緯は、最近ではございません。

○3番議員（浜田藤幸） これは市長に答弁をお願いしたいんですが、先ほど言いましたように、年々、本当人口が減っております。これ、このまま、あと10年、20年後、あと30年後、人口の減少というのは明らかになっていきます、それでいいのか。

ですから、今は少子高齢化になっていますけども、私なんか、あの世に行った頃には、今度は子供が増える時代が来るかもしれません。ですから、こういったまず人を増やす。そのためにやっぱり雇用です。働くところがなければ住まないでしょう。住まなければ、指宿市を鹿児島市のベッドタウンの土地を開発すればいいだけの話です。とにかく人口を増やす方策をとっていかないと、私はいけないという考え方持っています。

ですから、今言いましたように、企業の今後の誘致、市長はこれを推進していく考えはないか、お尋ねします。

○市長（豊留悦男） 人口減にどう対応するのか、その一つとして、企業誘致がかぎであるという議員のご指摘は、全くそのとおりでございます。定住人口を増やして、いかに指宿に住みたい人を増やすのか。そのために指宿に住みたい町になるために、どのように地域活性化の方策を練るのかというのが、行政の大きな課題でもございます。

雇用の創出について、企業誘致と絡めて、厳しい雇用情勢が続く中、就業の場の確保は、私ども指宿における重要課題の一つとしてとらえております。

その対策としまして、企業誘致は雇用の確保や地域経済の活性化、地場産業の振興等、税収の増加や人口の増加につながる有効な手段として認識をしているところでございます。

このような中で、本市では合併前の各市町において取り組まれていた、企業誘致に対する様々な制度を引き継ぐ形で、または再編する形で各種優遇制度を整備し、合併後も企業誘致の推進に努めているところでございます。

幸いに、本市出身の関東、関西、名古屋等で成功された、そういう方々も、企業の紹介、誘致に対するいろいろな示唆もいただいておりますが、このような時世でありますので、相談をした段階でいろいろと条件、クリアすべきハードルも高く、その具体的な企業との交渉というのは、行われていないというのは実情でございます。

私としましても、議員が今回、質問していただきましたことを重く受けとめて、企業誘致

に対する取り組みは、一層、進めてまいり所存でございます。

○3番議員（浜田藤幸） これ新聞、私、日付書いてないもんですから、あっ、6月12日ですね、県の産業立地課の課長が、これ、おっしゃっているんですけども、電子関係、自動車関係、いろんな企業が今、撤退していております。ですから、景気に左右されやすいわけです。今、工場は中国にほとんど移っていております。

そういった中で、今後のこの企業誘致に関しまして、地場の産業、農業、あと水産業も当然入ります。あと食品加工の企業を誘致する推進を考えていらっしゃいます。これ、県とも本当連携して、今後ともポジティブな発想で取り組んでいただくとおもうんですが、担当部長、答弁をお願いします。

○総務部参与（久保憲一郎） 不透明な経済情勢によって、企業誘致を取り巻く環境は大変厳しい状況で、県内においても、大企業の撤退や地元企業の雇用不安、消費低迷による地場産業への影響が問題となっているところでございます。

本市におきましても、九州新幹線鹿児島ルート全線開業効果などにより、観光関連産業に明るい兆しが見えておりますが、総体的には閉塞感のある経済状況が続いているところであります。

県外においては、企業の立地を促進するために、立地を希望している企業に関する情報を市に提供していただき、その企業の誘致に成功した場合に、情報提供者へ成功報奨金を支払う制度を設けている市もあるようでございます。

しかし、県内の自治体においては、まだ、そのような成功報奨金を支払う制度ではなく、立地した工場等に対する補助金や奨励金等の優遇措置制度で対応しているようでございます。

本市といたしましても、現行の市独自の優遇制度について県と連携をとり、パンフレット等への掲載等を行い、広く市内外に情報発信しながら、企業誘致の推進を図っていききたいと考えているところでございます。

○3番議員（浜田藤幸） 最後の質問にします。

本当、努力していただきたいと思えます。まず、人口を増やさないと、まちは本当に縮小していくばかりです。その基本となるのは、やっぱり魅力あるまちづくりですね。

ですから、あの中高年齢者、高齢者の方も、当然、住みよい町にしなきゃいけないのは当然でしょう、高齢化社会ですから。ただし、次の世代を担うのであれば、若い方に、ああ、指宿に住みたいなっていうような方策、そういったのを今後は打っていかないと、私はいけないと思っておりますよ。

それで、最後の質問にしますけども、新田の方に、これは公社が持っている土地か、指宿市が持っている土地かわからないんですが、今、公社の方で、いぶすき菜の花団地を今、売り出しをしております。その隣に5.24haの土地があるんです。これは公社の土地になりますか、それとも市の土地になりますか。

○総務部長（邊見重英） お話の土地は、開発公社が持っている土地ではないかと思えます。

○3番議員（浜田藤幸） わかりました。

この土地等も遊んでいる土地です。企業誘致する前に、どういうふうな利活用がいいのか、本当はまだ、用地等がこの辺は空いていますから、是非検討していただきたいと思えます。

最後に、市長の答弁を一言、お願い申し上げます。

○市長（豊留悦男） 指宿をどうしていくのか、そのために今、申し上げましたように、公社の持っている大変広い土地、あそこを今後、どう活用していくのか。

これから、指宿市の地域デザインを考える中で、あの地域をどういう方面で、どういう方向性を持って開発していくのか。または、駅前を含めて、指宿をどうしていくのかということについては、いわゆる先ほど申し上げましたSWC、指宿は本当に健康で幸せなまちにするために、どのようなゾーニング、その場所をどうしていくのかという具体的な計画を練っていきたいと思っております。

その一つが、いわゆる陸上競技場、野球場を含めた現在、開発土地公社が持っていますあの土地を含めて、どうしていくのかという、そういうマスタープラン等をつくっていききたいと。

そして、それができ上がる前には、やはり議員の先生方にも、こういう考え持っているということを前広に情報として提供してまいりたいと、そう考えております。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時18分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、福永徳郎議員。

○14番議員（福永徳郎） 本日、5人目の一般質問で、大変お疲れとは思いますが、最後までよろしく願いをいたします。

国政では、消費税増税法案の3党合意がなされ、21日には、衆議院で採決されることに報道されております。

政局は、特に民主党の対応が注目されておりますが、消費税増税は、民主党とともに、自民党も賛成ということは明白でございます。しかし、何か割り切れなさも残ります。消費税増税は何のためなのか。国民の社会保障を充実させるという名目とはいえ、いささか疑問が残ります。

私たち指宿市においても国政は無関係ではなく、消費税増税による市民の暮らし、市財政にも大きな影響を与えます。特に、国民健康保険は深刻です。それでも、市では、この4月から、県内自治体では珍しく、2人副市長制となりました。減らすのはわかるけど、増やす理由がわからないという市民の声を聞きます。しかし、それを決めたのは、私ども指宿市議

会でございます。何ともやるせない思いがいたします。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

1番目は、「健幸」のまちづくりについてであります。

スマート・ウェルネス・シティ，略してSWC構想は，広報いぶすき6月号で，まちづくりの担当，上村副市長を紹介しながら，「危ない国保財政特集」の中で，市民に周知されました。

このSWC構想プロジェクトは，昨年9月から始まったわけですが，いよいよ今年からスタートします。担当の副市長を配置したからには，それなりの活気的な事業構想だと思われませんが，具体的にはどのような事業内容で，どれぐらいの事業効果を見込んでいるのか。また，事業によっては国の補助金対象となるのか，実現方法を含めてわかりやすく示してほしいと思います。

次は，2番目のメディポリス指宿の林地開発について質問をいたします。

まず，安全対策の進捗状況であります。

県が，林地開発の許可をしていますが，その許可を出す段階で，条件といいますか，守るべき事項とか示されていると思いますが，それらの内容について教えていただきたいと思えます。

また，当然，指宿市も意見書を付したと思いますが，その意見書の内容には，どのようなことが書かれていたのか。特に，災害防止のために工事施工者に厳守を命じたことなど，それらを教えていただきたいと思えます。そして，それらは誠実に守られているのかどうかお伺いをします。

また，私が県を訪問したときには，5月末には工事は終わると聞きましたが，工事は完全に終わっているのかどうか，それもお伺いをいたします。

次に，3番目の指宿温泉祭についてであります。

指宿温泉祭は，今年で65回を数える市の伝統的な祭りだと思います。私自身，20代前半，現在の青年振興連絡協議会，略して青振連の前身であります，青年温泉祭振興会という組織の会長として加わった経験もございます。

当時は真夏の炎天下，夏休みの時期で，子供神輿も一緒に青年神輿は300人を超え，鹿児島から神輿を借りて4基を担いでおりました。その指宿温泉祭が，いつの間にか時期が変更され，今では10月末の土曜日に開催されております。

時期の変更に当たっては，温泉祭実行委員会の中でいろいろ話し合わせ，組織運営的には問題はなかったのかもしれませんが，一体，どのような理由から，今の時期になったのか，その経緯についてお伺いをいたしたいと思えます。

1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 初めに，スマート・ウェルネス・シティ，いわゆるSWC構想の事業効果

等について質問をいただきました。

「健幸」，「こう」というのは幸せという漢字を当てているところでございますけれども，「健幸」のまちづくりの具体的な事業計画と効果について，回答をさせていただきます。

SWC構想は，市民誰もが参加できるような施策や事業を展開し，住民一人一人が健康で生きがいを持って，安全・安心で豊かな生活を営むことができるまちづくりを目指しております。

そのために，現在，健康づくりに関する市民を対象としたアンケート調査を実施するとともに，職員35名からなるプロジェクトチームを庁内に設置し，構想実現に向けた具体的施策や事業について協議・検討を進めているところでございますが，具体的な事業を展開するに当たっては，今後，その内容を検討していくことになろうと思っております。

また，実施する事業については，構想の目的である健康寿命を延ばし，医療費の削減などを図ることにつながるようなものになろうかと思っております。この場合，既存の補助事業を含め，広く国や県の補助が得られるような事業となるように，努力してまいりたいと考えております。

なお，医療費の削減効果につきましては，今後，プロジェクトチームでの施策や事業を検討する際に，エビデンス，つまり証拠・根拠に基づき，その目標数値等が出されるものと考えております。

次に，メディポリスについてのご質問でございます。

林地開発の申請時における本市の意見書内容でございますが，次の6つの内容でございます。

1つ目が，土砂流失防止については，適正な管理を行い，開発地域からの排水により，河川等に影響を及ぼすことのないように配慮すること。2つ目が，工事施工に伴う水害等が発生しないよう，沈砂池等の維持・管理の徹底を図ること。3つ目が，大雨等が予想される場合は，土砂等が流失しないよう対策を講じること。4つ目が，造成森林計画区域においては，早期植栽や適切な管理に努め，自然環境の保護，及び水源の涵養に努めること。5つ目が，文化財保護法に基づき，文化財の保護に努めること。6つ目が，住民からの要望・苦情に対しては真摯に対応すること，となっております。

また，県が許可した際の条件につきましては，許可条件に従って開発行為を行わない場合は，この許可を取り消すことがある。2つ目が，開発行為は，申請書及び添付図面の内容に従って行うこと。また，開発行為の変更及び許可後の届出等については，森林法施行細則に従い，遅延なく手続を行うこと。このほか9項目がございます。全11項目を許可条件としております。

開発行為の完了予定につきましては，当初，議員がご指摘のとおり，本年の5月31日までとなっておりますが，県が開発行為に係る完了報告の協議を5月24日に申請者で行った際，

事務手続き上、変更すべきところが出てきたため、変更届出を提出するようになっているようであります。

変更の内容としましては、盛土工事に起因する施工面積の増が主な理由とのことでございます。その後、変更届出の提出が6月11日に南薩地域振興局へあり、完成工期は7月10日になっているとのことでございます。

開発行為自体の工事は、既に終了している状況とのことでありますので、県において提出された届出書を精査し、今後、提出される完了届に基づいて、現地確認調査を行うことになっているようでございます。

なお、この現地確認調査には、市も同行させていただくようお願いをしているところでございます。

次に、温泉祭についてでございます。

温泉祭は、平成18年の合併後、山川みなと祭り、指宿温泉祭、開聞そうめん夏祭り、3地域で開催されていた祭りのあり方を見直そうと機運が生じ、平成21年に、それまでの8月開催から10月に変更したところでございます。

変更した経緯でございますが、平成20年10月に、青年振興連絡協議会を中心とする、指宿の祭りを本気で考える会が行った、祭りに関するアンケート調査や3回の協議で、温泉祭の日程変更を要望する市民の声が多かったことなどから、同年11月に開催された指宿温泉祭実行委員会で、8月開催から10月開催への変更を決定したところでございます。

温泉祭の日程を変更した理由としては、かつては10月に開催されていたことや近隣市の祭りと重なっていたこと、それに8月初旬は暑過ぎて、神輿連の巡行などに支障が出ていたこと。8月12日の開催が固定していた開聞そうめん夏祭り、開催が接近していたこと。そして、県内各地の花火大会が夏に集中しているため、温泉祭の時期をずらすことで、同じ予算で花火の量や質を上げられることが、期待できたことなどが、その理由でございます。

○14 番議員（福永徳郎） それでは、1番目の「健幸」のまちづくりの2回目以降の質問に入ります。

今、市長の方より、事業と申しまししょうか、市民アンケートとプロジェクトチームを立ち上げてからというような話が、答弁がございました。既に半年が過ぎて、4月からは担当の副市長も配置しております。そういうことからして、一定の方向性は示されて当然だと考えます。もう一度、お聞きいたします。

国の補助事業となる事業とは、どのような事業があるのか。また、その事業に乗った場合に、金額的にはどのような要するに補助率となっているのか。また、この事業をすることによって、国保の減額をどれほど見込んでいるのか。また、スマート・ウエルネス・シティ構想をやっている先進地で、取り組んでいるところはどこか。これらについて、もう少し詳しくお示しをいただきたいと思っております。

○総務部参与（久保憲一郎） 指宿市版 ，スマート・ウェルネス・シティ構想は、健康に関心のある層だけが参加するのではなく、市民だれもが参加するような健康づくりに関する施策や事業を展開し、個々が健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことのできる健康で幸せのまちづくりを目指すものであります。

国の補助事業についてのご質問ですが、このSWC構想を立ち上げたからといって、直接的な補助を受けられるものではありません。ただ、SWC構想のための施策や事業を実施する際に、支障となる法規制などがある場合は、総合特区、指宿市の場合は、地域活性化総合特別区域ということになりますけども、を申請することとしております。

総合特区とは、地域の独自の発想でまちづくり計画を立案し、その実現のために国が従来の規制や制度の特例措置、税制、財政、金融上の支援措置など、総合的に支援する制度であります。

もう少し具体的に申し上げますと、規制や制度の特例は、特区申請に係る区域について、個別法や政令等の特定を認めたり、地方公共団体の事務について、国が定めている基準等を条例で定めることができるようになります。

税制上の特例は、特区申請に関連する事業の実施に関し、資金を集めやすくするために、出資者に係る所得控除を行うことができるようになります。

財政上の特例は、特区に関する計画の実施を支援するため、国が所管する既存の補助事業が優先的に採択されることとなります。

金融上の特例は、総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、利子補給が行われるということでございます。

2番目の国保医療費の削減見込みにつきましては、実施する事業を検討する段階で、それぞれの事業ごとに実施効果を予想して、併せて国保医療費の削減目標額についても、その時点で数値が示されれば、と今、考えております。

このようなことから、現段階で具体的に削減の見込み額については、お示しすることはできないところであります。

SWC構想に取り組んでいる先進的な自治体といたしましては、筑波大学とともに、スマート・ウェルネス・シティ総合特区に申請し、昨年12月に特区に指定された、福島県伊達市、新潟県新潟市、同じく三条市など7つの市があります。これらの自治体の取り組みのうち、特徴のあるものをご紹介します。

新潟県三条市では、賑わいの場の創出と中心市街地活性化を目的に、商店街が面する道路を一時的に通行止めにした、三条マルシェという歩行者天国を市内の数か所で開催しており、来場者も多く、大変好評のようであります。

暮らしの場の維持や目的に、買い物に出かけられない高齢者等の買い物の利用性の向上のために、パソコンや携帯から商品を注文すれば、低額な料金で自宅まで届けるというサービス

を商店街が実施しています。

生きがいや就労の場の創出を目的に、市主催のイベント、生涯学習講座、ボランティア活動への参加に対しポイントをつけて、ポイントに応じ抽選で地元産品のプレゼントを行う、健康マイレージを導入しているようであります。

新潟県見附市では、ウォーキングコースを幾つか設定し、夜間や早朝のウォーキングイベントを開催しております。車道の両端を青色に着色した自転車レーンの整備も始まっているようであります。

兵庫県豊岡市では、高齢者の買い物支援と健康管理を目的とした買い物バスの運行や、携帯電話を活用した健康ネットワークシステムの構築が検討されております。

当市におきましても、このような先進自治体の事業内容を参考にさせていただきながら、指宿ならではの取り組みを検討してまいりたいと考えているところです。

○14 番議員（福永徳郎） 具体的なものに対しての答弁はなかったわけですが、事業の内容の説明ということだったろうと思います。

今からということでしょうから、1日も早く策定され、市民に幅広く理解をされ、効果が上がることを期待をいたしたいと思います。

そこで、せっかく指宿へおいでいただいた担当の上村副市長の抱負というか、今後の事業に対する基本姿勢をお伺いしたいと思います。

○副市長（上村欣久） まちづくりを担当することになりました上村でございます。福永議員ご指名ございましたので、私の抱負、あるいはこのプロジェクトチームの基本姿勢というものを若干、ご説明させていただきたいと思います。

まず、議員ご指摘のとおり、既に広報いぶすき6月号におきまして、国民健康保険財政の危機的な現状について、市民の皆様にご説明させていただいたところでございます。

こうした厳しい現状を踏まえ、この当市の総合振興計画で目指している、すべての人が健康で、安心して生き生きと暮らせるまちづくりの一翼として、このスマート・ウェルネス・シティ構想に係る業務を担当させていただくことになりまして、その責任の重大さに、非常に身の引き締まる思いでございます。

すべては、市民のためであることを常に念頭に掲げ、「健幸」のまちづくりの実現に向けて、誠心誠意、職責を全うする所存でございます。議員の皆様を初め市民の皆様には、是非ご理解、ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、先ほどご質問がありましたように、若干今、プロジェクトチームでこれから何をやっていこうかというところを、少しご説明させていただいておきます。

SWCの定義、考え方等につきましては、先ほど来ご説明しておりますけれども、そして、先ほど先進地の取り組みもご説明させていただきました。これの最も大事なところと私が考えておりますのは、もう現在、明らかに私どもの国といえますか、私どもの市も、超高齢化

になっております。人口も実は確実に減ってまいります。こうした社会的課題を解決するには、従来の手法では非常に難しいというのが、この考え方の根本であります。

そこで、この一人一人が自らの健康を自ら考え、取り組むというような、いわゆるウェルネスのこの考え方を政策の中核に据えまして、そして、生活習慣病の予防、あるいは寝たきりの予防を可能とするまちづくりを実現するというのが、このSWCの考え方です。

それで、既に先進地で幾つか取り組みが進んでおりますけれども、私ども指宿市としては、他市の取り組みを参考としながらも、まさに指宿らしいまちづくりを進めたいと考えております。

これは先般来、いろいろと議論されておりますけれども、私どもには他市にない砂むし温泉に代表される観光、更には当市の基幹産業であります農林水産物の特徴を生かした食、これらの観光と食を組み合わせた、指宿らしいまちづくりをやりたいと思っております。

さて、この健康寿命を延ばす、あるいは医療費削減目標を実現するためには、幾つかのやはり基本的な取り組みをやらなければならないと考えております。

それが、まず1つとして、歩いて生活のできる町、あるいは歩かざるを得ないような町、そして、これをまた、公共交通機関がサポートしている町。

2つ目といたしまして、まさに人生の先輩であります高齢者の方々が、社会的な役割、あるいは、いつも外に出て元気に活動できる町。一方的にお年寄りだからというようなことで、うちに閉じ込めておくのではなく、元気に過ごせるような町、そして、これらの基盤となります取り組みが必要になります。

3番といたしまして、すべての市民、本日、議員の先生方も含めまして、すべての市民の方の健康、あるいは医療情報を一元的に適切に把握させていただきまして、そして、個々人に応じたプログラムを提供できる町。

4番目といたしまして、実はこれが非常に難しいわけがございますけれども、実は今、私ども福祉部、あるいは健康福祉部で取り組んでおります諸活動につきましては、まさに健康に関心のある方だけが、実は熱心に取り組んでいるという現状がございます。

先ほど来、市長の答弁にございましたように、すべての市民に活動していくためには、この健康に関心の薄い層の方にも取り組んでいただけるように、戦略的な情報、あるいはそういう情報を把握していただけるような町という、この4つの大きな基本的な柱を念頭に置いて、これから事業を構築していきたいと考えております。

歩くことに対して、非常に重きを置いているというふうに思われる方もおられるかもしれませんが、この歩きにつきましてだけが、実は健康づくりの中でエビデンスが明確になっております。このために、やはり歩くといいですか、有酸素運動というのを奨励したいと思っ

ているわけがございます。歩くことにつきましては、意図的にスポーツとしてウォーキングするとかいうことだけじゃなくて、お買い物に行く。

○議長（森時徳） ちょっと簡潔にお願いします。

○副市長（上村欣久） はい。温泉に行くとかいうような感じで、やっていただければと思っています。

こういったいろいろな私ども市の特徴的な材料も取り入れた総合的な、あるいはハード面も整備も含めた総合的な施策として、今後、検討していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、できるだけ早く、庁内プロジェクトの素案を固めまして、議員の方々、あるいは市民の皆様にも、事業内容をご提案して、最終的な構想として取りまとめたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○14番議員（福永徳郎） 今、副市長より、本当に力強い決意をお伺いをいたしました。是非です。1日も早く策定をなされ、私たちも一生懸命協力してまいる所存でございます。よろしく願いいたします。

次に、2つ目は、グラウンドゴルフを「健幸」の具体策として推進する考えはないかということであります。

これも、広報いぶすき6月号ですが、同じく、「危ない国保財政特集」の中で、指宿医師会の福元会長が、「健康寿命を延ばしましょう」と提言しております。高齢者の適当なスポーツにグラウンドゴルフがあり、いろいろな大会が開かれております。5人一組で和気あいあいとしながら、金も掛からず、手軽に楽しめるグラウンドゴルフは、今後も盛んになると思われま。

そこで、現在、市内にグラウンドゴルフができる施設はどれぐらいあって、その運営管理はどうなっているか。また、使用料の取り扱いについてもお伺いをいたします。簡潔に答弁はお願い申し上げます。

○教育部長（濱田悟） 現在、教育委員会で把握していますグラウンドゴルフができる施設は、市内に各公民館や管理組合等が管理している施設が10か所、県・市が管理している施設が15か所、民間が管理している施設が4か所、合計で29か所程度あります。多くの皆さんにご利用いただいているところでございます。

ほとんどの施設が無料で利用できますが、市の施設では、サンシティホールいぶすき、かいもん山麓ふれあい公園レクリエーション広場、ヘルシーランド多目的広場の3施設が有料になっております。

なお、施設の現状といたしましては、サンシティホールいぶすきが、土の室内グラウンドで、それ以外はほとんど施設が芝のグラウンドとなっております。

○14番議員（福永徳郎） ただいま3か所ほど有料の施設があるという答弁をいただきました。指宿地域で1か所、山川地域で1か所、開聞地域の1か所という3か所になっているようでございます。

このSWCの中で、グラウンドゴルフ使用については、使用料の免除ということは考えら

れないか、お伺いをいたします。

○**教育部長（濱田悟）** 有料の市の施設におきましては、先ほど3か所ある説明をいたしました。使用料は、サンシティホールいぶすきが、使用料1時間当たり、一般団体の利用は400円、児童・生徒の団体の皆さんは200円でございます。昨年度は、延べ38件で1,040人の方々に利用されております。かいもん山麓ふれあい公園レクリエーション広場は、1時間当たり、団体の利用は、全面使用で520円、半面で260円。ヘルシーランド多目的広場は、温泉利用者が1人1日100円、それ以外で1人1日200円。団体利用の場合は、市内団体が1日4,000円、市外団体が1万円でございます。

これらにつきましては、平成22年度に策定しました使用料、手数料等の見直しに関する基本方針に基づき策定されたものでございます。減免制度につきましても、受益と負担の公平性を保つため、減免基準が統一されたところでございます。

○**14番議員（福永徳郎）** 次は、オーストラリアの森公園をグラウンドゴルフ場に整備する考えはないか、お尋ねを申し上げます。

○**産業振興部長（下吉耕一）** オーストラリアの森につきましては、昭和55年11月22日に、ロック・ハンプトン市との間に、姉妹都市盟約共同宣言によりまして、両市市民の永遠の友情の象徴として、オーストラリア庭園を指宿に、日本庭園をロック・ハンプトン市に建設し、両国の特性ある庭園として進展するよう、責任を持って運営管理に当たることが宣言をされております。

その後、ロック・ハンプトン市の設計・建設により、オーストラリアから運ばれてきた194種、1,462本の樹木が植栽され、昭和58年4月18日に、オーストラリアの森と名づけられた庭園が開園した経緯がございます。

この公園につきましては、その後もロック・ハンプトン市長からオーストラリア産の木の種子が届けられたり、視察団が来市しております。

現在も、温泉祭の際に訪問をいただいたり、指宿市の中・高校生の海外派遣やロック・ハンプトンの学生のホームステイを受け入れたりするなど、様々な交流も続いており、良好な関係を築いてきております。

このような経緯もございますので、グラウンドゴルフコースとしての整備は、なかなか厳しいというふうに考えておりますけれども、グラウンドゴルフ協会関係者のご意見等を踏まえまして、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○**14番議員（福永徳郎）** オーストラリア森の公園の整備は難しいとの答弁でありました。

それでは、フラワー公園を運動公園として位置づけ、現在、A、B、C、3つのコースがあるわけですが、もう1コース増やして充実できないかお聞きいたします。4コースへの整備ができないかということでございます。

○**産業振興部長（下吉耕一）** フLOWER公園につきましては、観光レクリエーションの地域にあ

ることから、観光客や市民の憩いの場として活用することを目的に、整備された普通公園でございませう。

現在、公園内には、グラウンドゴルフコースの認定コースがあり、利用者の健康増進にもつながっていると考えております。しかしながら、当公園は、普通公園として位置づけされていることから、多くの市民がだれでも利用できる状況でなければならないとも考えております。

日本グラウンドゴルフ協会から認定コースとして設定されているコースは、公の施設としては同公園しかない状況にあります。民間では、ほかにも2施設あるようではございますけれども、市民としては、無料で使用できるこの施設に殺到する状況が続いております。

このような状況を考えますと、グラウンドゴルフ利用者と一般の利用者が、お互いに譲り合って利用していただくことが、大切なことだと考えているところでございませう。

花見の時期になりますと、お互いに譲り合いながら利用しているようではございませうので、互いを尊重しながら、公園を利用していただければというふうには考えております。

また、コース増設につきましては、グラウンドゴルフ協会等と協議が必要になると考えておりますし、また、これ以上、コースが増えてしまえば、一般市民の利用にも影響が出てまいりますので、同公園でのグラウンドゴルフコースの増設は、現在の普通公園としての状況の中では、厳しいというふうには考えているところでございませう。

○14番議員（福永徳郎） 先ほどのオーストラリアの森公園なんですけれども、ここは遊園地もあり普通公園ということで、グラウンドゴルフ場には、大変無理だろうというふうな答弁であったわけではございませう。

ところが、フラワー公園に関しましては、現実として一般公園になっている関係で、一般の子供連れの方も、十二分にいつでも利用していいという条件の公園であるわけではございますけれども、実情的には、高齢者のグラウンドゴルフする方々が、占領という表現は悪いんですけども、使っているために、普通の子供連れの、要するに家族の方々が遊ぶ機能というのは、実際、満たしていないわけではございませうね。

それで、私、この一般の普通公園を運動公園と変えて整備する考えはないか。これについては簡潔に、答弁をお願いしたいと思います。特に普通公園から運動公園に変えるという、その部分をよろしく願いいたします。

○教育部長（濱田悟） 今、議員のお話の中にありました、普通公園を運動公園に変えられないかということでございませうけれども、運動公園の中では、今の段階では、そこはちょっと考えてはないところでございませうけれども、全体的に流れを見ていけば、「健幸」のまちづくりの中では、検討されてもいいことではないかとは思っております。

○14番議員（福永徳郎） ちょっと答弁が明確な答弁になってないんですよ。これは、聞き取りの中で、私はこの質問をしますよと明確に言ってありますので、それに関しては、ひとつ

答弁の方は、もう今の答弁で時間的にありませんので結構ですけども、次に入らしてもらいます。

次は、高齢者、特に70歳以上を対象にしたグラウンドゴルフ大会を、市が先頭に立って開催する考えはないか、お聞きいたします。

6月1日、厚生労働省は、介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活が出来る期間を示す健康寿命を算出して、厚生科学審議会で公表をいたしました。

それによると、2010年は男性70.42歳、女性は73.62歳で、鹿児島県男性は全国7位だと、南日本新聞は報じております。2010年の男性平均寿命は79.55歳なので、約10年は医療機関にお世話になることになり、このことが、国保財政の悪化となる原因だと指摘されています。

70歳から、できるだけ長い間、グラウンドゴルフを続けてもらう。介護を受けずに認知症とも無縁の生活ができれば、健康保険税を使わない生活が続けば、国保財政も好転すると思います。

市が率先してグラウンドゴルフ大会を奨励するよう提言いたしますが、市長はどう思いますか。

○**教育部長（濱田悟）** 市では、これまで、いつでも、だれでも、どこでも気軽に楽しめるスポーツのひとつとして、グラウンドゴルフの普及推進に努めてまいりました。その結果、現在では、多くの市民が楽しんでいただけるようになり、グラウンドゴルフ協会も組織的に体制も整って、平成23年8月現在の会員は、115団体、919人を数えております。

協会では、昨年度フラワー公園やヘルシーランド多目的広場、かいもん山麓ふれあい公園レクリエーション広場などの施設を利用して、年間18回の大会を開催しております。延べ4,572人が参加をしております。

このほか、いぶすきスポーツクラブや老人クラブ等、各種団体や民間団体が主催する大会も開催され、各公民館や地域においても、健康づくり、仲間づくりのための手段として、グラウンドゴルフが活発に行われているところでございます。

市では、体育協会を通して、各スポーツ18競技団体の活動を支援しており、すべての競技団体が自主的に大会等を開催しております。グラウンドゴルフ協会も自主的に大会等を開催しておりますが、会員の66%以上が70歳以上の方々ですので、更に気軽に参加できるよう、大会の運営をお願いしていきたいと考えているところでございます。

また、市が活動支援をしております総合型地域スポーツクラブ、いぶすきスポーツクラブの活動も更に活発して、高齢者に対するグラウンドゴルフの普及も図ってまいりたいと考えております。

○**14番議員（福永徳郎）** 次に、2番目のメディポリス指宿の2回目以降の質問に入ります。

簡潔に答弁、ひとつよろしくお願ひします。10分ほど、もう時間がちょっと過ぎておりますので、お願ひを申し上げたいと思います。

まず、教育委員会にお聞きいたします。12月議会での私の質問に対して、文化財保護法に係る届け出の提出はないとの答弁でしたが、その後、どのような対応をされたのか、お伺いをいたします。

○**教育部長（濱田悟）** 平成24年2月9日付、鹿児島知事から畝地不動産に交付されました現地開発許可後は、埋蔵文化財関係の届け出は、教育委員会には提出されておられません。

○**14番議員（福永徳郎）** 先ほど、市長の答弁の中で、現地調査についても、市が同行するとの一応、答弁があったわけでございます。県とともに対応していただきたいとお願いを申し上げます。

ところで、最近、玉利川上流で土砂崩壊みたいなものが起きたということを知りました。そのような事実があるのか、その原因は何なのか、お伺いをいたします。

また、玉利川についてであります。さきの一般質問の中で、ほとんどの水は秋元川の方に、というような説明があったわけですが、あそこを現在、通る中で、日夜、私、2回ほど通っているわけですが、天気が続くときには、秋元川よりも玉利川の方が水量が多くなっているような状況を見受けられます。これについてはどうなのか、教えていただきたいと思っております。

○**建設部長（三窪義孝）** 玉利川の市道宮上玉利線から約70m上流の箇所が、のり面が崩壊しておりますけれども、これはメディポリスとは関係ございませんで、宅地からの汚水流によりまして崩壊しております。

この流路工は砂防地域であるため、今、県の方に、その対策をお願いしているところであります。

それと、メディポリス指宿の林地開発による雨水排水の流域は、秋元川や柳田川、宮谷川の3河川であります。今回の開発により沈砂池を5か所設置しておりますが、この沈砂池からの放流先は、従来の沢部分になっており、それぞれ下流の3河川へ流入している状況であります。

また、開発業者が放流先を変更しているのではないかというご質問ですが、開発によって、放流先を変更するためには、尾根を越えて放流しなきゃならないため、そのような大規模な工事の状況は見られないところであります。

○**14番議員（福永徳郎）** 既に梅雨に入っているわけですが、南十町南側、また、弥次ヶ湯地区の雨水対策は、この状態で大丈夫なのか、南十町踏み切り下の排水路が機能しないで、周辺一体が浸水することもあると聞いておりますが、この南十町の排水路、また、弥次ヶ湯のポンプ場の管理は大丈夫なのか、お伺いをいたします。

○**建設部長（三窪義孝）** 南十町の南側の地域につきましては、現在、計画されています大浦弥次ヶ湯川排水区の浸水対策事業の進捗に合わせまして、JR横断の断面改修等を行っていきたいと考えております。

したがいまして、これらのポンプ場の整備が完了するまでの間は、そのJR横断、またはその上流水路の維持管理を徹底して行ってまいりたいと思います。

続きまして、弥次ヶ湯地区の浸水対策につきましては、現在、3か所、5台の仮設ポンプによる強制排水による浸水被害の軽減を図っているところであります。また、この雨水仮設ポンプ5台につきましては、排水能力を保持するため、平成22年度にすべてのポンプ機を更新しております。

また、同じように、これも弥次ヶ湯雨水ポンプ場の完成まで相当の期間を要するため、機器の点検、水路の維持管理の方を、徹底して行ってまいりたいと思っております。

○14番議員（福永徳郎） 次は、国道アクセスの問題をどう考えているかということでありませう。

指宿市として、個人の道路と市道をつなぐ許可を出しておりますが、あの道はメディポリス関係者だけではなく、一般の市民や施設訪問者は、すべて自由に出入りができるのかどうか、お伺いをいたします。

○産業振興部参与（中間竜郎） 林地開発により施工されました道路は、市道丈六温湯線と接続しておりますが、メディポリス指宿に確認しましたところ、あくまでも、その道路につきましては、自社管理道路であるため、メディポリスに用事のない限り、一般の方が自由に通れることはないということでした。

また、通行に際し、より万全を期すため3か所にゲートを設置し、遠隔操作によりゲート管理を行う旨の話を聞いております。

○14番議員（福永徳郎） 今の答弁で、3か所でゲート管理するとの答弁であり、また、なおかつ、メディポリスの要するに関係者というような答弁であったわけですが、これを逆に反対側から答弁をよく考えると、逆に関係者の方は誰でも通ると、極端な言い方すれば、ということにもつながるわけですよ。

したがいまして、言うならば、メディポリスの言えば職員とか、要するに、出入り業者とかマイクロバスとか、そういったものが通行として考えられているのかどうか。そして、このゲートということだったんですが、このゲートについての管理というのは、時間的には24時間体制なのか、それとも時間を一応、制約してあるのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○産業振興部参与（中間竜郎） メディポリス指宿側の皆様にお聞きしましたところ、花見やイベント時の入場許可はどうかと、我々も聞いてみました。

当然、これにつきましては、メディポリス側の利用者である限り、この道路は使用可能だということですので、あくまでもこれはメディポリス指宿側の判断によるものと思っております。

また、ゲートの管理等につきましては、全体的な管理道路の利用につきましては、メディ

ポリス指宿側は、ゲートの管理マニュアルを作成するというごさいます。その内容の大まかではごさいますけれども、夜間の利用時間の制限、そしてまた、台風や積雪、豪雨時の利用規制、または閉鎖ということにつきましても、そういうことについてマニュアルを作成するというごさいます。

○14番議員（福永徳郎） 今回のやつは市長に、ひとつ答弁を是非いただきたいんですが、今、ゲートの設置による、それからマニュアルの管理などによるということで、一定の規制はとれると思うわけですけれども。

先ほども答弁でもありましたように、医療関係者、要するにそこに出入りする業者の方々、また患者、それから天珠の館の職員、それから当然、ここも出入りする業者、そして天珠の館を利用して宴会等をするお客さん、そして観光で訪れて宿泊をするお客さん、そして指宿の住民のグラウンドゴルフ等を利用するお客さん、こういった方々が対象となるゲートの要するに条件だろうなど、通行させる範囲の方々だろうと思うんですよ。

なら、これを想定すると、現在、青果用の大型トラックが、柳田・迫田線ですが、また、保育園の保護者の送り迎えの車、そしてまた、生活道路と利用している地区住民の方々、大変な不安を感じると思うわけです。

今、私が具体的にこういったものを挙げたわけですが、この管理方法で市長は十分だと、不安はないんだと、そういうふうに思いますかどうか、お伺いをいたします。

○市長（豊留悦男） 福永議員のご心配はもっともだろうと思っております。市道柳田迫田線は、住民の生活道路であるということ。保育園の送迎や大型車両の多い路線でもあります。

幅員が狭く、車の離合ができない箇所もあるため、これまで地区から拡幅の改良の要望が出されております。この市道に並行して、柳田川が流れておりますが、この河川は、砂防指定を受けているため、指定の解除や暗渠化は困難な状況でもあるところであります。

したがいまして、反対側の民有地、川の反対側でございまして、民有地を道路用地として確保しながら、拡幅改良となるものと考えているところでございまして。

あと一つでございまして。あくまでも自社管理道路であるということでありまして、メデイポリス指宿に用事のない限り、一般の方が自由に通れることはないとのこととございまして。

その用事というものについては、またいろいろと今後、具体的にお示ししていただくことになろうかと思っております。

○14番議員（福永徳郎） 今の答弁の中に、もう柳田迫田線の改良の政令計画についてのことは、答弁をいただきました。

これについてお伺いしたいなと思っていたんですが、具体的にはいつぐらいから、どういった手順の中で進めようとしているのか、これについての答弁を簡潔にお願いします。

○建設部長（三窪義孝） 柳田迫田線の拡幅改良につきましては、これは地区からの長年の要望

であります。

先ほど市長が答弁いたしましたように、柳田川が砂防河川でありますので、暗渠化にするのはハードルは高いと思われます。また更に、民有地側も家屋が建っていますので、これも事業費がかさむと。

そういうことで、我々といたしましては、県の砂防課にも、もう1回、相談をしたいと思っております。

それと、地区の館長さん、沿線の自治区の皆さん方のどういうふうにご整備してほしいか意見を聞きながら、その整備計画をとっていきたいと思っております。

○14番議員（福永徳郎） 今、整備計画を作っていこうというふうに考えておりますというような答弁だったんですが、これ、現実的に、1日も早くやってもらいたいのはやまやまなんです。ところが、物理的に、指宿の財政を考えたり、それ、地権者からの同意をもらって工事の実施計画を作って、着工になって完成するのに、私は、そこ5年、10年じゃできんと思いますよ、正直なところ。

こういう長い期間かかるわけで、その期間の間を言えば、一定の制限をした通行を認めるということでもありますけども、是非これについても、市長、慎重に要するに言えば、メディアポリス側の方にもお願いを是非していただきたいと思います。

言えば、1年後にできますよっちゅうんであれば、あんまりその1年間は、もう我慢するかということになるんですけども、明日、明後日できる道路じゃないわけですよ。ですから、このようなことを申し上げておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、青振連の方々が傍聴に見えておりますので、最後の温泉祭をちょっこつと申し上げてお尋ねしたいことがあったら、またもう1回、時間がありましたら、これに返らせていただきたいと思います。

3番目の温泉祭の2回目以降の質問に入らせてもらいます。

開催時期の変更は、実行委員会で決定したとのことですが、温泉祭が夏休み中に開催されていた頃は、小学生、中学生、特に南指宿中学校では、3年生全員が中学校最後の思い出にしたいということから、学校を挙げてハンヤ踊りに参加してまいりました。それが、10月開催になってから参加しなくなりました。

また、各地区のPTAの祭りへの参加なんかも、かなり地区参加は少なくなっているように思います。

踊り手も、観客も、昔に比べると大変減ってきております。これでは、踊る人たちも元気が出ません。これでは、祭りの盛り上がりもなく、祭り自体が沈んでしまうのではないかという気分にさせられます。

子供の参加を増やせば観客も増えると思います。そのためにも、以前のように夏の時期に戻せないか。いきなりと言っても無理なことです。来年以降に向けて、実行委員会役員

の意向だけではなく、参加者や一般市民を含めて、開催時期について要望や意見を集約し、みんなが楽しめる温泉祭の開催を希望いたしますが、どのように考えているか、お伺いをいたしたいと思います。

○産業振興部長（下吉耕一） 温泉祭に限らず、いろいろなイベントにおいても、子供の参加が増えれば観客も増え、イベントが賑やかになると考えております。

そのような意味から、以前の温泉祭においては議員ご指摘のように、南指宿中学校の3年生が、中学生生活の思い出にしたいと、ハンヤ踊りに参加していただいていたことは、非常にありがたいことでありました。

しかしながら、平成20年10月に、青年振興連絡協議会を中心とする指宿の祭を本気で考える会が行った、祭りに関するアンケート調査や3回の協議で、温泉祭の日程変更を要望する市民の声が多かったことなどから、指宿温泉祭実行委員会で10月開催へ変更したところでございます。

その後、青年振興連絡協議会を中心に、統一したハッピーを新調したり、賑やかな神輿連を構成するなど、祭を盛り上げていただいているところでございます。

祭を盛り上げるため、実行委員会だけでなく市民や参加者からも、開催時期について要望や意見を聞いて、開催時期を決定すべきではないかとのことでありますけれども、前回の変更時においてもアンケートを取るなど、市民の意見や要望を集約して変更した経緯もありますことから、実行委員会において開催時期のあり方などについても検討されるものと考えております。

△ 延 会

○議長（森時徳） お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 新川床 金 春

議 員 六反園 弘

第 2 回 定 例 会

平成24年 6 月21日

(第 3 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年6月21日午前10時00分



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	松下喜久雄
22番議員	森時徳		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	迫田福幸	産業振興部長	下吉耕一
建設部長	三窪義孝	教育部長	濱田悟

山川支所長	森 健 一	開聞支所長	井 上 修 一
総務部参与	久 保 憲一郎	産業振興部参与	中 間 竜 郎
建設部参与	上 谷 修	総務課長	高 野 重 夫
企画調整監	末 吉 龍一郎	危機管理室長	森 和 美
財政課長	中 村 孝	環境政策課長	廣 森 敏 幸
長寿介護課長	野 口 義 幸	地域福祉課長	大久保 成 人
健康増進課長	上川路 正 和	商工水産課長	中 村 俊 治
観光課長	下敷領 正	農業委員会事務局長	松 澤 敏 秀

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福 山 一 幸	次長兼議事係長	岩 下 勝 美
調査管理係長	鮎 川 富 男	議事係主査	濱 上 和 也

△ 開 議

午前10時00分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、大保三郎議員及び下柳田賢次議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（森時徳） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、新川床金春議員。

○15番議員（新川床金春） 皆さん、おはようございます。私は、市民の代表としてこの場に立たせていただいております。21名の議員とともに指宿の行政が良くなるようにという思いで、今日は私の胸のうちの一般質問しますので、市長、市民の声とあって、的確な答弁をお願いいたします。

15番、新川床、通告に従い質問を行います。

1番目の市長の政治姿勢についてですが、指宿の財政状況に関する知識はどうか、市長にお伺いします。

平成24年第1回定例会で行われた同僚議員の一般質問に対し、平成24年度の当初予算編成に当たりまして、市長の方から、市長住宅借上料を今後非常に厳しい財政状況が見込まれることから予算計上しないようにと指示がありました。そして、平成23年度の執行分についても個人で支払いたいとの申し出があったので、その事務を進めた次第であります。当時の総務部長が答弁しているが、間違いないのか、お伺いいたします。

平成23年度当初予算審査に当たりまして、担当課長からは、市長住宅借上料について一切の説明はありませんでした。市長の住宅借上料を公費負担していることは、私を初め、全議員知らないことでした。知らないことがなぜ、市長が24年度の予算は計上しないでください。23年度は私が払いますよと言ったのか、私は疑問を抱いております。市長が24年度予算を予算計上しないように指示した日時について、当時の総務部長にお伺いします。

2番目の副市長2名体制についてお伺いします。

指宿市は、以前、副市長2名体制で行政運営していましたが、国民健康保険会計の基金が数年後にはなくなるということが分かり、市民に受益者負担ということを行いながら、国保税を上げるのは忍びないということから、財政再建をしようとして前市長は考え、平成20年度から23年までの間4年間、指宿市は財政改革のために副市長1名体制で行政運営を行ってまいりました。

平成24年5月25日の南日本新聞には、鹿児島県内市町村では、財政状況が大変厳しいことから、副市長1名体制にする自治体や副町長を廃止するかわりに総務管理監というポストを創設した自治体もあります。各自治体が副市長を1名減らした理由として、行政改革や経費削減がほとんどでありますと新聞記事で報道されていました。

指宿市長は、3月23日の朝、指宿は副市長2名体制で行くと決断したと3月の定例会で言っております。副市長2名体制について庁議に諮って、補正予算第1号が最終日に追加議案として提出されたと思いますが、副市長2名体制について、庁議で幹部職員から意見は出なかったのか、お伺いします。

3番目のなのはな館についてお伺いします。

鹿児島県が事業費70億円かけて平成10年に完成した施設がなのはな館であります。なのはな館整備と同時に周辺の開発が進み、北町通りや迫五郎ヶ岡線など主幹幹線が整備され、今や指宿の中心地となって市民は喜んでいきます。

しかし、県は、なのはな館に多額の費用をかけて管理運営させていることから、県議会で指摘を受け、なのはな館を休館とすることに決定しました。今は、指宿市民の声で芝生広場は利用できますが、立ち上げられたプロジェクトチームではどのような検討がなされているのかお伺いいたします。

4番目の市民との語る会についてお伺いします。

市長就任の施政方針の中では、広く市民の方々の声に耳を傾け、私の持っている力のすべてを市政運営に届けていく所存でありますと述べています。

以前は、市内20か所以上市長と語る会が開催されていましたが、豊留市長になって市民と語る会、ランチで語る会に変更され、平成22年度9回、23年度6回しか開催されていませんが、その22年度の参加人数、23年度の参加人数についてお伺いします。

大項目の2番目のスマート・ウェルネス・シティ構想についてお伺いします。

市長は、昨年の6月議会でプロジェクトチームを設立して研究を進めていきたい。この事業を推進することによって毎年負担が上がる、国民健康保険特別会計の1割でも削減できないか、適した施策はないかということを書いていましたが、23年9月、スマート・ウェルネス・シティ構想策定プロジェクトチームが結成されていますが、23年度のメンバー構成と協議内容、回数についてお伺いします。

3番目のスクールゾーンについてお伺いします。

開聞中学校のスクールゾーンの現状ということで、23年7月11日、第1回臨時議会を開催し、旧開聞町時代から懸案であった市道松原田和田園線のスクールゾーンの歩道未整備区間20mを岩崎産業と土地交換し、夏休み期間中に歩道整備し、残りの用地は駐車場用地として整備して利用すると報告を受けていましたが、現在どのようになっているのかお伺いします。

そして、この議案が出たときに、私は現地を見に行きました。開聞中に上ってくる道は二

通りあります。昨年の7月の臨時議会で整備した開聞十町方面から来る市道と川尻方面から上がってくる市道があります。開聞中東側の薩摩富士荘周辺のスクールゾーンには、歩道未整備区間が140mあります。行ってみましたが、S字カーブで大変危険な場所でありました。危ないなと思っていましたら、財政課の職員が整備する土地交換の場所にいましたので、悪いけど、薩摩富士荘のところの写真を撮ってもらえないかということをお伝えしたら、7月6日付ということで写真をいただきました。本当に危ないところなんですけど、教育長、この場所を私は危ないということで1回、協議会にも言いましたが、現地を見たことがあるのかお伺いいたします。

鏡池横の歩道についてお伺いします。

鏡池横の県道横の歩道は、開聞小学校に通う上野地区の児童・生徒のスクールゾーンになっているが、歩道の柵がすき間が広く、幼児が転落しないかと地域の方は心配していました。そこで、応急的にトラロープで落下防止をしている箇所があり、これは早くしてくれと以前から言っているということでしたので、私は、そりゃ大変ですねということで現地に行きました。現地へ行ってみますと、歩道にクラックが入っていました。よく見てみますと、一部だけですけれども、歩道の下に擁壁がない状態で整備されていました。土木課に行って、これは危ないと、子供たちが落ちたり、市民が落ちたらどうするのかということで、土木課長には現地の写真を持って行って、整備の要請をしてありますが、これまでの対策と今後の整備計画についてお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 私の政治姿勢に絡み、指宿市の財政状況に対する認識等についてのご質問だったと思います。

市長就任以来1年経過した平成23年3月時点での財政状況についても、これまでの同じような質問に回答したとおりで、変わりはありません。

平成23年度当初予算の大綱の中で、国の歳入・歳出改革や先行き不透明な経済状況の中、自主財源でございます市税等収入は伸び悩み、地方交付税も今後5年間の算定基礎数値となる国勢調査人口が減少したことから、増加が見込めない状況でございます。

また、これまで行政改革大綱や集中改革プランに基づき、各種補助金の見直しや負担金の見直し、受益者負担の適正化、職員の定員管理及び人件費の削減に努めているものの、なお、少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や拡大を余儀なくされ、さらには、老朽化が進んでいる清掃センターや各学校等の公共施設の維持補修が年々増加しております。

今後も、依然として財政不足が生じることは予想されます。これまでと同じような答弁をさせていただきます。

それと、副市長の2名体制でございます。副市長の2人制のメリット、それを私は、市政全般にわたる担当事務を事務部門担当と事業部門担当に分け、特命事項や渉外を分けて担当

することにより、高度な専門性を有する人材を登用し、増大する行政課題に迅速に対応することができると考えております。

全国的に大変厳しい社会経済情勢の中にあっても、10年後、20年後の将来に備え、他の自治体に先駆けて、本市の将来都市像でございます、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現に向けて、その中でも、SWC構想、健幸のまちづくりの推進が、極めて重要であると考えたことから、副市長を2名制としたものでございます。

副市長というのは、ご案内のとおり、市長を補佐し、市長の命を受けて政策・企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担当する事務を監督し、市長の職務を代理するとされ、併せて、市長の権限に属する事務のうち、委任を受けたものについて執行することができます。

そういう意味で、大変財政的には厳しい状況でありますけれども、行政課題の解決を図るためには、2人制の副市長が適当であり、そして、本市の行政課題の解決には必要不可欠なものとして認識し、そのようにしたところでございます。

スマート・ウェルネス・シティ構想でございます。

昨日の一般質問の回答にもその趣旨はありましたとおり、現在、スマート・ウェルネス・シティの進捗状況につきましては、市民アンケートを実施し、18歳以上の市民の中から無作為に選んだ5千人の方にアンケートへの協力をお願いしており、アンケート調査の結果は、具体的な施策や事業の内容に反映させていきたいと考えております。

また、構想実現に向けた具体的施策や事業の協議・検討を行うため、職員35名から成るプロジェクトチームを庁内に設置し、5月末に1回目の会議を開催したところでございます。

今後も、必要に応じ、随時開催し、この実現に向けて努力をしてみたいと考えております。

以下、いただきました質問については教育長、関係部長等に答弁をいたさせます。

○副市長（渡瀬貴久） 平成24年度の当初予算編成に当たって、市長の方から、市長借上住宅については、今後非常に厳しい財政状況が見込まれることから、予算計上しないように指示があり、また平成23年度の執行分についても個人で支払いたいとの申し出があり、その事務手続を進めたのは事実か、間違いはないかということでございますが、間違いございません。

また、そのような指示を受けた日時についてということでございますけれども、24年度の当初予算編成の最終的な予算庁議というものが2月の中旬に2回ほどたしか開催されたと思っておりますので、1月の下旬から2月の初めの頃でなかったのではないかというふうに思っております。

○教育長（池田昭夫） 教育長は、開聞中学校の通学路の現状について確認しているのかというお尋ねでしたが、昨年度の西門下歩道整備に関する現地視察の際に南門下も確認しております。また、開聞中学校や開聞総合運動公園、かいもん山麓ふれあい公園での行事等がありますので、その際に現地の道路状況も確認しております。

開聞中学校西門下の歩道整備については、長年の課題でありましたが、昨年整備が行われ、学校を初め、PTA、校区の方々に大変喜んでいただいたところでもあります。

一方、川尻方面の南門下の歩道につきましては、まだ未整備の分があります。このことにつきましては、今後、地権者の理解が得られ、歩道の整備ができれば、大変ありがたいなと思っていますところでは。

そこで、学校では、子供たちの安全のために、登下校の際に学校への上り・下りは自転車を押して通行する。歩道がないところは広がらないなど、安全指導を行っております。安全指導については、今後も徹底して行うように指導していきたいと考えているところでございます。

○総務部長（邊見重英） 2人の副市長制度について、庁議で諮ったのかというご質問だったと思います。

副市長の2人制につきましては、3月の下旬の段階で2人で行くというような形となりましたので、人事案件であったことから、庁議に諮るという形ではなくて、専任の決裁という手続の中で決定いたしております。

○総務部参与（久保憲一郎） なのはな館の件についてご質問いただきました。

昨年3月に実施した公募が不調に終わりましたので、市では、2回目の公募を行う方向で、県と協議を行っているところですが、県は、2回目の公募に際しては、応募いただける事業者がいるかどうかを見極める必要があると考えており、公募の時期を慎重に見極めているところでございます。

市と県ではこの間、1回目の応募登録事業者、現地説明会参加事業者のほか、県内外の企業等にご意見を伺ってきたところでもありますけれども、個人的なアイデアを持っていたり、施設に関心を寄せていた事業者はおりますものの、現在のところ、具体的な事業実施の意思表示をしている事業者はおらず、2回目の公募を実施できる状況には至っていないところでございます。

引き続き、なのはな館に関心を寄せている事業者からの問い合わせに対しては、意見などをお伺いしているところでございますので、今後につきましても、県と連携・協力しながら、根気強く事業実施の可能性について検討を行い、2回目の公募実施に向けて努力していきたいと考えているところであります。

なお、SWC構想において、プロジェクトチームの中で協議されたかということですが、今回立ち上げたプロジェクトチームの中で、なのはな館周辺部の活用策について協議がなされていくものと考えております。

続いて、市民と語る会についてのご質問をいただきました。

本市では、共生・協働の推進を図り、より良い指宿市を形成するために、市民の皆様の声を聞く機会の一つとして、平成22年度からみんなで語る会を開催しているところであります。

みんなで語る会では、市に対して意見を述べる、提言をするという形でなく、テーマを明確にして課題や解決策について、一緒になって考えていきたいと思いますというスタイルで開催しており、共生・協働を推進する糸口になっていると考えております。

なお、平成22年度の参加人数でございますけれども、9会場で開催し、22年度は229名でございます。なお、平成23年度は6会場で開催し、167名が参加をしております。

それから、プロジェクトチームについてのご質問がありました。昨年の9月にプロジェクトチームを立ち上げましたけれども、昨年の9月の段階のチームは、6部14課19人であります。9月以降、4回会議を開催し、会議の内容といたしましては、これまでの経緯についての説明等から始まりまして、構想を策定するにふさわしいデータや指標についての各自の発表とか、今回アンケートを実施しておりますけれども、それらのアンケートの方向性について協議をしたところであります。

○建設部参与（上谷修） 鏡池の歩道上の危険箇所のご指摘の箇所でございますけれども、鏡池上部の県道大山開闢線の歩道と認識しております。

県道を管理しております、南薩地域振興局建設部によりますと、本歩道につきましては、建設後30年以上が経過した張り出し式の歩道でございます。経年劣化等により平成20年度頃から一部クラックが見受けられ、安全ロープ等で危険表示しながら経過観察をしておりますけれども、クラックの大きさが拡大したことから、今年の3月、バリケードによる安全対策の措置を行っているところでございます。

現在、県の方におきまして、原因の特定、それと補修工法の検討を行っております、対策工法がまとまり次第、補修工事に着手するというふうに聞いております。

市といたしましても、通学路でもあることから、一日も早い復旧を県の方に要望しているところでございます。

○15番議員（新川床金春） 2番目の質問に入りますが、1番目の問題はちょっと時間がかかりますので、こちらの都合ですけれど、順番を入れかえさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、3番目のスクールゾーンについてからお伺いします。

教育長が確認したということですが、今、全国では悲惨な事故がいっぱいあります。私は、昨年からそれを心配していたんですけど、どうだったのかなと。教育長が見て、それを市長なり副市長と協議したのかなと。子供たちのことを考えたら、しているんじゃないかなと思ったんですけど、どうなのかなと思いつつこれから質問します。

未整備の区間が140mあります。昨年7月に相談してから、いまだ手につかず、私が職員からもらった写真は、こういう写真です。7月の6日、私がデジカメを持っていませんでしたので、財政課の職員が撮ったんですよ。財政課の職員が知っているということは、市長にもこういうことがあるんだということを伝えてあるのかなと私は思っていました。教育長は、今度地権者と用地交渉ということでしたけれども、昨年の7月に西側の整備ができたんで

すよ。子供たちの命は平等なんです。なぜこちら側の工事について、用地交渉とかなかったのか、お伺いします。

○**教育部長（濱田悟）** 教育委員会としましては、地権者との直接の用地交渉は行っていないところでございます。

今後、学校や保護者の方々からいろんな意見をお聞きするとともに、関係課と情報の共有など、連携を図りながら検討してまいりたいと思っております。

○**15番議員（新川床金春）** 旧開聞町時代にこの歩道整備をしようということで用地交渉をしたが、うまくいかなかったということは聞いています。

ただ、子供たちの命はかけがえのない命ですので、やっぱり旧開聞町時代はだめだったけど、新市になってから交渉して、いい方向に行くんじゃないかと思います。

新聞記事に、警察庁が鹿児島県は42地区に速度30km区間ということ設けるということで、指宿市も1か所整備するようになってきていると思います。実際、開聞中学校のあそこは坂なんです。車は下って来るのに、すごいスピードで降りて来るんじゃないかなと思いますが、昨年7月にこのことを知っていたら、指宿の中で一番危ないのはどこかなと思ったときに、開聞中学校の東側のスクールゾーンじゃないかなと私は思いますけど、指宿の今年度県に提案した場所はどこなのかお伺いします。

鹿児島県警は8日までに一定区間、車の速度を30kmに設定するゾーン30のコースを42か所選定したとあります。これはすべての自治体に言っていると、私はこの新聞を思いながら見たんですけど、指宿市にはなかったということによろしいのか、お願いします。分からなかったら、分からないでいいです。

○**総務部長（邊見重英）** 内容を詳しく把握しておりませんので、恐縮ですが、今の段階でお答えできない状況です。

○**15番議員（新川床金春）** 県内全28か所にこの問題を提起したと思います。指宿市はもう喜入・穎娃地区とは管轄が違うんですよ。指宿警察署という一警察署が管理していると思うんですけど、要するに、警察署からこの問題について何ら相談はなかったということですか、お伺いします。

○**総務部長（邊見重英）** 恐縮ですが、その点もちよつと確認ができておりません。

○**15番議員（新川床金春）** 分かりました。新聞記事を皆さん目を通したんじゃないですか。こういうのがあったということを認識しているべきですよ。私が見て気づくわけですから、皆さん、たくさんの職員がいて、こういうことを気づかないというのは恥ずかしいことですよ。

それでは、次に入ります。この歩道でもし事故が発生した場合、旧開聞町時代から懸案となっていた場所です。指宿の行政の怠慢だということで市民に賠償請求される危険もあるんですよ。子供の尊い命を守るために、市長、いつまでにこの問題に取り組むか、お伺いいた

します。

○市長（豊留悦男） 議員もPTAの活動、役員等をなされて、このスクールゾーンの安全性の確保については、いろいろな会に出られた経験もあろうかと思えます。年1回、つまり梅雨時期を前に、また夏休みを前に、スクールゾーンの委員会が、確か今でもあろうかと思えます。その中で各学校から説明を受けて、そこに集まっているすべての学校のPTA会長を含め、検討をなされたはずであります。

その中で、緊急度・危険度等を配慮し、そしてそのメンバーが現場を確認し、子供たちの安心・安全な通学路を確保する、そういう手だてはとってまいりました。

子供の命は平等だというような前語りがありましたけれども、じゃ市としてそのように考えていないのかというようにもとれます。それは極めて心外なことであります。

通学路について、子供たちの安全というものについては、私も学校教員として生業をしておりましたので、議員以上にその危機感、安全性については認識しているつもりでございます。

幸い、開聞中学校のことを出させていただきましたので、とりあえず東側の通学路が整備されましたので、今ご指摘の所については、もう一回関係機関や、特に学校関係者、PTA関係者と話を詰めて善処してまいりたいと思えます。

これは開聞中学校の保護者、学校、生徒含めて、あの地域の人たちの声というのを大切にしておいて対処してまいりたいと思えます。

東側と申しましたけれども、西側の方は既に整備されたという、そういう訂正をさせていただきたいと思えます。

○15番議員（新川床金春） 市長、それだけ思っているんだったら、早目に対応していただきたいと思えます。

私は、今年初めてスクールゾーン委員会を聞きました。魚見小学校のスクールゾーン委員会で、全体には行っていませんので、内容は分かりません。

ただ、私が市議会議員になって開聞地区を回ってまして、こういうことを市民から指摘を受けましたので、私はこの場を借りてやっているんです。先ほども言いましたように、市民の声ということによっていただきたいと思えます。

この用地交渉が行かなかった場所でございますが、昨年第1回の臨時会で岩崎グループと土地の交換をしています。西側は歩道整備されています。西側のほかに広大な土地が交換であります。こういう書類を議員の方はみんなもらったと思えますが、開聞中学校の直上に3,000m²の土地があるんですよ。岩崎産業に貸していた土地は8,983m²、貸付金は年間2万5千円、これは平成9年から23年度までの貸付金でした。2万5千円で貸していた土地8,900m²、この土地は3,000m²ですけど、道路付きだからこうなったのかなと思えますけど、この土地を2万5千円がこんないい場所をもらえたんだったら、子供たちのために活用

して整備ができないのか、お伺いします。

○総務部長（邊見重英） 今ご質問いただきました土地の関係でございますが、それと歩道整備するために財源的なお話だろうかと思えます。

昨年の7月の岩崎産業との土地交換により市が取得いたしました開聞中学校南側の市有地につきましては、現在、市有林として所管課で管理しているところでございますけれども、歩道整備の用地取得に関して、地権者との今後交渉の中で、必要があるとすれば、議員がお話になった手法の一つとして土地交換なりとして活用することも可能な場合もあるかと思えます。

また、市有地を売却するということになりますと、財産処分に係る一定の事務手続、周知期間等を必要とし、直ちに売却が成立しないと、そして確実な財源を確保することが難しいというようなことも考えられます。

したがって、歩道整備に係る事業費につきましては、南側の市有地の活用ということとは切り離して、地権者のご理解が得られた段階で財源等も含めて対応していきたいというふうに考えております。

○15番議員（新川床金春） 市長、いい土地がありますので、部長が答弁したように、なるべく早くしていただきたいと思えます。

次に、鏡池の横の歩道については、先ほど参与から答弁がありましたが、なるべく早く整備が済むように、今後とも見守っていただきたいと要望しておきます。

次に、スマート・ウェルネス・シティ構想についてお伺いします。

23年度は19名、24年度は35名でプロジェクトチームを組んでいるようですが、23年度のメンバーの9名が今回の人事異動で異動しております。市長の思っているこのスマート・ウェルネス・シティ構想をしっかりと前進するために、なぜ9名の職員を専任だから人事の方に残してくれということが言えなかったのか、僕たちは残念でありませんが、指示する気はなかったのかお伺いします。

○市長（豊留悦男） 組織、人は組織であると、組織で動かなければなりません。本気度があつたのかどうか、本気度を示すために人事異動で工夫をし、事業の効率的な推進を図ったところでございます。

本年4月の人事異動につきましては、総合振興計画後期計画の基本計画に基づく主要施策を着実に実施するために人員配置をいたしました。組織再編を行った部署等の機動力向上を重視した配置に努めました。重点事項や権限移譲に備えた戦略的配置に努めました。その他、幾つか基本方針として人事上配慮したことがございます。SWC構想に限らず、庁内において横断的なプロジェクトチーム等を編成する場合については、特定の職員に限定して人事、その他依頼するものではございません。組織で動くために、組織が機能的にその効果を発揮するためには、やはり人事というものについては、最善の配慮をしたつもりであります。

○15番議員（新川床金春） 市長，分かりました。このメンバーで事業がどんどん進んでいくことをご期待しております。

次に，特区申請の時期についてとメリットについてお伺いします。

24年度，二十何名の人間が入れ替っておりますが，特区申請はいつ行う計画なのか，お伺いいたします。

○総務部参与（久保憲一郎） スマート・ウエルネス・シティ構想については，市民アンケートを実施するとともに，職員35名から成るプロジェクトチームを庁内に設置をし，構想案や構想実現に向けた具体的な施策や事業について協議・検討を行っているところであります。事業の内容については，これから内容を詰めて決めていくということになっております。

また，実施する事業については，健康寿命を延ばし，医療費の削減などの構想の目的を実現するために，少ない事業費で最大限の効果を発揮するような事業を実施してまいりたいと考えているところです。

なお，施策や事業の実施に当たり，支障となる法的規制などがある場合は，総合特区に申請し，規制の特例等を認めてもらうことも考えているところであります。

構想案をお示しできる時期や総合特区の申請の時期につきましては，まだ，明言できる時期ではありませんが，なるべく早い時期に構想を策定し，議員の皆様方にもお示しをしたいと考えているところであります。

○15番議員（新川床金春） 昨日，特区について答弁を同僚議員の質問でいただいたんですけど，その答弁は，新潟県三条市初め7市が共同で出したこの資料の抜粋したところを読んだだけじゃないのかなと。市長は，指宿版スマート・ウエルネス・シティ構想を作りたいと。年々増加する国保の医療費の抑制を10%にしたいということでした。その問題は，今回の事業内容でどのようにするのかお伺いします。

○総務部参与（久保憲一郎） 先日の議会答弁におきましては，先進地の事例をとということでしたので，先日の答弁になったところであります。

なお，医療費等の削減見込みにつきましては，これから実施する事業を検討する段階でそれぞれの事業ごとに実施効果を予想して，併せて医療費の削減目標額についてもその時点で数値が示されればと思っております。

このようなことから，まだ具体的に削減見込みの額については，お示しができないというところでございます。

○15番議員（新川床金春） 分かりました。昨日の答弁の7つの団体が出した5年後のアウトカムということで，健康で幸せな幸せ度25%アップ，医療費，介護費，上昇率20%を抑制するとなっております。これと同じように，指宿らしい事業を展開していただきたいということを要望しておきます。

それでは，次に1番目の重たい質問をさせていただきます。

市長は、先ほど23年度、財政状況は厳しいということを言っていますが、市長就任の平成22年度第1回定例会で、国を取り巻く先行き不透明な経済状況により、地元企業や事業所などは、雇用不安や消費低迷による地場産業への影響が懸念される場所でもあります。そのような中、市民の声を広く聞き、すべての市民が納得できる、より質の高い行政サービスを推進していくためには、行政として相応の体力が必要であり、それに見合った確固たる財政基盤の構築が必要不可欠でありますと言っております。私は今、いぶすきには、待ったなしの行政改革が必要であろうと述べております。本市にとって、行政改革は喫緊の課題であり、財政構造の改革なくして第一次総合振興計画に掲げる具体的な施策は推進できないものと考えます。そして、私が市政の重要課題として考えている主な基本事項の一つ目に、厳しい財政状況を踏まえ、行政改革が喫緊の課題であると述べております。

市長就任時、指宿の財政状況は厳しいと認識しているんじゃないですか。先ほどは23年度と、そして24年度の当初予算を組むときにと、いろいろなことを言っていますけれども、どちらが真実なのか、22年度に把握していたのかどうかお伺いします。

○市長（豊留悦男） 全部真実でございます。当初予算の推移を議員もご存知だろうと思います。財政基盤を確立しなくては、いろいろな事業に対応できない喫緊の課題でもございました。いろいろな基金、財政調整基金を含め、この3年間で確実に行政改革を進め、その基金を積み上げてきたつもりでおります。数的に見ても、議員もご理解いただけるものと思います。

行財政改革という、これは、私は最初の議会で、喫緊の課題であり、私としても大切にしなければならぬと、そういう話はいたしました。それも揺らいでいるつもりではございません。

○15番議員（新川床金春） それでは、渡瀬副市長に聞きますが、24年度第1回定例会の同僚議員の質問で、市長から家賃の問題で公費負担しているのを返してくださいと、先ほども言いましたが、確実に公費負担を止めると言ったのはいつで、まず最初に住宅手当を出してほしいと、出せないかと市長から相談があった日時についてお伺いします。

○副市長（渡瀬貴久） 一番最初に相談があったのは、特別職の住宅制度についての相談というものがあつたのは、確か平成23年度の当初予算を編成しようとする前ですので、22年の9月前後であつたのかなというふうに思っております。

○15番議員（新川床金春） 私がこの問題についていろいろ調査した結果、平成22年度末に市長の住宅借上げを公費負担することに対して、条例に明記されていないので公費負担は難しいと進言した職員がいるんですよ。市長自ら指宿市条例に明記されていない住宅手当を一部の職員に相談したと伺っております。その部下は、命令と受けとつたんじゃないですか、どうなのかお伺いします。

○副市長（渡瀬貴久） 先ほども人事異動の検討についても話があつたわけですけども、指宿市が今後も重要な施策を推進していくためには、組織というもので動いていくということが非

常に大切であろうと思っております。

そういう中において、やはり一つのものを決めていくときには、組織内で決定をしていくというスタンスというものが曲げてはならないものであるというふうに私は理解しております。

今ご質問のありました件ですけれども、市長の方から相談を受けて、そして、どのような制度が望ましいのかということも3つの考え方で議論をしてみいました。これは先般の3月議会でも私は触れたわけですけれども、1つには、一般職と同様な住宅手当制度とするのか、あるいは三役すべて自己負担とするのか、あるいは特別職の住宅借上等について、副市長や教育長と同様な取扱いをしていくのかという、この3つの方向で考えたわけです。

市内に住宅のない首長が誕生があること、特に合併して区域が広がることなどから、本庁周辺に居住し公務に精励していただきたいということから、副市長、教育長と同様に取り扱ったものでございまして、そういう取り扱うという基本方針に基づいて、主管課であるところの方から予算要求がなされ、財政サイドのヒアリングを経て予算編成という手続になったというふうに私は認識しております。

○15番議員（新川床金春） 分かりました。

それでは、平成23年3月28日に追加議案として、財政健全化の推進のため、指宿市特別職の給与、指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正し、特別職給与10%カット、職員の給与を減額するという議案を提案し、附則で、この条例は、平成23年4月1日から施行すると明記してありました。

財政健全化の推進のため、特別職の給与10%カット、職員の給与減の議案を出した時点で、市長自ら予算に組んでいた、議会には報告もない、この予算を執行停止できないかという言葉がなぜ出てこなかったか、私は残念でなりません、なぜ指示しなかったのか、お伺いします。

○市長（豊留悦男） いろいろこの件については前回の一般質問の中でもございました。明確にどのような方向を目指して、ねらって質問しているのかということは、なかなか私自身としても理解できないところがございます。財政再建という中で、私の住宅手当が問題であるということで私はこれまでも答弁をしてみいました。

24年度予算編成においては、私は財政再建を目指している中で、基金の中から取り崩して編成をしなければならないという緊急事態に陥りました。これは、いわば私が財政再建を目指す、そういう市政を目指すのであれば、最大限避けなければならない事態でございましたけれども、もうご案内のように、当初予算で基金を取り崩しました。取り崩している中で、私の住宅手当を含め、様々な手当等についても見直しをしなければならないのかな、そのいわゆる最初の取り組みとして、私は自ら住宅手当については予算として計上はしない、市長の住宅手当、住宅手当ではございません。借上げでございます。それと、23年度分について

は返還しようと、そのようにしたわけでありませぬ。

いろいろ経緯をお聞きしますと、職員がこうだあだというのもあります。もしそうだとしたら、私もその職員と直接会っていろいろ話をしてみたいと思います。

○15番議員（新川床金春） いろいろ答弁いただいたんですが、平成23年3月28日の時点で財政健全化をする。そして22年度予算の国民健康保険特別会計の歳入見込みが不足するというこゝで、23年当初に1億6,000万円繰上充用しているんですよ。一般会計から繰上充用しているんです。その時点で、私の住宅手当は年間82万4千円だけだ、市民に国保税を値上げで補ってもらっているという認識があれば、23年度当初に返還するか、執行を停止するように指示ができたと思ひます。いろんなことを言われても、結果として職員と市民に負担を強いている中で、自分だけは24年の2月まで返すことをしなくて、もらっていたということは消えないんですよ。市長は返したと、いろいろ言ひますが、もらったという認識を市民は持っているんですよ。だから、これはどうなんですかと聞いているんですよ。答弁をよろしくお願ひします。

○副市長（渡瀬貴久） 時間的な経緯の中で今おっしゃられているようだけれども、今回、市長が今回の住宅借上げについて、24年当初予算に予算計上しないように、そしてまた、23年の4月1日に遡って自分で支払いたいという申し出、これは国民健康保険特別会計の今後の成り行き、あるいは24年度の当初予算における当初予算から国保特別会計に対する繰出金をせざるを得ない、こういう状況を踏まえて判断したものでございまして、3月の5日には返戻の手続を行い、そして3月9日には納入というような事実がございませぬ。

先ほど3月の28日ということをおっしゃっていますけれども、その3月28日というのは、私、もう一度質問を聞きたいんですけども、24年度当初予算あるいは23年度の補正予算をする、今回の3月議会での話なんでしょうか、そのことをもう一度おっしゃっていただきたいと思ひます。

○15番議員（新川床金春） 私が言っているのは23年の3月28日と、先ほどから何回も言っております。ですから、23年4月1日の時点で止めることはできなかったのかということを知っているんですよ。私は残念でなりません。なぜこの問題が出てきたかということは、私を初め、一部の議員が、24年になってからこの情報を知り得たから、私たちが調査し始めたからじゃないんですか。一つ断っておきますけれど、この問題におかしな質問があるんだしたら、市民の方も納得しません。住民監査という方法もあるんですよ。

ですから、私は今から総務部長に伺ひますが、実際24年度の当初予算のときには、私の知り得る情報では、市長の住宅手当は入っていた。この私たちの動きがあったので取り消したというのが事実だと私は思っています。それに間違いはないのか、総務部長、事実を曲げないで言ってくださいよ、お願ひします。

○総務部長（邊見重英） 先ほど来、答弁の中でもしていると思ひますけれども、24年度の当初

予算及びそれから23年度の補正予算を編成する中において、市長より厳しい財政状況があり、市長の住宅の借上げについては24年度予算には計上しないということ、それからまた23年度分についても自分で支払うというような申し出を受けて、契約変更などの必要な手続を行ったところであります。

その時期のお話ですけれども、それについては当初予算編成の時期、24年の2月10日前後の話でございますので、当初予算の議案を上げる以前の話でございます。

○15番議員（新川床金春） 皆さん、確認してくださいね。私たち議員が知り得たら、知り得て動いた当初予算のヒアリングが2月8日にありました。そのときまではこの予算は消えていませんでした。これだけを言って、私の質問を終わります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、大保三郎議員。

○18番議員（大保三郎） 18番、大保三郎でございます。通告に基づき、順次質問いたします。まず、市営小川団地について伺います。

合併前、旧山川町では2棟建設の予定だったと思います。新市になり、その計画が頓挫しているようです。山川地域において、特に小川地区はここ数年Uターンも多く、農業後継者を初め、住宅不足が現実のものとなっております。今後の小川団地の建設をどのように考えているのでしょうか。

次に、スポーツ合宿誘致について伺います。

現在、スポーツ合宿団体については、10人以上かつ1週間以上市内の宿泊所を利用した市外の団体に対して、肉・果物など奨励品を支給しているようですが、中学校・高校の部活の場合、1週間以上の合宿はなかなかできないのが現実です。せめて2泊3日の合宿から支給できないのか伺います。

次に、家庭から出される食用廃油対策について伺います。

一般家庭の食用廃油を1か月に1回、各公民館、集落センターを巡回して回収できないでしょうか。平成19年6月議会で同僚議員がこの問題を取り上げております。そのときの答弁で、家庭系の食用廃油について今後民間のリサイクル業者を活用して、その廃油の処理はできないのか検討すると答弁されております。具体的にどのような取り組みが行われたのか伺います。

市内の空き家対策について伺います。

平成20年10月の調査で、市内の空き家が2,900戸あると、22年6月議会で同僚議員の質問に対して答弁されております。現在の空き家の状況を把握されているのでしょうか。空き家

に対する固定資産税の課税はどのようになっているのか伺います。

最後に、人事評価について伺います。

5月に所管事務調査で、人事評価制度について調査してまいりました。その中で一番気になったのは、職員の評価をする人の公平性、また評価はどのようにしているのか、適材適所と言われますが、具体的にどのような基準があるのか伺い1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 市営小川団地の件についてご質問をいただきました。

今後の市営住宅小川団地建設計画については、合併以前の旧山川町時代に、2棟24戸を建設する計画で、1期工事といたしまして、平成16年度から平成17年度の2か年事業により、鉄筋コンクリート2階建、1棟12戸を建設しているところでございます。

本市の市営住宅建設事業につきましては、第1次総合振興計画に基づき、既設住宅の適切な維持・修繕・快適な居住空間のための改善、老朽化した住宅の建て替えの推進が主要施策でございました。

これまで、具体的な事業といたしましては、外壁の改修、トイレの水洗化、高野原団地建て替え事業等を実施してきたところでございます。

また、平成24年度には、すべての市営住宅を対象に長寿命化計画を策定し、なお一層のライフサイクルコストの縮減に取り組んでまいりたいと考えております。したがって、新規の市営住宅建設につきましては、市内全域の需要と供給のバランス及び財政状況等を勘案しながら検討させていただきたいと思っております。

次に、人事評価についてでございます。

人事評価の公平性と評価についてでございますが、国家公務員につきましては、公務員制度改革大綱、平成13年12月でございますけれども、この大綱に基づき、国家公務員に能力・実績主義の人事管理を導入することを柱の一つとする国家公務員法等の一部を改正する法律が平成19年7月6日に公布され、人事評価が平成21年10月から実施されましたが、地方公務員につきましては、人事評価を盛り込んだ地方公務員法の改正が、まだ行われていないところでございます。

本市の人事評価制度は、公平・公正、客観性、透明性を基本原則に、職員の人材育成を最たる目的とした指宿市育成型人事評価制度の導入を目指しており、平成22年度から、部課長級職を対象に、制度試行と検証作業を開始したところでございます。また、本年度から全職員を対象に試行を計画しております。

そのような中、この制度における公平性につきましては、評価者個人ごとの誤差が生じないようにするため、複数の者が評価を行う評価者の多層化、いわゆる1次評価者と2次評価者を置き、評価される側の職員がどのように職務に取り組んだかなど、事実に基づいて評価する仕組みを構築し、公平・公正のほか、客観性、透明性、そして納得性の確立に努めているところでございます。

また、しっかりとした評価をしていくためには、評価者のスキル、つまり評価能力の向上が必要不可欠なことから、部長・課長・係長級職を対象にした評価者研修も実施しているところでございますので、評価する、いわゆる評価者の公平性は保たれているものと思っております。

以下、いただきました質問については、部長等に答弁をいたさせます。

○産業振興部長（下吉耕一） 市では、恵まれた温泉や優れた自然環境、スポーツ施設などを活用し、誘客促進を図るため、指宿市スポーツ合宿奨励品等支給要綱を制定しておりますが、更なるスポーツ合宿の増加を図るため、平成24年4月1日付で同要綱の改正を実施したところでございます。

改正の内容は、これまで1週間以上であった期間を5泊以上としたこと、これまで肉や果物などの食品を支給対象としていた奨励品に、奨励金も支給できるようにしたことなどでございます。

議員ご質問のとおり、中学生や高校の部活では、2泊から3泊程度の合宿期間がほとんどであることから、スポーツ合宿奨励品等の支給対象とならないところでございます。

仮に、支給対象期間を現在の5日から更に短縮した場合、スポーツ合宿は増えるであろうということは、大いに期待ができますけれども、まずは今年度見直しを実施した内容の周知を図り、スポーツ合宿の誘致促進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○市民生活部長（谷口強美） 私の管轄する質問が2点ほどあったと思いますが、まず1点目の一般家庭の食用廃油処理についてのご質問でございますが、廃食油を回収することにより、直接排水溝へ流す行為が減り、河川等への環境負荷を抑えることができます。

また、新聞紙等に吸着させて燃えるごみとして廃食油が排出されなければ、その分だけごみの減量化が進み、清掃センターや颯娃ごみ処理施設への負荷を軽減することになります。

家庭用廃食油については、平成21年4月から、宮崎県の民間業者と契約を締結し、指宿・開聞・山川の資源ごみ常設収集所と山川福元公民館の4か所に、業者から貸与された回収用のドラム缶を設置して回収を実施しているところであります。

回収場所等につきましては、廃食油以外のエンジンオイルや機械オイル等が混入すると、リサイクルする際の品質低下やリサイクルが不可能になること、廃油であり、保管に注意が必要なこと等を考えますと、常時立会者がいて、管理に問題のない現在の4か所だと考えております。

引き続き、現在の回収方法、回収場所につきまして、市民へ周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、回収量につきましては、平成21年度が6200、それから平成22年度が1,1350、平成23年度が1,3450と年々増加しているところであります。

次に、空き家に対する固定資産税の課税はどのようになっているのかとの質問でございま

す。

家屋につきましては、空き家であるかないかは関係なく、3年ごとの評価替えの時点において、建築後の経過年数による損耗率等を勘案して、評価額を算出し課税しております。また、敷地部分の土地につきましては、地方税法第349条の3の2の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例に基づいて、200m²以下の住宅用地は課税標準額の6分の1の額で、200m²を超える部分については、家屋の10倍の敷地を限度として3分の1の額とする特例措置を適用をして課税しております。

また、空き家で課税されている家屋分とその敷地に係る土地分の固定資産税の納付書は、登記名義人が市内及び市外に実在している場合は、登記名義人宛に納付書を送付しております。もし、登記名義人が亡くなっている場合には、その方の相続代表人等に納付をお願いしている状況であります。

○総務部長（邊見重英） 現在の空き家の状況についてでございます。

空き家の状況につきましては、平成22年10月1日の第2回指宿市消防団幹部会議で、各分団長さん方をお願いいたしまして、管轄区域内の住宅用火災警報器の設置状況調査に併せまして、空き家調査も行うよう依頼し実施いたしました。

調査は、特に周辺に危害を与えるような、あるいは台風等において屋根瓦などの飛散の恐れがあるような家屋等は危険空き家というような形で区分し調査をお願いしたところです。その結果、市内の空き家の数は1,241棟で、うち危険空き家が108棟ということでございました。

次に、適材適所についてでございます。

職員の人事異動、あるいは人事配置におきます適材適所ということの考え方についてでございますけれども、一般的に適材適所とは、それぞれに異なった持ち味が活かされ、その力が一番よく発揮される場所に人を配置する、つまり、適材が適所につくことによって、その職責が最もよく果たされることから、周りの者、ひいては全体としてもプラスになるといった考えのようでございます。このような考え方に立って人材を配置し、活用していくことが人材育成のための適材適所であり、組織にとっても重要な視点であると認識しているところでございます。

また、適材適所を効果的に発揮していくためには、職員研修など、与えられた人材育成メニューにとどまらず、職員自身が自問自答し、より適所適材化するための自助の努力を重ねていくことも重要であろうと認識しているところでございます。

なお、職員の人事異動につきましては、職員一人一人の潜在的な能力や意欲を引き出し、それを最大限に発揮する場を提供する機会ととらえ、異動希望や人材育成の観点から人事異動を行っているところでございます。

○18番議員（大保三郎） まず、小川団地について伺います。

小川区の世帯数は合併当時420戸でした。現在は456戸になり、年々増加しているところがございます。先ほど市長が需要と供給ということでありましたけれども、需要は多分にあるわけで、12戸建設していただければ、まだ農家の方でも他地区に借家をしている方もいるところがございます。消防団も非常に若くて活気のあるところがございますので、是非、具体的に年数はわからないと思いますけれども、これに前向きに取り組む気があるかどうかだけお教えください。

○建設部長（三窪義孝） 小川団地の2棟目の建設についてでございますが、今現在、小川団地の待機者といえますか、申し込みをされてる方は5名いらっしゃいます。それと、うちの市営住宅の施策としては、今の約700戸ぐらいあります住宅のストックを管理していくということで本年度も長寿命化計画を策定する予定です。

先ほど市長が答弁したように、需要と供給のバランスと、あと財政状況、その辺を検討して、建設に向けては検討してまいりたいと思っております。

○18番議員（大保三郎） 当面建設が無理であれば、現在立入禁止になっているんです、その建設予定地が。そこを地域の方々に開放することはできないのかどうかお尋ねいたします。

○建設部長（三窪義孝） 建設予定地の地域住民への開放につきましては、小川区長並びに団地の住民の方と協議いたしまして、開放する方向で取り組んでまいりたいと思います。

○18番議員（大保三郎） 今、団地の入口が舗装されてなくて、少しだけなんですけれども、雨が降ると、砂利がその接道の方に流れているのが現状でございますので、入口を早急に舗装していただけないだろうかと思っております。

○建設部長（三窪義孝） 団地入口部分の舗装につきましては、2期目の建設に併せて行う予定でありましたが、降雨時に敷地内の砂利が市道に流出し、通行に支障を来しているため、本年度中に舗装したいと考えております。

○18番議員（大保三郎） それでは、スポーツ合宿奨励品についてお尋ねいたします。

私は事務局に依頼して、5月28日に、奨励品支給要綱をもらったところが、まだ4月1日に改正されたということでしたが、前のままでしたので、これは条例ではありませんので、要綱ですので議決は要らないからということだったんだろうと思いますけれども、やはり議員はある程度こういうことは知ったほうが私はいいと思うんですが、総務部長、この要綱、規則、規約であっても議員が知ったほうがいいのかなというようなものは、今後コピー配布をしていただけないでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 現在のところ、要綱、規定等は、配布というのはいたしておりません。規定等については、告示と、要綱規定については告示という形でいたしております。そのことについては、また今後検討させていただきたいと思っております。

○18番議員（大保三郎） 現在は、肉、果物などを最高10万円まで、10万円相当まで支給しておるようですが、このような食材は、基本的には宿泊所は、宿泊料金の中から工夫して、そ

して更に他の宿泊所との競争意識の中でお客様獲得のために提供するものではないでしょうか。まるで合宿に来られた方々じゃなくて、宿泊所を支援しているように私は思うんですが、これらの奨励品を宿泊所に持ち込むわけですが、宿泊料金において割引があったのかどうか調査したことがありますか。

またもう一つ、合宿団体に対して奨励品について、どのようなものがあるのか伺います。

○産業振興部長（下吉耕一） 宿泊料金等は割引をしているかどうかということですが、これについては調査をしたことがございませんので、これは分かりかねるところでございますけれども、今後またこれについても調査をしてまいりたいと思います。

もう一つの質問が若干分かりかねたんですが、それちょっとそのところかもしホテルのところに入ってる人たちがどのくらいかということですかね。そういうことであれば、それについては調査ができてはいるんですが、違いますね。

○18番議員（大保三郎） 標準語をしゃべれないものですから伝わらないかと思えますけれども、合宿団体に対してどのような奨励品がほしいかということでございます。

○産業振興部長（下吉耕一） こちらの方についても調査をしたことはございませんが、私どもとしては、なるだけ地産地消の観点から、こちらの方で支給をしてる、強制的にしてるところがございます。

ただ、旅館、ホテルの方から、こういうものを出したいという意向があった場合には、それにも対応してできるような状態になっておりますので、今後もそういうような申し出があった場合には、それらについても対応してまいりたいというふうに考えております。

○18番議員（大保三郎） 今の答弁は、私が最初に言った宿泊所を応援しているということに、まさに一致するような、宿泊所の希望に沿った対応をしたいということですが、ちょっと問題ありませんか。

○産業振興部長（下吉耕一） 私どもは、宿泊所から来た要望というのは、団体の方から、その宿泊所に対してそういうものが欲しいということと言われて、そういう関係で、宿泊所の方から私どもに申し出が来てるというような認識をしておりますので、宿泊所が主体となって、そういう申し出があった場合には、それは団体の方の意思確認をとってから今後に対応してまいりたいというふうに考えております。

○18番議員（大保三郎） 先ほど申し上げましたけれども、中学校、高校の部活の場合は、ほとんど2泊3日が限度でございます。そしてまた、サポート役として保護者が同行するケースが多いわけですが、私どもも結構合宿、試合、遠征、各地行きましたけれども、一番苦勞するのが弁当、そして飲料水の手配でございます。宿泊した翌日の練習に対して、部員、指導者に対して弁当を支給してはどうかと思っているところですが、2泊3日で行くと2回、3泊4日で3回分の弁当を支給することになります。合宿の際の弁当は、ほとんどが大手チ

チェーン店で手配しているようです。今は現金も支給対象になっているということでしたけれども、地域活性化ということからすれば、効果は薄いのではないかなと思っております。弁当を支給することにより、弁当店はもとより、弁当店に食材を納入している地元小売店への波及効果もあり、より一層地域活性化につながると思います。もちろん、この支給する弁当代すべてを市の負担とするものではなく、市と宿泊所、そしてまた弁当店、希望する弁当店、納入を。この三者で協議して、応分の負担制度を確立すべきだと思います。弁当支給費用負担制度についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○産業振興部長（下吉耕一） スポーツ合宿奨励品等支給事業は、肉や果物などの食品、奨励金の支給となっております。食品には、弁当の支給も対象としており、昨年度は実績もあったところがございます。宿泊施設や地元の弁当屋とタイアップし、宿泊翌日に弁当を支給することで、合宿参加者やその保護者の負担軽減はもとより、地元経済の活性化や地産地消の推進にもつながると考えられ、指宿ならではのスポーツ合宿として、誘客促進策となることが期待できます。

このようなことから、現在、5泊以上のスポーツ合宿奨励品等支給事業の対象団体や個人で、弁当の支給を希望する団体や個人があった場合は、柔軟に対応できるのではないかとこのように考えております。

三者での協議という部分もありましたけれども、それらについても検討してまいりたいというふうに思います。

○18番議員（大保三郎） 空き家対策についてお尋ねいたします。

所有者の特定ができない、また所有者と連絡のとれない空き家の把握はできてるのでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 空き家の所有者の特定につきましては、土地については固定資産税の土地の地番から特定することができますが、家屋については、未登記の家屋や免税点未満の家屋は所有者が亡くなっていたりするようなことがあり特定できない場合があります。このようなこともありまして、現在のところ、所有者が特定できない空き家の調査は行ってないところでございます。

○18番議員（大保三郎） 20年の10月に2,900戸空き家があるという報告があったんですが、今日はわずか2年の間に1,241戸に減っているわけですが、この数字は確実なんでしょうか。

○総務部長（邊見重英） ご質問の中でございました2,960戸という数値は、平成20年住宅土地統計調査における空き家の数でございます。これは5年に1回調査をされているというものでございます。この統計調査の中では、二次住宅、別荘など、それから賃借用の住宅、売却用の住宅、その他を空き家としているようでございます。

一方、先ほどお答えさせていただきました消防団における空き家調査につきましては、人が住んでいない住宅を空き家として調査をお願いいたしております。その調査におきまして

は、所有者名、家屋の所在地、危険空き家かそれ以外の空き家の区分、施錠の有無を調査するようにお願いいたしました。

したがって、住宅統計調査ということと、消防団による調査ということで、数値の差があるわけですが、調査の基準、方法、時期等が異なるため数字に差があるものでございます。

○18番議員（大保三郎） 正確な数字は消防団の方が、正確というより、それに大体見合っているとというふうに受け取っていいのでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 私どもの方で消防団の方をお願いした調査というのが直近の数字ですので、実態に合っているのではないかと考えているところです。

○18番議員（大保三郎） 市に対して土地の寄附を申し出た所有者の物件、この物件に対しては市で解体して、近隣の住民の憩いの場として、その土地を活用できないのか。もちろんすべてを市の負担とせず、解体後の土地の評価、あるいは利用価値等において負担するということはできないのでしょうか。

○総務部参与（久保憲一郎） SWC構想と絡めて答弁をしたいと思いますけども、スマート・ウェルネス・シティ構想について、現在健康づくりに関する市民アンケートを実施して、職員35名から成るプロジェクトチームを庁内に設置し、構想案や構想実現に向けた具体的施策や事業について協議・検討を行っているところであります。事業の内容については、これから内容を詰めて決めていくことにしております。

先ほど来、答弁していますように、実施する事業については、構想の目的である健康寿命を延ばすことや医療費の削減などを実現するための事業を展開してまいりたいと考えているところであります。

このようなことから、寄附の申し出のあった土地につきましては、個々の土地の立地条件や利用の可能性などを総合的に勘案しながら、その都度、検討してまいりたいと考えているところであります。

○18番議員（大保三郎） 接道条件、これを満たしていない家は取り壊しても、次に住宅建設許可が下りないためになかなか持ち主も解体しようとしにくいのではないのでしょうか。そこで、こういう接道条件を満たしていない家に対しては、解体費用を補助できないのかどうか伺います。

○総務部長（邊見重英） 建築基準法が施行される前には、接道条件が規定されておらずに、解体しようと思っても、重機等が入らないなどの理由から適正な管理が行われず、長年放置され、結果として空き家となっている建築物もあると思われまます。

指宿市補助金等の適正化に関する条例に基づき定められております補助金等の評価基準というのがございまして、その中では、個人資産への補助というのは見直しの対象となっていることもございますので、難しいのではないかと考えているところでございます。

○18番議員（大保三郎） 自分の土地であっても、隣に空き家があったり、ましてや危険な建物が建っていたりすると、住宅建設をちゅうちょするものであります。空き家があることによって景観が損なわれるだけでなく、その町がむしばまれていくと、こうよく言われます。単に空き家を撤去するだけでも、次世代のまちづくりになります。市民が生き生きと健康に暮らせるまちづくりを目指している市長ですから、今後とも積極的に空き家対策に取り組んでほしいと思います。

昨日も答弁の中で、65歳以上のひとり暮らしの高齢者が2,971名いるということがありました。今後ますます空き家対策が急務であろうかと思えます。そこで、空き家などの適正管理に関する条例、特に危険な建物に対しては所有者の適正管理を義務づけるなど、条例制定が必要だと思えますが、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 先ほど申し上げましたように、市内の空き家の数というのは消防団にお願いした調査の中では、特に危険空き家というのが108棟あるというようなことでございました。この空き家の管理を、適正な管理などについてですけれども、現在、空き家条例というのを制定しているのが、全国で言いますと、20都道府県54自治体あるようでございます。うち46自治体は、空き家の撤去や改善を求める勧告を規定し、このうち12自治体は、強制的に撤去する行政代執行の規定も盛り込んでいるようでございます。

本市におきましては、指宿地区消防組合火災予防条例というのがございまして、その中で空き地及び空き家の適正管理を義務づける条項を定め、これに基づきまして助言、指導を実施いたしております。

なお、全国の自治体では、撤去や改善を求める勧告を規定している先進例もございまして、今後、本市におきましても、新たな空き家条例の制定について調査・研究をしてみたいと考えております。

○18番議員（大保三郎） 人事評価についてお尋ねいたします。

よく適材適所へ配置したということを言われます。適材適所に配置して、ほんの二・三年で2回以上異動した職員というのは何名ぐらいいるのでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 先の人事異動、二・三年間の人事異動で2回以上異動した職員は何人ぐらいいるのかということでございます。平成22年度から24年度にかまして管理職が10名、係長級が13名、一般職員は5名の合計28名の職員が2回の異動をいたしております。

○18番議員（大保三郎） 管理職は分かるわけですが、先ほども、その力が十分発揮される場所に配置することによって、人材育成になる、潜在能力を発揮していただくということだったわけですが、その頻繁に、頻繁というほどじゃないですけど、二・三年で2回以上異動した係長・主査級は、その異動した場所じゃなくて自分が本来おったところが手薄になったから、また帰ったのか、同じところに帰ったという職員はいるのでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 手元に具体的な数字はございませんけれども、異動というものについて

て申し上げますと、本市におきましては住民サービスの維持・向上に努めながら、第1次、第2次集中改革プランの定員管理の適正化に基づいて、退職者数に比べ、新規採用者数を少なくするなどして、職員数を計画的に削減してきているという状況がございます。そのため、前年度と同じ職員数の配置ができなかったり、あるいは元の職場へ異動しなければならなかったりというようなケースもあることは事実でございます。また、引き続き職員数の削減とこれに伴う人件費の軽減を図ることは、行財政改革の重要なポイントでもありますので、人事異動について、本人の意向もございましたけれども、なかなかそこを100%というのは難しい部分もあるところでございます。

このほか、部長、課長、係長への昇任といったような場合、特に議員の方からもございましたけれども、部課長級については、特に1年で異動というようなこともありますのでご理解いただければと思います。

○18番議員（大保三郎） 効果的な人事異動以後に課内で2・3か月してから、課長が主査・係長級の仕事を、その仕事を把握してない中では、この人にやってもらったほうがいいのかということで、課内で異動させるということはできますか。

○総務部長（邊見重英） 課内での異動についてでございますけれども、所属長が所掌する分掌事務について、その事務が機能的かつ能率的に執行できると判断した場合、指宿市組織及び事務分掌に関する規則第14条の規定によりまして、所属職員を流動的に配置変更することが可能となっております。そのような場合、課内の一般職員の配置につきましては、課長の判断があり、更に協議の上で異動を行えるようにしているところでございます。

○18番議員（大保三郎） 具体的にそのようなことがあったのか。そしてまた、その課長は人事の方に相談しないといけないと思うんですが、その辺はどうですか。

○総務部長（邊見重英） 異動の内示を3月の下旬に行いますけれども、それから後に、新年度以降の職員配置について各課長さん方、あるいは部長さん方で内示をした内容と職員、それぞれの職員の特徴もあります。能力もございます。そのようなことを含めてどうなのかということで、人事の方に相談があり、あるいは、当然仕事を初めてからでも、いろんな事情というのが課・係、それから職員についても健康的な問題を含めましていろんな事情があったりするものですから相談というのはございます。したがって、それを踏まえて内示の配置というのを変えた事例というのはございます。

○18番議員（大保三郎） 職員の評価というのは、その人の一生を左右する問題であります。先ほど、複数評価ということで、ひいきが出ないようにということですが、どうしても評価する人も人間であります。感情もあります。評価する人の評価、これは、誰が行っているのでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 現在、市で試行を行っております人事評価につきましては、例えば、課長の人事評価というのは、1次評価者というのが部長になります。それから、その部長の

評価を踏まえた上で、2次評価者というのが副市長になるんですけれども、またそれを副市長が評価するというような形で、先ほどもありましたが二重的な評価ということで行っております。

さらに、課長、特に部長、そういう評価の側に立つことが多い職員については、これまでも評価者の研修というのをずっと積んできておりまして、ある基準、考え方というのを整理ができるように研修などにおいて、その評価能力の向上というのに努めているところでございます。

○18番議員（大保三郎） 今、研修において評価能力の向上と言いましたが、その研修というのは役所内ですか、県のそういう機関があるのかどうかお尋ねいたします。

○総務部長（邊見重英） 人事評価の研修につきましては、平成20年度から研修を行っております。それで、人事評価の専門的な業者のところに委託して行う市独自の研修というのがございまして、それにつきましては、平成20年度から21年度、22年度、23年度。20年度、21年度につきましては、部課長級の50名ぐらいでしたけれども、22年度につきましては、人事評価者の研修として部課長級57名、それから23年度につきましては、部課長、それから主幹、係長を含めまして174名、それから22年度、23年度につきましても、一般の職員につきましても人事評価の基礎研修ということで300名を超える職員を、22、23、研修いたしております。

それから、特に管理職についてですけれども、これにつきましては、県内の市町村で、県を含めて作っております県の自治研修センターというのがございまして、その中で人事考課の評価者研修というのがございます。それには平成20年度から課長、部長さん方を、これは予算の関係もありまして、毎年5名前後ですけれども研修に派遣して、先ほど申しあげました評価のあり方ということについて研修しているところでございます。

○18番議員（大保三郎） 評価の時期、それはいつしているのか。また、四半期ごとにされているのかどうかお尋ねいたします。

○総務部長（邊見重英） 評価につきましては、現在試行ということで、ここ2年ほど管理職を行っておりますけれども、いわゆる業績評価、それから職能評価という2つの評価を行っております。それらの評価については、業績評価に係るものとして、まず業績の目標の設定などを年度初めに行いまして、これにつきましては、例えば、課長であれば部長と面談した上で目標を設定して、その後、その目標に向かって仕事をしていくわけですけれども、途中でまた面談等を随時行いながら、最終的には年度末に評価を、課長に対しては部長が1次評価をする。その評価を踏まえて、先ほど申しあげましたように2次評価者がまた評価をするというような仕組みになっております。

○18番議員（大保三郎） 一般職員については、その評価というのが自己評価というものは提出させているのでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 先ほども申しあげました目標設定というのもまず自分で最初してもら

います。それから、職能評価というのがございますが、これについても最初にその職員が評価をまず自分ですると、そういうのを踏まえて1次評価者、2次評価者が、その職員本人と話し合いをしながら、最終的にはその評価する方が決めるわけですけれども、評価するというような仕組みで行っているところです。

○18番議員（大保三郎） その評価、あるいは異動昇進に対してすべての職員が満足するということは、まず無理なことではございますが、評価に対して職員が苦情、あるいは不満あると思いますが、それらを受け付ける部署というのか、システムはできてるのでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 最終的にその評価についていろいろ言いたい、あるいは不服があるというような職員に対する対応についてですけれども、現在のところ試行ということで、その評価結果というものを、直接何らかの処遇等に反映させていない状況ですけれども、正式に制度をスタートさせた段階では、相談を受け付ける委員会を設置しようと考えているところです。

○18番議員（大保三郎） 市長にお尋ねしますが、管理職は主幹、係長、自分の部署の評価をしますけれども、部長クラスの評価をするとき、市長はどのような自分の基準を持ってやっておられるのかお話しください。

○市長（豊留悦男） 公務員への人事評価というものは非常に難しく、これまでもなかなか取り組めない部分もございました。しかし、業績を評価し、その人の能力を発揮していただくためには、育成型、その個人をどのように組織の中で頑張らせていただき、資質・能力を高めていくかという観点で公務員の評価というのは時世の流れになっているようでございます。

学校の教職員につきましては、平成17年、私が学校教育課長をしていた折に、試行校として市内のある学校で取り組みました。その中では、やはり評価というのは公正でなくてはなりません。ですから、複数による評価、例えば、学校で言いますと、教頭先生が第1次評価者となって評価をする、第2次評価は校長さんがする。

しかし、その評価の基準というのは、年度当初に、私はこの6年という学級担任を任せられてこれだけ学力を伸ばす、または体力を伸ばすという、それぞれの数値目標を年度当初に出してもらいました。それが妥当であるかどうかということについて管理職と第1次評価者の面談をする。そして、中間報告として9月頃、それが果たして可能なのか、達成ができるのか、できないとしたらどう変えたらいいのかという観点で中間面談というのを管理職といたしました。最終評価の場合には、あなたは、例えば、5段階だったらBですと、A、B、C、Dとあったとしたら、その根拠をびしゃっと数値に基づいて説明をし、それで納得がいかなかったら異議申し立てというのができるようになっておりました。

そのときの例で申しますと、何人かの職員はございました。その時に外部評価委員会という、それに関らない人たち、外部評価委員会にその評価が妥当であるのかどうかという判断をしていただき、そして異議のあった方には、こうこういう理由でこの評価は適切であると

申し伝えました。そのことについて、また異議を申し立てる職員は誰もいなかったと考えております。

評価するということは、評価者が評価されることでございます。評価能力、その資質がない人が評価することで、この評価制度というものは根本的に崩れてまいります。やはり公務員といえども、こういう時世、民間ではもう当たり前のことです。業績というものも評価をする、職能という、その人の持つて能力も評価する。そして、自己申告に基づいて、本人が納得できるような評価をするという、いろいろ厳しい面もありますけれども、今試行を通して、指宿市における人事評価というものの確立を図っていきたいと思います。

今、議員からいろいろご指摘されましたこと等については、ありがたく受けとめて、今後、評価制度のその根本というものに基づいた指宿市の人材育成型の評価制度に生かしてまいります、そう思っております。

○18番議員（大保三郎） 最後に、豊留市長に評価されて指宿に来られた上村副市長と上谷建設部参与、このお二方にお尋ねいたしますが、一言ずつ、指宿に来て良かったなと思うことがあったらお願いします。

○副市長（上村欣久） お答えさせていただきます。

指宿に来て良かったのは、皆様と巡り会えたことと、本日この職員の皆様と一緒に仕事をやらせていただく機会が得られたことは、非常に良かったと思っております。そしてまた、毎日巡り会う市民の方といろんなことがやれてるということが非常に良かったと思っております。

○建設部参与（上谷修） 自身の質問にあります指宿に来て良かったなということですが、具体的には特段あれですけれども、私、国交省に入りまして、今回で十数か所目の多分転勤先になると思います。鹿児島で仕事させていただくのは、今回、実は2回目です。地元ふるさとのために、鹿児島のために仕事をさせていただくということが、私、今回指宿に来させていただいて非常に良かったなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時58分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守り平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、地域活性化策としての子育て応援についてであります。

先月、文教厚生委員会として行政視察に行きましたが、その際に、兵庫県相生市の子育て

応援都市の取り組みについても調査・研修をしてみました。相生市の調査については、実は、昨年文教厚生委員会の視察先として私から提起をしたのですが、昨年は先方の都合により実現せず、今年改めて提起をして調査先として実現をした経緯があります。

相生市では、基本的な位置付けとして、人口が減少していくもとので、それに歯止めをかけて市の活性化を進めるための施策として子育て応援の施策と位置付けたということでありませぬ。

具体的な施策としては、5万円の出産祝金支給事業、2歳まで利用できる3万6千円の子育て応援券交付事業、中学3年生までの医療費無料、どちらかが40歳未満である新婚世帯に対して、家賃補助として、月額1万円を3年間支給するなど、全部で11項目に及ぶ施策があります。このような相生市の取り組みについて把握をしているかどうか。また、一定のことについてはネットでも調べることができるわけですから、その相生市の取り組みについて、同じ地方自治体の長として市長はどのような評価なり、所見を持っているか、伺います。

また、指宿市においても合併後人口は徐々に減少しており、地域の活性化策も求められるところでありませぬ。

そのようなことから、指宿市においても子育て応援を地域活性化策の一つとして位置付けることが必要ではないかと思いますが、市長においてそのような考えはないかどうか伺います。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

住宅リフォーム助成制度は、市民が住宅のリフォームをする際に、市として一定の助成を行い、そのことを通じて地元中小零細業者への仕事の確保などを図り、地元経済の活性化につなげるというものであります。助成制度を創設することによって、住宅リフォームという潜在的ニーズを掘り起こし、仕事量の確保、地元業者の育成など幅広い効果が期待されます。

先進地においては、受け入れる件数に枠を設けたり、受付期間を設けたり、予算規模で枠を設けたりしているケースが多いですが、多くのところで期間延長、枠の拡大、予算追加での対応など、どこでも住民に喜ばれ、経済効果も歴然としております。

また、全国で制度の拡大が見られ、恒常的制度としての展開も視野に入ってきています。この制度の創設については、平成22年12月の質問以来、今回で4回目の質問になります。これまでの答弁を要約すると、この制度は経済効果やその他を含めて、地域に好影響を及ぼすことは分かっているので、今後検討していきたいというのが市長自らの言葉として述べられています。

議会においても、制度創設を求める陳情が議会に提出され、これが全員一致で採択になっています。議会が制度創設を求め、市長も効果を認め、地域に好影響を及ぼすと認識し、検討しますとなっているわけですから、後は、いつ実施するんですかというだけではありませんか。

そこで、伺います。その後の検討状況はどのようになっているか。他市における制度創設や拡充などについてどのように把握をしているか伺います。

また、指宿市議会で制度創設を求める陳情が採択されていることについて、まさか聞き流しにしているということはないと思いますが、その重みをどのようにとらえているか伺います。

次に、メディポリス指宿に関してです。

敷地内の開発行為や道路築造を含めて、新日本科学としての好意でやったり、宣伝としてはメディポリス指宿の名であったりと、新日本科学、メディポリス指宿の側自体が使い分けたり、同一したりしておりますので、質問の中でも同様に混在するかもしれませんが、あらかじめ申し上げておきます。

林地開発の手続をしないうちに開発行為に伴う工事を開始したことは歴然たる事実であり、県から工事中止の指導と同時に、林地開発の手続を取ってから事を進めるように指導があり、その後、手続がなされ、現時点では林地開発の許可が出たということのようであります。

しかしながら、許可が出たからといって、許可なしで事を進めたことに対してその責任が免罪されるわけではありません。そのことは明記しておくべきだと思います。

また、許可が出たからといって、地域住民が抱えている災害発生の懸念と不安がなくなったわけではありません。道路部分についてですが、敷地内だけで完結してるかといえば、そうではないと思います。年間に50万人の人を受け入れるということからすれば、公道、国道へのアクセスが不可欠になると思います。

そこで、伺いますが、公道、国道へのアクセスについて、メディポリス指宿としての計画やその進捗状況を把握してるかどうか伺います。

さらに、開発や道路築造に起因する災害発生があったときの責任の所在についてです。

市としての対応の基本的立場として、メディポリス指宿側の現時点における基本的立場はどのようなものか伺って1回目とします。

○市長（豊留悦男） 相生市の子育て応援都市の取り組みにつきまして、把握しているのかどうかの質問をいただきました。

今回、議員からのご質問により貴重な情報をいただき、誠にありがとうございました。担当課としましても、早速、相生市の取り組みについて調査をしたところでございますし、私自身も相生市の取り組みについて勉強させていただきました。

相生市におきましては、平成23年4月1日に子育て応援都市宣言をし、あいおいが暮らしやすい11の鍵という施策により、若者が子育てをしやすい環境を整えることにより、人口減少対策や定住促進を推進しており、日本一子育てがしやすいまちづくりを目指しているようであります。

この取り組みに対しては多くのことを学ばせていただいたところでもございます。本市も

相生市同様、人口減少の傾向にあることから、指宿市次世代育成支援地域行動計画に基づき、総合的に子育て支援事業を推進しているところでございます。

次に、住宅リフォーム助成制度についてでございます。

住宅リフォーム制度は、既存住宅の長寿命化や住宅の質の向上につながるのと同時に、多岐にわたる業種に経済効果を与え、地域経済の活性化や雇用の維持・創出につながることは、これまでも申し上げているとおり十分私としても認識はしております。

様々な行政ニーズや新たな行政課題がたくさんございます。早急な対応や事業展開をしなければならぬことも多々ございます。そういうことなどから、現在、制度創設までには至っていないところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等にお答えをさせていただきます。

○健康福祉部長（迫田福幸） 子育て支援を地域活性化策として位置付けるべきではないかのご質問でございますが、安心して子育てができるような地域社会を築くためには、様々な子育て支援サービスの提供を図ることが必要であり、地域活性化には、不可欠なものであると認識しております。

本市においては、保育事業を初め、放課後児童クラブや病児・病後児保育事業、休日保育事業等々の子育てサービス事業を展開しているところでございます。

なお、子育て応援につきましては、限られた財源の中ではありますが、相生市の事業展開も参考にしながら、現在作成されている指宿市次世代育成支援地域行動計画に基づき、安心して子育てができるまちづくりを目指し、若者の定住促進と地域活性化につなげていけるように、総合的に推進してまいりたいと考えております。

○産業振興部長（下吉耕一） 住宅リフォーム助成制度の他市における実施状況につきましては、平成22年10月時点では175自治体、平成23年4月時点では330自治体が実施しております。そして、平成24年5月時点では489自治体が実施しており、自治体数は増加傾向にあります。

県内の状況としましては、平成23年度末時点で曾於市、西之表市、出水市、奄美市の4市でしたけれども、平成24年度からは鹿児島市が1年限定での制度導入を行っております。

実施している自治体の助成の内容としましては、地元業者施工を条件に工事費が20万円以上、助成率は10%、助成額の上限は10万円から20万円が大半を占めております。

実施期間については、財源が一般財源ということで1年間か2年間の期限付きで実施されているようですが、継続して実施する自治体もあるようでございます。

続きまして、議会で陳情が採択された重みについてということでございますけれども、議会において住宅リフォーム助成制度の陳情が採択されたことは重く受けとめており、実現に向けて取り組むべきと思っておりますので、財政事情も勘案しながら総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

○建設部長（三窪義孝） メディポリス指宿が林地開発により整備した道路は、市道柳田迫田線

及び丈六温湯線へ接続しており、国道へアクセスするためには、今のところ、市道柳田迫田線を利用することになるかと思っております。

昨年、ふるさと農道の未開通部分について、畝地不動産が地権者に対し用地交渉を行ったことは確認しておりますが、メディポリス指宿独自の道路計画については把握していないところでもあります。

○産業振興部参与（中間竜郎） 林地開発行為に起因する災害、事故等が発生した場合の責任の所在についての市としての考え方でございますけども、災害に起因するものが今回のメディポリス指宿の林地開発に係るものと明らかにされることになれば、当然メディポリス指宿に対し責任をとっていただくことになるかと思っております。

ただ、災害が起これないように努めることが何より肝要でありますので、メディポリス指宿は、豪雨の際などの道路状況の確認や、沈砂池の点検などを行うこととしており、また、その状況につきましては、逐一、市の方に報告するようになってきているところでございます。

住民への災害に対する不安を解消するために、今後もメディポリス指宿と共同しながら防災対策を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○11番議員（前之園正和） 相生市の子育て応援都市の取り組みについては、ネット等を通じて担当のところも、市長自身もそれなりに見てみたということのようでありました。

ただ、子育て応援については、総合的に既にやっているとか、あるいは、地域活性化策として不可欠なものとして認識してるとかいう答弁は、総花的と言いましょうか、一般論的と言いましょうか、そういうことに過ぎないのでは、ないかというふうに私は思うんです。今は国の財政はもとより、地方財政が苦しい中で、どこの市や町でも行財政健全化計画というのを作成し、持続可能な行政運営を図るための努力はしているわけです。もちろんどこをどのようにするかは議論のあるところですが、行財政健全化自体は必要なことであります。

そこで、相生市の場合は、第1期の行財政健全化計画による効果額が27億6,000万円あったということではありますが、感心したのが、効果は市民に還元するという基本理念を持っていることでもあります。また、第1期行財政健全化計画によって人口減少による様々な課題が見えてきたとして、第2期を作成するに当たり、喫緊の課題に投資することを決意し、その重要な柱が子育て世代を中心に定住促進を図るということであり、子育て応援都市の宣言ということになっているわけでもあります。

そこで、この子育て応援は大事だとか、やっていくんだということではなくて、地域活性化策として重要な柱として子育て応援を位置付けるということが必要なのではないかということをお願いしているわけですがいかがでしょうか。

○健康福祉部長（迫田福幸） 相生市では公共事業等を見直しをして財源の確保に努め、これらの支援策を抜本的に充実させたと聞いております。子育て支援の観点からも非常に望ましい事業展開ではないかと認識したところでございます。

ただ、各自治体にはそれぞれ優先する事業や必要とする事業があらうかと思えます。また、限られた財源の中で各自治体がそれぞれに優先順位を付け、そのときの必要度に応じて事業が展開されるものと思っております。

したがいまして、本市におきましては、乳幼児医療費助成の推進につきましては、指宿市次世代育成支援地域行動計画に基づき、総合的に事業を展開してまいりたいと考えております。

○11番議員（前之園正和） 相生市の子育て応援都市宣言は、子供は次世代を担うかけがえのない存在でありということから始まっているわけですが、この子供は次世代を担うかけがえのない存在だということは、言ってみれば、10年先、20年先、将来を見つめたときに大事な施策だという位置付けであります。その点は、市長、お認めになりますでしょうか。

○市長（豊留悦男） 今、議員ご指摘のとおりでございます。私も同じ思いでございます。

○11番議員（前之園正和） 午前中の一般質問の中で、副市長の2人体制の問題に触れたときに、質問者は、なぜ今2人体制なんだという立場で伺ったわけですが、そのときに、厳しい財政状況であっても、10年後、20年後に備えて、やるべきことはやるんだと、そういう意味で副市長の2人体制は必要なんだと言いたいことだと思うんですが、そうであるならば、その評価はさておいて、副市長に対する評価は別なものとして、今、財政は厳しい中であっても10年後、20年後に備えてやるべきことはやるということからすれば、今言った次世代を担う子供たちへの施策というのは、まさにそうだということのわけですから、同じようにこれには力を入れると、財政問題でこれを後継に押しやるということにはならないではないかと思うんですけど、その点はどうですか。

○健康福祉部長（迫田福幸） 先ほども答弁を申し上げましたが、本市におきましては、子育て支援につきましては、保育事業を初め、放課後児童クラブや病児・病後児保育事業等々を展開しているところでございます。

したがいまして、乳幼児医療助成につきましても、これらを総合的に考えながら推進してまいりたいと思っております。

○11番議員（前之園正和） 後もって子供医療費やら具体的なことについては触れたいと思うんですが、私が言っているのは、大きな構えの問題として子育て応援というものをすべきではないかということを行っているわけです。

今言われた病後児、それから放課後ですね。こんなことはどこでもやっているわけですよ。ましてや乳幼児医療については、指宿市は遅れているわけです。それをもってやっているということにはならない。

ですから、その子育て応援というものを大きな柱の一つと認識するかどうかの問題なんです。10年後、20年後に備えて、今は財政事情があってもやることはやるんだとおっしゃる。そのことからすれば、そういう位置付けでいいのではないかと。その位置付けとしては、私

は形にこだわるわけではないんですけども、まずはやっぱり宣言というのは大きな意味があると思うんです。核兵器廃絶の宣言も指宿市はしています。

この相生市がやっているような子育て応援都市宣言というのをやって、それで、大看板を自らが見える所に置くということが必要じゃないかと思うんです。それについてはどうですか、市長。

○市長（豊留悦男） 子育て応援都市の宣言、非常に大切なことであろうかと思えます。相生市の11の鍵を、いわゆるキーを1つずつ拾ってみても、我が指宿市においてもやれるところからやらなければいけないなあと、そういう思いでございます。宣言をし、指宿は子育てのしやすいまちであるという、そういうイメージを作り、実際に事業として展開するのは極めて大切であろうかと私は認識はしております。

○11番議員（前之園正和） 子育て応援都市宣言という看板を市民にも示すことが必要だと思うんです。私が言っているのは、自らが見えるところに置くという点では大きな意義があると思うんです。そういう大看板を自ら見えるところに置くという意味でも、子育て応援都市宣言というのをすべきではないかというように思うんです。そのことについてはどうですか。

○市長（豊留悦男） 子育て応援都市宣言を宣言した場合に、具体的にどのような事業が、どれくらいの財政の裏付けのもとでできるかというのを慎重に検討した上で、それが宣言することで実現できる事業であると確信したならばやっていきたいと。私の思いとしても、やはり子育てのしやすいまちというのは市民誰もの願いであろうかと思っております。

先ほど議員からご指摘がありましたように、相生市の11項目について、具体的に財政的な裏付け、財政全般の配分等をもう少し勉強させていただきたい。思いは子育て応援都市として宣言できるような、それにふさわしい事業ができるという確信が得たときには、私としてもそのような宣言といえますか、私の政治方針、方向性の傍らに置いてもいいのかなと、そう考えております。

○11番議員（前之園正和） 自らが必要だと思えば、先ほどもあったように人事異動も決まり、予算の編成も決まり、した後に、言うならば、副市長の2人体制について、いわば専決的といいたいでしょうか、庁議もなしに決めていくと。それは財政状況を言われれば、厳しい財政状況の中にあっても10年後、20年後に備えて必要だと判断したと言うわけですね。

そして、この子育て応援については、否定こそしないにしても、この財政状況がどうのこうのと。私たちは財政がどうでもいいとは言いませんけれども、やっぱり必要なものにはやるという方針を決めて、先ほど市長も言われたように、やれるところからやるということは当然そういう段取りになっていくというふうに思うんです。

そういう意味で、まずは、子育て応援都市宣言というものをして方向性を示すということは大それたことだと思うんです。まあそれは何回聞いても同じでしょうから。

それでは、やれるところからやるというような答弁もありました。相生市の場合に11の鍵ということでありますけれども、これであつたり、あるいは、ほかにあるかもしれませんが、市長の現時点で考えているやれることといたしましうか、比較的先にやれることという認識があれば、どうということなのか示していただきたいと思ひます。

○市長（豊留悦男） 参考までに、相生市の11の鍵を1つずつ検討させていただきますと、例えば、市立幼稚園、小・中学校に扇風機設置、11項目でございますけれども、これは今年、小・中学校にはそのような配慮をいたしました。例えば、市立幼稚園等の給食の実施、これが実際、指宿で実現されるとなるとどのような問題があるのか。財政を含めていろいろな観点から検討を加えなければなりません。

それから、給食費無料化事業、これも大変理想的でございます、できればやりたいというのはどの首長も一緒でございます。ただ、先ほど担当部長の方からありましたように、この事業等を総合的に実施するとなりますと、出の部分のどこかを削らなければできません。相生市の場合には公共事業という、そういうものにも見直しをしながら子育ての予算の配分を重点的に行った、その工夫した様子はよくわかります。

そういう意味で、ここに11項目、相生市の例がございますけれども、本市でするとしたら、どれから、どういう順番でできるのかということを含めて、先ほどいろいろな観点から検討させていただきたいと、そういう思ひから私は答弁させていただきました。

○1番議員（前之園正和） やるとしても、それに相応する財源を確保しなきゃならないということでした。蒸し返すつもりはないんですが、その論理からすれば、副市長を2人にした、急遽ですよ、それもね。急遽したその財源はどっから持ってくるかと決めたのかということも聞きたいわけですが、今、直接質問と関係ありませんので、それはその程度にしておきますが、私が言っているのは、相生市と同じような11項目をしるということ、個別にはここはどうだというのはありますけど、総論的に11項目をなぞらえてやったらどうかということ、言っているわけではなくて、子育て応援というそういう立場に立つべきではないかということ、言っているわけではあります。

ですから、扇風機は既についている。これも承知です。給食費についてもいろいろそうはいかないのかなという部門も私も思ひます。

ですから、一つ一つをとれば、そういうものも出てくるでしょうけれども、方向性として子供応援をするという、そういうことを位置付けたらどうかということ、言っているのであつて、11項目を学ぶべきものもあります、すべて機械的に導入しるということ、言っているわけではあります。

そこで、その中でも1つ大きなものとしては、やはり子供医療費の問題があります。子供医療費助成についてですが、鹿児島県内の市では、対象はいろいろあるとしても自己負担のない制度、無料制度がないのは指宿市だけだということは、市長も認識をされております。

そこで、この無料制度がない今の状況をかたくなに守るということなのか。それとも、何らかの形で早い時期に充実改善するという考えがあるのかどうか、市長に伺います。

○健康福祉部長（迫田福幸） 確かに議員ご指摘のとおり乳幼児の助成につきましては、課税部分に対する部分が県の条例と同様でございます。

しかしながら、医療費の年齢につきましては、昨年6月から就学前からを小学校3年生までと拡充したところであります。これにつきましては、子育て支援の中で非常に大事な部分と考えておりますので、今後につきましては、指宿市次世代育成支援地域行動計画に基づき総合的に検討してまいりたいと考えております。

○11番議員（前之園正和） その無料制度です。いろいろあるけれども、無料になる制度をまず導入する気はあるかどうかということ、対象年齢をどうするかということと2つあるわけです。ですから、無料の制度を、場所によっては中学校3年まで、あるいは小学校卒業まで、あるいは3歳までといろいろあるけれども、何がしかの無料制度という形を導入する意思はないかということをお聞きしています。市長、どうですか。

○市長（豊留悦男） ただいまご指摘のあったことについては、今後検討をしております。

○11番議員（前之園正和） 対象年齢についてですけれども、今もありましたように、指宿市としては小学校入学前までだったのを小学校3年生までに広げた。言うならば広げただけだということでございます。こちらの方も対象年齢についてですが、どんどん改善がなされ、中学校を卒業するまでという自治体が増えてきております。

私は、これまで中学校を卒業するまでの無料化を展望しつつ、とりあえず小学校を卒業するまでを無料にすべきではないかと要求をしてきました。

ところが、もはや今となっては段階論でなく、一気に中学校を卒業するまでを無料にする。あるいは、少なくとも助成の対象にするということが時代の要請となっております。そのことについては、どのように考えるのでしょうか。

○健康福祉部長（迫田福幸） 議員ご指摘のとおり、本年度から県内においては、3市が中学校3年生まで拡充をしております。本市におきましては、小学校3年生まででございますが、課税分も含めまして、今後研究を重ねてまいりたいと思っております。

○11番議員（前之園正和） どこの病院の窓口にも診察に関する案内や医療制度に関する案内など、各種の案内やチラシが張ってあったりします。今、指宿市内の病院の窓口に行けば、一番目立っているのは何だというふうにお思いでしょうか。私の目には、南九州市の乳幼児等医療費助成制度が子ども医療費助成制度に変わったという案内が張ってあることが目につきます。

内容を見ますと、ただ名前が変わったばかりでなく、これまで小学校を卒業するまでだったのが中学校を卒業するまで無料になったので、資格証が変わりましたというものです。指宿市内の病院にかかるのに、病院は自治体を越えて行きますから、案内が周りの自治体の分

も来るわけですが、指宿市内の病院にかかるのに、南九州市の市民は中学校卒業するまで基本的に無料なのに、指宿市民は対象が小学校3年生までで、自己負担もあるということであります。

端的に言うと、指宿市内の病院なのに、南九州市民は無料、指宿市民は有料ということですから。それでいいのでしょうか。これは子供医療費の助成について、県内でも指宿市が取り残されていることを端的に示すものです。指宿市が取り残されていることをよしとするのか、それとも、直ちに解消していくのか、改めて市長に答弁をお願いします。

○市長（豊留悦男） 先ほどからもお答えをさせていただいておりますけれども、思いとしては、南九州市、指宿市、県内すべて、いや、全国すべてが子供医療費については無料をと、そういうことで子育てがしやすい環境をつくるというのは、行政の責任でもあろうかと思っております。

しかし、それぞれの市においては、いろいろな事情がありましよう。その1つが財政的な問題でございます。財政的に苦しいから、やらない。そのことが子育てのしやすい環境づくり、それに著しく反している。しかも、南九州と指宿で同じ病院にかかる子供にそういう差があってはいけないのではないかというようなご指摘は、ごもっともでございます。私としても大変、忸怩たる思いをしているのも事実でございます。

先ほど申し上げましたように、様々な事業をどのように展開するのか、子育て医療の無料というそのことについて、全く私に関心がなく余り重要視してないということではありませぬ。私としてもできる可能性について、できる方向で検討をしたい。しかし、そうなった場合の財源的な裏づけがどうなるのか。そして、その財源をどこから持ってくるのか。議員は、それを市長の2人制という視点で申されました。

ここで議員の皆様にも是非ご理解いただきたいのは、副市長の2人制度とは根本的に異なるということであります。2人制度にしたのには人事交流という、そういう点で私どもの部局からも九州経産局に職員を派遣しております。そして、経産局からこれまで以上に幅広い機能を発揮できるように、複雑多様化する行政需要に迅速な対応ができるように副市長としてお願いをし、現在、仕事をしていただいているところでございます。

そういう意味で、いろいろな緊急課題に、行政課題に対応するためにいろいろな観点から慎重に副市長の2名体制を初め、この医療制度についても今後考えてまいりたいと思っております。

○1番議員（前之園正和） 子供医療費の問題にしても、こども園の問題にしても、やるにしても財源がどうのおっしゃるわけです。私は副市長の問題を問題にしているわけではなくて、まあ個人的には2人も要ったのかなという思いはありますが、ただ、副市長のときには、2人になれば当然支出が要るわけですので、その財源をどこから持ってくるということまで含めてやったんだろうかと。子供医療費のことを言えば財源がと言うけれども、副市長の方

はその点はどうだったんだろうかというふうに言いたくなるという、ただそれだけのことであります。

この子供医療費については、今言ったように、対象年齢も私は段階論的に言ってきましたけれども、もはやもう中学校3年までという時代じゃないかと。まだ無料制度がないのは、鹿児島県内の市では指宿市だけだと。これは何とかすべきだというふうに思っているんです。

改めて、最後に、その軽く見ているわけではないとおっしゃるわけですので、ここは早急に手立てをするという考えがあるかどうか。あるいは、指示をする考えがあるかどうか、市長に念のため伺います。

○市長（豊留悦男） 例として、今、議員が申されました子供医療費の中学校までの助成を拡大し無料化を図るといふ、それをする気があるののかという、そういうストレートな答弁をお求めだろうと思います。

先ほど申し上げましたように、財政的な裏づけなくして私がする、しないということはいえませんが、理想としては、私の考え方としては、そういう方向でできたらいいなということをおっしゃっているということをご理解をいただきたい。

ただ、そのために財政、財源の捻出をどう図るといふことについて、今後検討させて、この件については、先ほど申し上げましたように、この一般質問の回答として、私がやります、やらないというそういう答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○11番議員（前之園正和） 全体の時間の関係がありますので、次に行きます。

住宅リフォームの件ですけれども、先ほど、答弁の中でも、制度導入をしている自治体が増えてきているというのが執行部の調査でも明らかであります。

最近だけ見ましても、鹿児島県内において鹿児島市が導入をした。これについては応募もものすごくあり、大変な需要があったという報道もなされております。そして、具体的にはこれからとしながらも、霧島市が導入を表明したというのも最近のニュースであります。

今朝の新聞報道では、日置市も昨日、導入の意思を市長が示しております。いずれも具体的にはこれからというところもありますけれども、県内においてもどんどん広がってきているということではあります。やはりその効果を認めていらっしゃる、議会も求めている。障害は何もないと。効果も投資規模に対して3倍、5倍あるいは10倍の効果があったというところもあります。投資効果もあると。執行部も意義を認め、議会も求めていると。まさに、こういうものこそ急ぐべきではないでしょうか、伺います。

○産業振興部長（下吉耕一） 有効性があるといいながら、更に検討するという、そういうことかなというふうに思うんですが、有効性は十分に認識しております。

しかしながら、補助金適正化条例の交付基準に照らし合わせると、公平、公正及び公益性において、例えば、住宅を新築したばかりの人や、自分のお家を持ちたくても経済的な理由などで持てない人がいることを考えれば、ここには少しばかり問題があるのではないかと

うふうに考えております。

なぜ、「少しばかり」という表現をするかといいますと、この制度は有効性が認められる、いわゆる経済刺激策の一つに当たるというふうに思うのですが、制度創設により金の循環が起きますので、景気が活性化するということが間接的には多くの人にその効果が及んでいくというふうに考えられるわけですので、そういう点であります。

それでは、次のもう一つの問題としまして、必要性という点においてでございますけれども、制度創設の意義が経済刺激策であるとするならば、最もその効果が発揮されるタイミングがあるのではないかと考えております。

最近の住宅の新築状況というのを見てみますと、その受給バランスという面で激しく崩れているかという、過去4年間見てもほぼ安定的に推移しているのではないかと考えているところとらえております。このようなことから、必要性の面で見ると、今はその制度導入の最適な時期ではないのではないかなというふうにとらえているところでございます。

いずれにしても、この経済状況を注視しながら、今後もこの制度導入については検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

- 11 番議員（前之園正和） 経済刺激策として効果があるんだと、有効性はそうだというふうにおっしゃるわけですね。まさに、この経済刺激策というところがこの制度の目玉だというふうに、私は思うんです。新築した人もいないかとか、いい思いしたくても持てない人はいるのではないかとということもありますけれども、これは個人財産の形成というのがメインであればいろいろあるかと思うんですが、例えば、台所が古いので、トイレが古いので何とかしたいんだけど、ちょっと金も大変だということにこういう制度があれば、じゃあ、思い切って台所をフロアに換えようかとか、トイレもきれいにしようかという利用は幾らでもあると、その幾らでもあるのが、最近でいえば鹿児島市がそうであるように、受付けをしたら一気にその申込みがあるというわけでしょう。そして、その工事は地元の大工さんや、一人親方含めてやるということになれば、仕事もまわっていくということになるわけです。そういう意味では、その効果があればこそ全国的にも鹿児島県内でも制度が広がってきているということだと思っております。

先ほども言いましたけれども、鹿児島市、霧島市、昨日は日置市と、最近だけで見てもそのように広がっているわけですね。どうですか、市長。そして、この間、今日で4回目の質問になりますけれども、いずれも検討検討で一步も進まないんですよ。その間には、言いましたように、議会での制度導入を求める意思表示もあったわけです。どうなんですか。まだ検討の段階ですか。

- 産業振興部長（下吉耕一） 住宅リフォーム助成制度における経済波及効果というのは、もうこれまでも何度も申しますけれども、十分理解できることから、今後も他市の状況を参考に、予算案、要綱案を検討し、総合的な観点で判断をしてまいりたいというふうに考えておると

ころでございます。

- 11番議員（前之園正和） この問題では最後にしたいので、市長にどうしても答弁していただきたいんですね。議会の意思と市長の意思が異なるということは、一般的なケースとしてはあり得るわけです。そのときは議会の意思が示されても市長としては認めるわけにいかないということで、即座にそれに従うということにはならないというケースもあると思うんです。

しかしながら、議会の意思があって、市長としてもその意義を認め肯定をしているのが、この住宅リフォーム助成制度の創設問題であります。その意味からも、住宅リフォーム助成制度の創設の意思を明確に、まずはすべきではないかと。例えば、3か月後には具体的なものを提示したりとか、いう形でもいいと思うんですね。もう検討検討という時期は過ぎたのではないかと。それでも制度創設をしない、なぜ引き延ばすということになれば、これは議会軽視も甚だしいという、そういう面からも問題になろうかと思えます。

市長、具体策は、今日この場でじゃ当然ありませんが、その意思だけは示すときではないでしょうか。伺います。

- 市長（豊留悦男） 議会で陳情された重み、それを私も重く受けとめたいと。そして、その後の他市の状況についても、いろいろとその事業効果について私も認めておりますので、今後この住宅リフォーム制度の時期、やり方、そして方法等含めてでございますけれども、検討させていただきたいという意味で担当部長もそのような方向性での答弁をしたところでございます。

検討検討と言うけれども、なかなかできないのではないかと、いつするのか、どれくらいの規模とするのか、どういう方向とするのか、そういうことについてもここでは具体的にまだ描いておりませんので言えません。この有用性というものについては、私も認識をしておりますし、議会での陳情、議会だけではございません。建設業組合、その他関連業者からもそういう陳情、思いが伝わっておりますので、今後、この件については「検討」という言葉が不適切であれば、この事業の具体的な展開について何が課題となっているのか、課題でなっているとすればどういうクリアの仕方があるのか、そういうことを含めて「検討」という言葉で、満足はしませんでしょうけれども、検討させていただきたいと思えます。

- 11番議員（前之園正和） これまで3回の答弁は、いわゆるするかしないかという緩やかな意味を含めて「検討」だったと思えます。今日の答弁は、時期ややり方についての「検討したい」ということですので、いつごろ提示できるかという、非常識な時期というのは言うことではないと思うんですよ、何年後とかいうのは。ただ、その時期、やり方について検討ということですので、方向性は一定示されたというふうに理解をいたします。

最後に、メディポリス関係ですが、現在の工事の終了時期について、昨日の答弁によれば、完成工期は7月10日だが、その前に市も同行して現地確認調査があるということでした。完成検査の予定も含めて、その日程が分かっておればそれを、そしてまた、いつごろ今の工事

としては、一応の決着といいましようか、一応の終了ということになるのか、分かっているか、示していただきたいと思います。

○産業振興部参与（中間竜郎） 今後の日程ということでございますけれども、先般も同僚議員からの質問がございました。

まず、その日程等につきまして、市も当然同行させていただきたいということでお願いはしてるところでございますけれども、工期につきましては、7月10日ということでございますけれども、その前に、我々も当然一部の場所によっては、完成したところについては確認はしておりますけれども、今後、県においては提出された届出書を精査しまして、現地確認調査を行うということになっておりますけれども、その日程等につきましては、まだ明確にはされていないところでございます。

○11番議員（前之園正和） いずれにしても、完成工期は7月10日ということですので、そのときまでには終わると、平たく言えばですね、いうことだろうというふうに思うんです。工事が一応の区切りとして完了するということになれば、これ以上の道路の拡張、先々変更がとか追加工事、改めてのということはあるでしょうけれども、一応完了ということは、これ以上の道路の拡張や延長、さらなる開発というのは、当面といいましようか、今の計画ではといいましようか、文字どおり終わるのであって、7月10日には少なくとも計画されたものは全部終わるという認識でよろしいのでしょうか。

○産業振興部参与（中間竜郎） ただいまの質問でございまして、当然7月10日までにといいましようか、延長になった原因といたしましては、当然その以前に確認調査を行いますので、その確認調査の中で改善すべきところがあれば当然改善をしなければならぬということがありまして、少し延長をしているということでございます。さらに、新たな施設ということにつきましては、現在のところ、県の方からもそういう情報等につきましては一切聞いていないところでございます。

○11番議員（前之園正和） 昨日の一般質問の中でも、その管理道路だから、一般の人は自由に入れないというような答弁もありました。

これまで永田社長はマスコミ等を通じて、あの道路は国道までのアクセス道路で、年間50万人の人を迎えることになると言い切っております。ゲートを設けて遠隔操作で開閉するとしても、メディポリスに何らかの用があればゲートを開けることになるでしょうから、それは治療で行く人、花見で行く人、宿泊で行く人、みんなメディポリスあるいは新日本化学に用のある人となれば通すことになると思うんです。

そういうことからすれば、50万人に対してもゲートを開けるということになるのではないのでしょうか。一般の方は自由に通れないといっても、メディポリス側の裁量でゲートの開閉ができるのですから、基本的には何の制限もかからない、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○産業振興部参与（中間竜郎） 50万人ということにつきましては、永田社長の、以前そういう話があったかと思いますが、最近我々も畝地不動産、そしてまたメディポリス指宿側との話によりますと、そこまでは想定は、恐らくしてないというような状況でございます。

そしてまた、先日も質問がございましたけれども、入場制限につきましては、メディポリス指宿に用事のある方は当然通っていただくという答弁でございましたけれども、これにつきましても、新たなゲートの管理マニュアル等が作成されますので、その中で、こういう、今議員がおっしゃいましたような意見等をメディポリス指宿の方にもありましたということは、常時伝えていきたいというふうには考えております。

○11番議員（前之園正和） まあ、ゲート設けてもメディポリスが必要だと思えば開けるわけですから、50万人のアクセスを考えてるというんですから、それは通ることはもう客観的には明らかだというふうに思うんです。

それから、災害補償に関してですが、住民の持つ災害時の対応に関して、永田社長より市に対して一筆入っているということであります。2011年12月22日の市長あての文書だというふうに思うんですが、関係住民が心配してるのは道路築造による災害の懸念だけでなく、その他の自主変更を行った部分の開発についても災害発生の子因子とならないかということであります。

そこで伺いますが、この12月22日付の文書は、管理道路に起因した場合にはどうということが書いてあります。つまり、伐採及び伐採後の造林自主変更の計画は3回出されているわけですが、そのうちの1回がこの道路の部分で、あとの2つは面の部分だったんですね。ですから、この文書というのは道路について、管理道路の設置に起因してうんぬんですから、内容はともかくとして、ほかの2面については何ら記載がないというふうに思うんですが、記載がありますか、そのほかの分について。道路分についての記載だと思うんですが。

時間を潰してもらっても困るので、とにかく道路分について、道路の設置に起因してうんぬんの場合にはどうするという事です。ほかについては記載がないんですね。ですから、住民の持っている、災害起きたらどうだというのを全面的にカバーするものではないんです、体裁から言っても。あと、中身の問題ですけれども、管理道路部分に起因して災害が発生した場合にどうするか、補償についての約束がされているのかどうかということですが、文書は、要約すれば、地域住民が被害を被る事態は発生しないと、自然災害による被害を被った場合には法律に則って企業としての対応をとるというだけで「補償」という言葉は一つも入っていないんですね。法律に則って対応するとは、市長、新日本化学あるいはメディポリス指宿側が異議を申し立てて裁判で争うということも含まれるわけです。そう認識されますか。

○産業振興部参与（中間竜郎） 法律で争うという、そういうことですか、というご質問でございますけれども、当然、もしそのような事態が起こった場合につきましては、市としても当然法律に即して対応するということになるかというふうに思っております。

○11番議員（前之園正和）　ですから、この文書というのは、災害があったら補償しますという文書じゃないんですね。裁判で争うということも含まれるわけです。ですから、何ら災害補償についての約束をする文書ではないということ、私は言いたいわけです。

それから、時間が余りありませんので、メディポリス指宿敷地内での道路築造やその他の開発行為によって災害が起きたときにどうするかということで、どのような場合に補償するのかというときに対する、市の取るべき基本的な立場がやはり問題になるというふうに思うんです。私はそのとき、どういった場合にその責任を取ってもらおうというふうに市が思うのかどうか、ここが問題だと思うんです。

そこで、市長、あの地域、つまりメディポリス側の新日本化学の所有しているあの地域です。あそこから土砂崩れ、その他の事故が、災害があった場合に、原因は、向こうは、市の管理が悪いからだとかいろいろ言うかもしれない、雨が多過ぎたと言うかもしれない。しかしながら、メディポリス側の責任じゃないというふうに、客観的に証明できないものについては、指宿としては災害補償を求めるという基本姿勢こそ必要だと思うんです。それについてどうですか。

○市長（豊留悦男）　その災害の種類、起因、いわゆる因果性と申しますか、そういうもの等を念頭に入れた判断をしなければならぬと思います。行政として当然だろうと思います。ただ、あの文書の中に、誠意を持って対応するという、この誠意の内容についてもいろいろと、何が誠意なのか、それが本当に誠意なのかという、そういう思いもありませんけれども、メディポリス指宿としても事故のないように、起こったときにはその施設整備に係る瑕疵があったとすれば、当然企業として、上場企業でもありますから責任を取るの当然でございます。ただ、文書として、文書の取り決めをしていただきました、その中ではこのメディポリス指宿の置かれた立場、そして今回林地開発に伴う道路建設等を含めて、どのようにメディポリスが災害が起きたときの対応をしているか、それはもう何回もこの議会でも話題になりましたので、メディポリス指宿としても最大限の努力はしていただいているものと考えております。

○11番議員（前之園正和）　私は、その12月22日付の文書のコピーを持っているんですが、誠意を持って書いてあるというのはこれに、少なくともこれには載ってないんですね。法律に則って企業としての対応を取らしていただくと。ですから、法律に則ってということは異議があれば裁判で申し上げて争うよということじゃないかということを行っているわけです。

ですから、今言った、市の取るべき対応というのは、災害発生の不安を市民と共有するというわけですから、向こうが向こうの責任ではないということ証明しない以上は求めるという立場こそ必要ではないかと、そういうこと言っているわけです。

それから、最後に新日本化学の財政状況に関連してですが、時間もありませんが、新日本

化学の連続損益計算書を見てみますと、21年3月期は4億何がしかの営業利益、次は3億何がしかの利益、次が、8億何がしかの営業損失、そして一番最新では30億何がしかの営業損失となっております。

また、株主への24年度3月期の配当も無配と決めております。理由は、大幅純損失を計上し、資本欠損になったからとしております。メディポリス指宿は、新日本科学なくしては成り立たない財団です。また新聞報道によれば、天珠の館の管理運営を白水館に委託したともあります。国・県・市ともにメディポリス指宿に対して、財政的な大きな力の入れようです。

そこで最後に伺います。新日本化学の財政状況、営業状況がこのような推移をして、あるいは悪化しているもとの、メディポリス指宿との連携に全く不安は感じないのかどうか伺って質問いたします。

○議長（森時徳） 簡潔にお願いいたします。

○市長（豊留悦男） メディポリス指宿には、旧グリーンピア跡地の有効利用ということで、指宿市としても議会としてもお願いをした経緯があります。営業として損益を出さないように、そのことがひいては指宿の財政にも大きく貢献していただくことのでございますので、今いただいたその数値を基に、メディポリス指宿が経営として充実し発展するような、そういうお互いの共同体制もとらなければならない、そう考えております。

○11番議員（前之園正和） 議長、時間は来ていて、議長の方からも市長に「簡潔に」という要請をしたんですが、私が伺った、このような新日本化学の財政状況、営業状況の下で不安は感じないのかという点について答弁がありませんので、そこだけお願いします。

○議長（森時徳） 再度、簡潔にお願いします。

○市長（豊留悦男） その数値を鑑みたときに多少の不安がないというわけではありません。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下柳田賢次議員。

○19番議員（下柳田賢次） 通告してありますので、質問をしてみたいと思います。

市長の家賃問題についてであります。

豊留市長の家賃問題についてであります。この問題につきましても、3月定例会において問題提起させていただいたところでもあります。まず、この手の支出、つまり市長に対する公費の支出ということですが、地方自治法の第204条の2において、普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の職員及び前条第1項の職員に支給することができないと明確に条文化されております。つまり、我々議員、市長を初めとする特別職そして一般の職員が対

象であります。3月議会での答弁では、事実関係としては、平成23年の当初予算編成時に、市長自ら家賃の要求があった。これに応じて関係職員数名で住宅手当でいくか市で借り上げるのかなど検討した結果、それまで市長が借りていたところを市が新たに契約をし借り上げた。契約期間としては平成26年の2月11日、つまり市長就任期間ということでありました。そして1年経過後、1年前に遡って契約を解除し、大家さんが市へ返納し、市長が大家さんへ新たに支払ったということであります。

本市の財政状況を最重要課題とし、国保税など市民には過大な負担を強要しながら、市長自らはご自身のプライベートな家賃を要求し、既に1年執行していた。1年経過後返納したことが、何か美談化されているような答弁でありましたが、とんでもないことであると思います。市長の政治姿勢として、納税者である市民に対して、返したから済むというような問題ではありません。

さらに、市長ご自身の答弁として、指宿市特別職の給与に関する条例について、このように答弁されております。この条例はどういう状況でできたかということです。市長の住宅が市内にあるという前提でできたものであります。今後、条例などを考えながら、住宅というものについて考える必要がある、このような答弁でありました。

市長自らがこれまでの条例を否定している内容で、条例を作る側が条例を否定したのでは、地方自治体自体存在し得ないものと言わざるを得ませんし、市民が理解できるわけがありません。更に1年前に遡って、なかったことにすること自体、自ら非を認めている何よりの証拠であると言わざるを得ません。

そして、当時の総務部長の答弁では、市長に支払うものは給料と通勤手当と期末手当ということになっておりますので、それには今回の借上げについては抵触しないものと考えているという、全く理解しがたい言い逃れとしか思えない答弁でありました。

さらに、この給与条例につきましては、ご本人に、つまり市長に金銭を寄附するものであることから、家賃を市が支払うことは金銭を寄附していないのでいいんだというような内容の答弁でありました。そして、制度化することが必要なので、規則あるいは管理規定等を設ける必要があるので、今後検討するとの答弁でした。

つまり、やってはいけないことをやっておいて、それを指摘されれば正当化するように条例・規則・規定を新たに設けようとする。このようなことが、この法治国家において許されるのでしょうか。

これらのことを踏まえ、改めてお伺いいたします。平成23年度公費で支出した市長の家賃、支出の法的根拠は何かお伺いいたします。

そして、支出1年経過後、契約時に遡って契約を解除するということが、正常な行政取り引き上あっていいものかどうかお伺いいたします。

さらに、地方自治法204条の2で明確に、いかなる給与その他の給付も法律またはこれに

基づく条例に基づかずには、これを支給することができないと条文化されている中で、事実として本市の条例・規則・規程に支出の根拠がない中で行われたことに対して、どのように説明ができるのかお伺いいたします。

胶南市との友好都市盟約についてであります。

この問題につきましては、昨年6月議会において質問させていただきました。通常、姉妹盟約、友好都市盟約を結ぶ背景としては、歴史的交流、経済交流、文化交流やスポーツ交流、教育関係では学校を通じての子供たちの交流、あるいは青年会議所や産業界を含め各種団体の交流、これらを通じてお互いが十分な理解と気運の高まりがあって初めて成立するものである。そして、相手をよく知り、相手からもよく知ってもらうことが大事である旨の考えを述べさせていただきました。

ところがこのプロセスのない中で、市長は初めて訪問した中国、胶南市において仮調印を行ってきたということでありました。そして昨年中にも胶南市側が本市を訪れ、本調印、正式盟約を結ぶとの答弁でありました。それから市民と語る会などでは、本市の目的として観光客誘致が大きな目的で、胶南市側は、畜産を初め農業技術を求めているとのことでありました。また、市長の答弁として、この胶南市との盟約について、中国の都市との友好盟約では、これまで指宿市が締結した盟約した流れとは異なり、先に盟約を結び交流を進めた方がスムーズにいくだろうと思っている。

これまで本市が進めてきた、どこの自治体もそうであると思いますが、姉妹盟約に至るプロセスの手法とは全く逆の方法で進めようとしているわけであります。そこには外務省や在日中国大使館などの関係者から、胶南市を推薦されたとの答弁でありました。市民への説明・議論もない中で、外務省、中国大使館の推薦を受け、市長自らがこれがベストだということでお決めになり、仮調印がなされたということであります。

仮調印後、胶南市が本市を訪れ正式盟約を結ぶとのことでありましたが、あれから1年が経過しました。どのようになっているのかお伺いいたします。

また、昨今中国を取り巻く問題もいろいろと取りざたされております。経済交流、文化交流、教育交流といったものならまだしも、友好都市盟約という政治的なつながりも含まれる中において、懸念される問題も出てくるのではないかと思います。いかがお考えかお伺いして1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 胶南市との友好都市盟約についてでございます。

これまでもこの件については、たくさんの議員の先生方から質問をいただきました。昨年6月以降の胶南市に関する動きでございますけれども、胶南市とは頻繁に連絡を取り合っ、代表団の訪日についてお願いをしているところでございます。胶南市側から、日程が合えば訪問したいとの回答ももらっております。

その中、昨年9月末には胶南市から連絡があり、10月中旬に指宿市を訪問したいという申

し出がございました。しかしながら、最終的に胶南市側の日程が合わずに見送られたところ
でございます。昨年11月には、市議会議員の先生方や、認定農業者開聞支部の方々が胶南市
を訪問され、熱烈な歓迎も受けたとお聞きしております。胶南市から訪市に向けた、私ども
の市に訪問していただくことに向けた大きな弾みになったものと感謝をしておりました。

また、今年の2月には、胶南市の選挙によって、市長と副市長が変わりましたが、こち
らからも就任祝いの手紙を送ったところでございます。現在も、胶南市の訪日日程について
は、事務レベルで連絡調整を続けながら、日程が合えば訪日、つまり指宿市を訪問してほし
いと依頼しているところでございます。

政治的に難しい問題もあろうかと思うがとのことでございます。国家間の問題につきまし
ては、様々あるかと思いますが、私は、指宿市が胶南市との友好都市盟約を結ぶことで、将
来的にお互いにメリットがある関係が構築できるという、そういう考えの下でやったこと
でございます。

これまでも拙速であるとか独断であるとか、いろんな批判を受けました。私はそうは思っ
てないということは、何回も明言をしております。平成23年10月末現在において、全国の
324市区町村が中国の都市等と友好都市盟約を締結をしております。日中間の人的往来に
ついては、過去10年間で倍以上増えてきており、1日平均約1万人の日本人が中国を訪問し
ております。また、約13万人の日本人が中国に在住し、中国からは9万人近くの留学生が日
本に滞在しているとお聞きしております。我が市においても、中国人研修生が100人以上滞
在しております。また、ご承知のとおり、中国は日本にとって最大の貿易相手国でもござい
ます。

このように、日本と中国との関係は極めて深いことから、今後の指宿の発展を考える上
でも重要な相手であると考えられたところですので。議員が指摘されるように、時間をかけて関係
を築くことも大切、一つの方法であろうと思います。中国のお国柄を考慮し、盟約を締結し
た後に関係を築いていく、その選択を私としてはいたしたところでございます。

以下、いただきました質問については、担当部長等に答弁をいたさせます。

○総務部長（邊見重英） 市長の住宅の借上げのことについてご質問をいただいております。

まず、支出の根拠についてということでございます。市長住宅に係ります住宅借上料の支
出の根拠につきましては、これまで人事交流等で来ていただいている副市長や教育長、派遣
職員等の住居を市で借上げて家賃等を支払っていた経緯を踏まえまして、市長住宅も同様に
取り扱うこととしまして、平成23年度当初予算に市長の住宅借上料を計上し支出したもので
す。

なお、これにつきましては、平成24年度の当初予算及び平成23年度の補正予算を編成する
中において、市長から市長住宅の借上げについては、平成24年度は予算に計上しないこと。
また、23年度分についても自分で支払うということがありましたので、契約変更などの手続

を行ったところであります。

それから、先ほども申し上げました、本市では人事交流で来ていただいている副市長や教育長、派遣職員等の住宅につきましては、これまでも市で借上げておりましたし、平成24年度についても借り上げるということで予算計上いたしておりましたので、市民への説明責任、支出の透明性の確保、適切な財務の執行などの観点から、本年3月30日付で指宿市公舎管理規定を定め、平成24年度からは予算や規定に基づき、副市長や教育長、派遣職員等の住宅を市が借上げているところでございます。

次に、契約の解除ということについて、正常な行政取引上どうかということでもございました。市が行う住宅の賃貸契約は、私法上の契約でもございます。また、契約自由の原則ということもございますことから、双方が合意の上、契約解除を行いましたので、問題はないものと認識いたしております。

次に、市長の家賃を公費で支出するということが、地方自治法第204条の2等に抵触しないかということでもございました。指宿市特別職の職員の給与に関する条例に規定してない特別職への住居手当を支払ったものではございません。今回の場合は、市長に本庁周辺に居住していただくということで、公務に精励していただきたいということなどから、住宅借上料を予算計上し、市が借り上げたということでもございますので、抵触しないものと認識いたしております。

○19番議員（下柳田賢次） 胶南市との友好都市盟約についてから、質問を2回目をさせていただきます。

答弁では、昨年9月連絡があって10月には来れると。聞き取りの中では、そういう連絡を受けたので指宿市側のホテルを予約をし、招待客とか式次第等の準備を行ったということでもございます。

ところが、先ほどもやっぱり来れなくなったということでもございますが、その理由が副市長、市長とも変わられてということでもございますが、通常のそういう友好都市あるいは姉妹盟約の関係であれば、代理の方が来られてもできるわけです。そういうのが一方的な向こうの都合で来られなくなった。これはどういうことですか。

○総務部参与（久保憲一郎） 議員ご指摘のとおり、胶南市の訪日計画は、平成23年10月17日から18日の2日間でもございました。胶南市側と日程調整を行って、レセプションや市内の視察については打ち合わせを行っておりましたけれども、急遽、向こうの方から来れなくなったということで、先ほど市長が答弁したとおり、日程が合わずに来れないということでしたので、見送られたところでございます。

○19番議員（下柳田賢次） 重要なことですので、向こうサイドの思いだけで物事が進んでもらっても困るわけでもございます。こちら準備していたわけですので、その理由等についても、もうちょっと真剣に取り組むべきであったと思います。

じゃ、いつ来られるんですか。

○総務部参与（久保憲一郎） 胶南市とは頻繁に連絡を取っておりますけれども、人民政府に対して連絡を取って指宿市への訪問について依頼をしてきており、4月以降も指宿市への訪問を促しております。

これまでも胶南市側から日程が合うときに訪問しますと返事をもたらしているところですが、できるだけ密に連絡を取り合うことを心がけ、胶南市からいつ打診があっても対応できる体制を整えておきたいと考えているところです。

昨年もメール等で約50通のやりとりをしまし、手紙でも7回、それから電話でも7回というふうに頻繁に連絡を取っているところでありますけれども、今のところ向こうの方に訪日をお願いしているという状況でございます。

○19番議員（下柳田賢次） ですから、こちらのそれだけ頻繁に連絡を取りながら、指宿市側の姿勢というものを示しているにも関わらず、向こう側の返答が全然来ないということだということだと思えます。

これは、お国柄あるいは中国というところの国民性、それらということ言えばそうなのかもしれませんが、少なくとも都市間の友好都市あるいは姉妹盟約ということは、前にも言いましたけれども、我々一般の人間の関係からいけば、結婚するというような内容だと思うんです。そういった中で以前も質問させていただきましたが、相手方のことが全く知らされていない、市民に対してです。そういう中で、仮調印済みという中で、その方向性へ進めなければいけないという、この判断をしなきゃいけないということでございます。

それで、先ほどの1回目の質問でも申し上げましたが、外務省、中日大使館等の関係者からの推薦があったということでもございましたが、具体的にはどのような方なんですか。お名前が示されればお名前、もしくは立場が分かればどういう立場の方なのか、お聞かせいただければ。

○総務部参与（久保憲一郎） 外務省、元中国大使、あるいは中国大使館などの関係者に相談をいたしまして、胶南市のほかにも浙江省の平湖市など、いろいろな都市を紹介していただいたところですが、工業都市であったり、内陸部の都市であったりして、その中でも良好な海岸部を持ち、海に関する観光開発を進めているなど、指宿市との共通点の多い胶南市を選んだところでございます。

○19番議員（下柳田賢次） 元中国大使ということでもございましたですけど、市長はその辺の推薦を受けて、ここがベストだと、今言ったような中国胶南市の状況を勘案して決めたということでもございました。そしてその大きな目的として、中国からの観光客を見込んでいるということでもございました。あと向こう側は、指宿市の農業技術等を要求しているというような、市民と語る会での市長のお話もありました。

この観光客の見込みなんですけど、これが大きな目的であるのならば、大体数値目標どの

ぐらいにお考えなのか、市長にお伺いいたします。

○市長（豊留悦男） 何人ぐらい観光客をといる、そういう数値目標は持ち合わせておりません。ただ、今後の交流において、例えば、小・中・高校生を含めた青少年交流を含める、また農業関係者の交流を含める、観光その他を交流の目的に入れる。そのことによって当然数値は変わってまいります。

そういう意味で、ここで何名ぐらいということは言えません。

それと、市民に対して周知もしてないし理解もしてないという、そういう質問をいただきました。私はそう思っておりません。

○19番議員（下柳田賢次） 私が市民に対しての周知等についてを言っているのは、仮調印に至るまでのことを言っているのですよ、市長。

それと、目的が指宿市のメリットとしての目的を観光客の誘致だということ以外に余りないんです、これまでの答弁の中で。これが唯一の目的になっているんです。そうすると、その大きな目的のこの観光客誘致に数値目標もないということでもいいんですか、市長。

○市長（豊留悦男） 昨年11月でございましたか、青島市の旅行者が訪問をしていただきました。話を伺ったところ、指宿市には砂むし温泉や指宿ゴルフクラブ開闢コース等、中国の富裕者層が興味を示す素材が多数あるということで、指宿を含めたパックスツアーを企画したいということでもございました。また、修学旅行等、教育旅行の訪問地として、胶南市と友好都市になろうとしている指宿を選択する可能性が高いとのことでもございました。

このように仮調印を締結した段階であっても、インバウンド観光の推進には良い影響が期待できる場所でございますので、まず友好都市盟約に向けて今後も調整を進めたいと思っております。友好都市盟約の締結は、胶南市や青島市、さらには、山東省での指宿市の知名度を上げることにつながると思いますので、今後の観光の推進に大いに役立つものと思っております。

○19番議員（下柳田賢次） それから、向こうサイドが指宿に求めていることに農業技術ということがございました。この問題については、昨今、中国の一等書記官の問題等、技術の流出について非常に日本国と中国との間でのいろいろな問題も起きております。これについて問題意識はないのか。

それと、都市構造であったり産業構造等は、パンフレット等で拝見をいたしました。最も重要なそこに住んでいる人たちの考え、あるいは政治思想など、分かっていない部分が多いわけであり。特に政治的には、日本の場合でしたら、国の意向と違っていても、自治権の範囲内で地方公共団体の意思が優先するわけですが、中国の場合はどうなっているんですか、そこらは。

○総務部参与（久保憲一郎） 政治的な部分については、なかなか答弁しがたい部分ですけども、これまで何度か胶南市政府から市長あての手紙をもらっておりますが、その中には、友

好都市盟約を締結することによって、経済、文化などいろいろな分野で交流しやすくなると記されております。そして、その交流の内容として、文化、貿易、旅行及び人材交流の面でもっと広い発展があることを願っているとのことでございますので、基本的には指宿市が求めている交流のあり方と同様であると認識しているところでございます。

併せて胶南市は、海外からの企業誘致を積極的に推進している都市でもありますので、指宿市との盟約締結によってそのような機会になることを期待していることも考えるとのことであります。

○19番議員（下柳田賢次） 政治的なことについては分からないということでございます。政治的なつき合いをこれからやろうとするところが分からないということの答弁でございました。

それでは、昨今、問題になっております尖閣問題について、いろいろと取りざたされておりますが、市長の政治姿勢として、あるいは政治の認識としてお伺いいたしますが、これまで日本の歴代の政府の見解は、尖閣は日本の固有の領土であり、領土問題は存在しないと明確であります。ほとんどの日本人、私もそうでございますが、そのように思っておりますが、市長はどのようにお考えですか。市長、政治姿勢です。

○市長（豊留悦男） 質問の通告の趣旨から少し外れているようでございまして、私として答弁の内容を持ち合わせておりません。

特に政治的な話、農林省関係とかそういうことを申されても、一般質問における論理構成に飛躍があるようでございまして、私としてはその件については事前いただいている内容でございませぬので、答弁を控えさせていただきたいと思っております。

○19番議員（下柳田賢次） 通告してありますよ、政治的にも難しい問題があると思うが。これ通告じゃないんですか、市長。

○市長（豊留悦男） 今回の農林省、農水省関係とか尖閣とか、政治的な問題に波及するような胶南市との交流関係まで掘り下げて議員が質問をするとか、そういうことではないだろうと。やはり領土問題というのは、非常に判断が厳しいところもあります。そういうもので、市でできることは市民レベルでの交流だと思っておりますので、そういう領土問題、それから外交問題について、一地方議会のこの場で市長としてコメントできる立場ではないということをし添えたいと思っております。

○19番議員（下柳田賢次） 市長の政治姿勢として聞いているんですよ、この問題。多くの日本人はそう考えているわけです。市長はそう思っていないということですか。尖閣は日本固有の領土でないということですか。領土問題は存在しないということになっているんですけど、市長はそうでないという認識ですか。どちらですか。

○市長（豊留悦男） この件については、先ほどから申し上げますとおり、この市議会の一般質問の場で私が答えることは適切ではないだろうと思っております。

○19番議員（下柳田賢次） 例えば、このまま友好都市盟約を結んだ場合に、指宿の市民が胔南市にお伺いした折にこの問題の議論になったときに、指宿市民はどう答えりゃいいんですか。問題は発生しないということによろしいですか。

○市長（豊留悦男） 指宿に限ったことではございません。すべて中国と友好都市盟約を結んでおり交流をしているすべての自治体にとっても、同じ問題であろうと考えております。同じ地球に、同じアジアに暮らすもの同士、信頼関係を構築するための一つの交流だろうと思います。そのことで一つの解決の道が開かれるのではないかと思います。どうやって信頼関係を築いていくかというのは、非常に難しい問題ではございますけれども、例えば、友好都市盟約等を通じた交流の中で、特に若い人たちがそれぞれ交流をしていただいて、その中からお互いの理解を深めふれあいを深め、そしてそれぞれお互い思いやりを持っていただくようなことになれば、一つの解決策が見い出されるのではないかと。

その意味からも、中国との友好都市交流という目的の一つとして大切にしたい、そう思っております。

○19番議員（下柳田賢次） 友好都市盟約を結ぶことによって、交流することによってそのような問題を解決していきたいと。ということは問題があるということですね。尖閣について問題があるということですね。そういうことで解決していきたいということ。日本政府は、解決する問題すらないと言っているんです。いいですね。この問題については、この辺で終わりたいと思います。

市長の家賃問題についてでございます。

先程、支出の根拠はということでお尋ねしましたら、前回と全く同じ人事交流等で行っている、今までの副市長、教育長にならんと。法的根拠を聞いているんです。法的根拠は何かということを知っているんです。市長。

○総務部長（邊見重英） 違法ではないという根拠は何かということであろうかと思っております。

（発言する者あり）

国家公務員の宿舎法では、職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として、公邸及び宿舎を職員のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与するというようになっております。

このことに準じまして、市が副市長や教育長、派遣職員等の住宅を借上げ、無料で貸与しているというのが現在の状況でございます。

○19番議員（下柳田賢次） 国家公務員の宿舎管理規則とか、ここにもあります。国家公務員宿舎法、これに準拠しているということではないんです。大体この204条の2、これは総務課にある逐条解説書、ごらんになっていますよね。私がお借りしたときには、その部分に印がついておりましたので、多分目を通してと思います。

普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律またはこれに基づく条例に基づか

ずには、これを203条第1項の職員及び前条第1項の職員に支給することはできない、このように明確に記されているんです。

要するにどういうことか言いますと、給与その他の給付、おそらく今回の市長の家賃というのは、その他の給付に当たると思います。まさに県の市町村課の課長の聞取りからも、公舎等を無料で使用することは地方自治法にいうその他の給付に抵触する恐れがあると、明確にこういう答えをいただいているんです。

そういう中で、本市には規則も規程もない。もちろん条例にもない中でこの支出をしている。そして、このような給与体系の欠陥を抜本的に一扫すべく、昭和31年に改正が行われたのがこの204条の2。これはそれまでそういう部分が条文化されてなかったことを、昭和31年にこの204条の2で、いかなる支出も条例若しくは法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを一切支給することはできないと明文化しているわけです。

ですから、ここらについて指宿市の執行部の認識というのは、その程度でよろしいんですか。市長、どう思いますか。

○副市長（渡瀬貴久） この地方自治法第204条の2のいかなる給与その他の給付に該当するのであれば、逆に申しますと、法律または法律に基づく条例で定めることになるわけでございます。しかしながら、鹿児島県もそうでありまして、ほかの自治体もそうですけれども、管理規程と規程を定めて運用しておりますので、この204条の2のその他の給付に該当すると、一概には言えないのではないかと理解しております。

また、先ほど議員がおっしゃられましたけれども、市長の住宅借上げ新聞報道に関して、県の市町村課に照会があった際に、県の市町村課としては、地方自治法第204条の2と国家公務員宿舎法の写しを持参し、直ちに違法であるとは言えないものであると回答したということをお聞きしております。

○19番議員（下柳田賢次） それも県の市町村課から聞いているんです。直ちに法律にはということはお聞いているんです。ところが、その後、その他の給付に抵触する恐れがあると言っているわけです。要するに、地方自治法の法律に抵触するかどうかは、それは微妙ですけど、それで求めている条例に、条例で求めなさいとなっているわけですから、条例にないものを、条例は規程も含めてです、規則、規程も含めてです。それにならぬ中で支出をしているということについて、抵触していない、そういう判断でよろしいんですか。

○副市長（渡瀬貴久） 第204条の2の求めるところは、法律又は法律に基づく条例で、規程ではございません、条例で定めなさいということをお求めしております。私は、先に答弁いたしましたように、鹿児島県もそうでありまして、他の自治体もそうでありまして、管理規程と、規程という法形式で定めております。

○19番議員（下柳田賢次） その定めたのは最近でしょう、つい最近、規程を作ったのは。私が言っているのは、支出している時点です。規程もなかったはずなんです。規程のない中に、この

条例に基づかずにはというのは、条例でまず決めるということでしょう。それに基づかずに支払っちゃいけないという話になっているわけです。副市長、そういう判断でいいんですか、本当に。

条例じゃないから、規程で定めたからって、そんな判断でいいんですか。要するに、この204条がうたっているのは、市長に払う給与あるいはその他の寄附、いろんな、あるいは地方公務員法でもあります。地方公務員法にも同じような文面がございます。給与条例主義の原則というのがあります、地方公務員法に。公務員の給与については、いわゆる給与法定主義がとられており、地方公務員の給与の場合、それを決定する法形式が条例であることから、給与条例主義と言われている。要するに条例で定めなさいということですよ。

また、地方公務員法においても、第24条第6項で職員の給与、勤務時間、その他勤務条件は条例で定めることとし、これに基づかずには、いかなる金銭または有価物も職員に支給してはならないと定められています、このように。

条例に指宿市はないわけですから、ないからいいってどういう説明ですか、それは。

○副市長（渡瀬貴久） 今、議員がまさにおっしゃいましたように、給与は条例主義でございます。今回の市長住宅の借上げ、他の自治体においては公舎という位置付けをとっておりますけれども、公舎管理規程という法形式では、規程で定めています。ということは、給与における条例、要求主義とは違う、異なる取扱いをしているということをもさに示しているものではないかというふうに私は思っております。

元々無料で貸し付ける根拠、市長住宅を市長住宅として借上げて居住していただくと、そういう根拠につきましても、従来から申しておりますけれども、本庁周辺に居住していただくことで公務に精励していただきたいということなどから、従来から助役、副市長、教育長については、必要に応じて予算措置をして市が借り入れて貸与してきたこと、これと同様な取扱いをしたということが主な理由でございますし、また市で借上げて居住させることは、国家公務員宿舎法の第10条、第12条や地方公務員法の第42条、これは福利厚生制度ですけども、そういった条文などを根拠として、国家公務員の公舎あるいは無料宿舎が存在することはもとより、鹿児島県を初め、ほかの地方自治体においても見受けられること、それが理由となっております。

そして、本市においては、これは3月議会で私が答弁いたしましたけれども、本市においても借上げの根拠となることを明確にし、市民への説明責任を果たすとともに、支出の透明性を確保し、適切な財務の執行を図るため、本年の3月30日付で指宿市公舎管理規程を定めて運用することとした次第でございます。

○19番議員（下柳田賢次） 今になって規程を作ったから、それに基づいてやりますって、そういう説明があります。なかったときに支給してることを聞いているんですよ。だから204条の2で法律に基づかずに払っちゃいけない、あるいは法律に基づく条例で定めなさい、定

めた以外は払ってはいけない、こういうふうになっている中を、これまでの答弁によりますと、副市長、教育長の例にならい、この時点で条例に定めてなかったわけですが、それにならい支出をしたという。1年間のここを言っているんです。支払っていない。

それと、この件についていろいろと執行部側でも勘違いがあるんで、ちょっと説明をさしていただきますが、この件について私が最初にこの問題を取り扱うきっかけになったのは、市民の方から、市長が今お住まいのあの住宅が、県の有料賃貸物件であるので、ここには所得制限があるんだと。この所得制限というのは、通常ですと所得の低い方用に有料的に案内する物件とは違いまして、これは県の特定期有賃貸物件という建物は、低い方用にはいろいろ地方公共団体の提供する宿等がある。そうではない中間層の方に対する優遇措置として、月額収入として20万円から60万1千円までの方が入れるという条件が付いておりましたので、市長の給料というのはそれよりも多いはずだから、市長があそこに住んでいるということがどういうことですかという相談を受けて、私は担当の職員にどういうことなのという話をしたときに、実はあれは市で借上げていますからという話から、この話になったわけです。それがいつの話かという、去年の12月の議会中の話ですよ、市長。

その後、職員とのやりとりをする中で、2月8日に庁議があり、2月10日に総務部長が他市のこういう市長住宅についての問題の例を示したんじゃないですか。そしてこれではまずいということで、24年度予算を外し、23年度を遡って契約を解除するという、そういうことだったと思います。

まず、この根拠について、ちょっとこれは専門家をお願いするしかないと思っております。今の副市長のそういう答弁をずっといただいても時間がなくなりますので、これは置きまして、まず1年前に遡って契約を解除するという方法。前回の答弁で、契約者の家主と市との合意事項に基づく契約という手続をとらせておりますので、遡って契約を解除するというについては特段支障がないものと思っています。当初結んだ契約の中で、合意事項として1年前に、副市長、いいですか。1年前に遡って契約を解除するという項目があったんですか、当初の契約に。1年前に遡って解除することができるという、そういう項目があったんですか。

○総務部長（邊見重英） 契約を解除することができるということがあったものではありません。この契約解除につきましては、今年の2月の段階で合意解除協議書というのを市と家主さんの間で結び、契約を解除し、また家主と市長の間で23年の4月1日に遡って契約を結んで、市長が住宅の賃借料を家主さんに払う。家主さんは市から払った、それまでに払わせていただいた家賃について、市へ返納するという協議書の内容になっております。

○19番議員（下柳田賢次） ですから強引に作ったんじゃないですか、その時点になって。そういうことだと思います。最初からあったわけじゃないです。

それから、顧問弁護士に相談に行くと、市が契約する顧問弁護士に相談に行くと、それで

公職選挙法に抵触しないように、そのような手続をとらせていただいた。これは副市長の当時、総務部長であった渡瀬副市長の答弁として、合意解除協議書等の契約変更の取扱いにつきましては、公職選挙法の寄附の禁止の規定に抵触しないよう、顧問弁護士にも相談しながら所定の財務手続を進めたと、このように前回答弁されております。

この顧問弁護士というのは、これは指宿市の税金で雇っているわけです。この1年間、市長に家賃を支出をしたということは、市民に不利益を与えているわけです、この間。この不利益を市民のためにあるべき顧問弁護士に、市民が不利益を講じたかもしれない案件を相談に行くというのは、これはどういうことなんですか。市民の利益のためにあるのが顧問弁護士じゃないですか、税金で雇っているわけでしょう。市民が不利益を講じたかもしれない案件について相談に行くとはどういうことですか。個人的に弁護士を雇うなり、相談する相手を見つければよかったんじゃないですか。市の顧問弁護士に相談に行くというのはどういうことですか。

○副市長（渡瀬貴久） 先ほど総務部長の方から合意解除契約書の件については、そもそもなかったのではないかとというようなことで、なかったようなニュアンスの答弁がございましたけれども、当初の契約の第16条の中で、本契約に定めのない事項あるいは解釈について疑義が生じたときには、誠意をもってお互いに協議をし解決するものとするという、この第16条の規定がございましたので、この規定に基づいて合意解除協議書を締結したものでございます。

また、今回、23年度分を4月1日に遡って支払うという、市長が支払うということがありましたので、この返戻の手続等について、どういった手続が財務手続上適切であるのかというようなこともありまして、指宿市の顧問弁護士に相談をしたわけでございます。それは適正な所要の手続を取るものでございまして、財務の手続等について適正・適法な手続をどのように取っていくのかということから、相談にお伺いしたことでございます。

○19番議員（下柳田賢次） そうしますと、この監査報告、これは公文書ですよ、我々議員に配られております監査報告、結果についての報告があります。これは監査の期間が、平成24年4月13日から平成24年5月21日までの中で、この市長公室の分で、公文書ですよ、ちょっとそのまま読んでみます。4点目は市長住宅の借上げについてです。当初、市が借上げ、市によって敷金や家賃等の支払いが済んでいる住宅を後日、市長が直接負担することにより歳出予算に還付がなされています。これはどういうことですか。これ、監査が出している公文書です。後日、市長が直接負担することにより、最終予算に還付がなされている、直接。これまさに公選法に引かかる文書じゃないんですか。

○総務部参与（久保憲一郎） 私たちの理解といたしましては、後日、市長が直接家主の方にお支払いし、負担することによって歳出予算に還付がなされたというふうに我々は認識しているところでございます。

○19番議員（下柳田賢次） この監査のこの文の表現が悪いということですか。もう一回読み

ます。市によって敷金や家賃等の支払いが済んでいる住宅を後日、市長が直接負担することにより、歳出予算に還付がなされていると、ここに書いているんです。

もうちょっと問題の認識をしっかりと持っていたらかなければ、大変な問題になります。

それと1年後に、契約時に遡って市長が大家さんへ、大家さんが市へそれぞれ支払うべき行為については、この手法は市長、先達行為に当たるとは思いますが、思いませんか。

○市長（豊留悦男） 全く思っておりません。

○19番議員（下柳田賢次） 先達行為というのは、法律用語で一定の手段とその結果を法が禁止している場合、禁止している手段以外の手段を用いて同じ結果を得て法の規律を免れること。まさにそのとおりじゃないですか。直接返せば公選法に引っかかる。それを大家さんを巻き込んで、大家さんに返して大家さんから返してもらう。まさにこの先達行為、法律用語で言う先達行為ということだと思います。

これはその行為自体を顧問弁護士で相談の上ということは、顧問弁護士がこの手法を進めたということですか、副市長。

○総務部長（邊見重英） 先ほどの監査の指摘事項の文書のところでございます。お金の返納のところに関わるところですけれども、これにつきましては、事実関係で申し上げますと、市長の方から家主の方にお金を返すように依頼がありましたので、3月の初めに私どもの職員が訪問し、家主に返したところです。

それから、家主からの返金の関係ですが、家主さんの方から返納通知書により返納するよう依頼されましたので、そのように処理したところです。

○19番議員（下柳田賢次） ですから、それは全部この市側がお願いしてやってもらったことでしょうか。大家さんが自主的にそれをやったということですか。自分たちの都合のいいように処理するために、大家さんにそのようにお願いしたということでしょうか。それをそのまま大家さんがやったということでしょうか。大家さんだって、これはいろいろ問題を含んできますよ、今後。例えば4月から12月までの収入が、市の領収書でもらってる分が、新たに今度は、豊留市長の名前に変わるわけでしょう。これは申告しているはずですよ。これには不動産屋も絡んでいるわけでしょう。そんな都合よく一つ一つ全部うまくいくとは限りません。そういう問題を含んでいるということを行っているわけでありまして。

何よりも、地方自治法でやっちゃいけないということをやれば、条例で決めなさい。それが無い中でやると、この事実は消えないんです、いつまでたっても。今、管理規程を作ったと言いますが、管理規程を作ろうが、この1年間の事実は消えないんです。

いろいろと副市長の例、あるいは教育長の例にならぬという答弁でございましたですけど、例えば、その状況で仮に私に相談があったとすれば、私ははっきり申し上げます。地方自治法で言うその他の給付に当たるとは思われるので、条例規則等で規定しなければならぬ。そして、市長の家賃を税金で支出するという極めて市民への説明責任を必要とする問題である

ので、議会へ諮り、しっかりした議論が必要であろうと、私は申し上げたと思います。その時点で相談があれば。

ところが、市長は地方自治法、本市の条例等に照らし合わすこともなく、ご自身の家賃を公金で支出させた。しかも議会へは全く説明することもなく、内容を隠し、予算化し、執行したわけであります。

法令、条例を何より遵守しなければならない自治体が、自らが行った行為について、いいか悪いかの判断もできない。市民への信用失墜につながると懸念いたします。悪いことをやっても返せばいいんだということを、市民が市役所も市長もやっていることだから、あるいは教育上、子供たちもそのように感じるならば、これは自治体として成り立たないことになります。

私はここは真摯に反省をし、市民への説明責任を果たし、責任をとるべきことについては、速やかに責任を負うべきだと思いますが、市長はどうですか、勇気ある答弁できますか。

○副市長（渡瀬貴久） 先ほど議員は204条の2を盛んに引用しておりますけれども、ここの引用を見ていただきたいんですけども、法律または法律に基づく条例ということで、条例で求めております。しかしながら、こういう公舎の管理規程につきましては、県もそうですけれども、ほかの自治体も規程という法形式で定めております。なぜそのような法形式で定めているのかと申しますと、その他の給付に該当するのか該当しないのか、一概に判断し得ないからです。

一つの例で申しますと、そこに逐条解説があるならばそこを見ていただきたいんですが、被服の提供についてもそうですけれども、被服の提供は、これをその他の給付と見るのかどうかということもございます。指宿市も被服貸与規程という規程を設けて定めております。条例では定めておりません。

○19番議員（下柳田賢次） ですから、規程がなかったんでしょう、その時点で。規程がない中で、規程で定めていれば私もこんなことは言いません。ただし、市長の家賃ということについては、また別の段階での議論になろうかと思いますが、規程がない中で支出したということについてはどうなんですか。

○副市長（渡瀬貴久） 規程のない中で従来から助役、副市長、教育長、その他広域に派遣する職員等も含めて、こういう住宅の借上げ制度を予算計上して運用していたと。そういうことについては、ここについては深く反省をし、今後何度も言いますけれども、市民への説明責任を果たし透明性を確保するため、また適切な財務執行を図るために規程を設けなければならない。ということは3月議会でも申し上げて、3月30日付で公舎管理規程ということで告示をしております。

○19番議員（下柳田賢次） ですから最初からそういう答弁になればいいんです。規程がなかったからということについては、責任を感じるわけでしょう。規程のない中での支出するこ

とについては。最初からそう言うております。

ところがその条例との関係あるいは自治法との関係、例えば、規程・規則あるいは条例にない中で、日本全国の自治体で公舎管理という言い方でおっしゃっておりますけど、要は市長のプライベートな家賃です。ここについてこういう規程、条例等ない中で支出している自治体がありますか。

○総務部長（邊見重英） 同じような答弁になってしまうかもしれませんが、市ではこれまで住宅賃借料を予算計上して、副市長であるとか教育長あるいは県等へ派遣した市職員の住宅を市で借上げて職員等が使用しておりました。そのようなことから、平成23年度に市長の住宅について借上料を予算計上し執行し、その後、これまでも何度も申し上げておりますが、市長からの申し出により返納したという経緯でございます。

○19番議員（下柳田賢次） ですから、これまでもおかしかったわけです、規程のない中で支出してた。副市長あるいは教育長、ここには人事交流あるいは県から等がありましたので、私もその辺は理解はしたつもりでございますが、やはり正式にはそういう規程のない中で支出が行われたということ自体が間違っていたということは、言わざるを得ません。

ただし、それに準じてやったから、以前から間違ってたんだから、今回も以前からやってたんだからいいという、そういう判断では違いますでしょう。全く法令をまさに遵守しなければいけない、一番行政の執行部、それも三役トップがその辺の判断でいいんですか。上村副市長、新たに執行部三役に入られましたですけど、市長の家賃に対する法令、規則、規程ない中での支出について私は違法である、あるいは法令、条例、規程違反になるということをお願いしたいんですけど、副市長の見解はどうですか。上村副市長。新たに入られた上村副市長にお聞きしております。

○副市長（上村欣久） 私の着任前、随分経緯もありますようですので、ちょっとここでのコメントは控えさせていただきたいと思えます。

○19番議員（下柳田賢次） 今聞いた中での判断で結構なんですけど、要するに条例、規程、規則にない中で支出しちゃいけないという、こういう決まりになっている中で支出をしてしまったと。1年間たった後に返納したということについてどう思いますか。

○議長（森時徳） 上村副市長、簡潔にお願いします。

○副市長（上村欣久） 随分経緯もございますようですけど、深くはコメントできませんが、私も、私も含めて行政の一員としては、常に法あるいは条例、規程に照らして適正に業務を執行していっていると思っております。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時19分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○1番議員（井元伸明） それでは最後の質問者となりますが、よろしくお願いをいたします。

それでは通告してありますので3項目について順次質問をさせていただきます。

近年、農業を取り巻く環境は年々厳しい状況が続いております。少子高齢化が確実に進行をしております指宿市においては、農家人口の推移にしましては、平成7年で9,186名、これが平成22年になりますと半分以下の4,113名と減少をいたしております。また、これに伴い、新規就農者の数で見えますと、平成19年が21名、平成20年で21名、平成21年はちょっと多くなりまして35名、平成22年が18名、昨年の平成23年が14名とこれもまた減少を続けております。このように、農業人口の減少は日本の食の安全・安心を守るためからも後継者不足は深刻でございます。

このような状況の中で、今回の青年就農給付金が新たに支援事業としてスタートしたことは、新規就農者を育成し支援するには、まことに的を得たありがたい支援事業であるものと確信をするものでありますが、この青年給付金支援事業の目指す本来の目的と、この支援事業の受給できるための資格と概要はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

次に、健幸のまちづくりについて質問をさせていただきます。

この事業、スマート・ウエルネス・シティ構想については、去る3月議会においても質問をさせていただいております。そのとき答弁の中では、スマート・ウエルネス・シティ構想に関わる健幸のまちづくり事業については、これから構想を策定して、その後、事業に取り組んでいくとの答弁でした。具体的なことはこれからということでも何も決まっておられないとの答弁でございましたが、しかし、SWC構想の準備期間として昨年の9月、全庁的なプロジェクトチームを立ち上げて、当初19名でスタートして、平成24年、本年の4月からは、35名体制となりまして、その中での協議を重ね、基本構想として健康寿命を延ばし医療費の削減にしたいとし、歩くことに重きを置いて健康づくりに無関心な人でも必然的に歩いてしまうまちづくりをしようとの考えを持っているとの答弁でもございました。

この日本一の健幸なまちづくりを目指し、健幸をキーワードに、積極的にこのSWCを導入するとして、厳しい財政状況の中で新たに副市長制を導入し2名体制をとっております。うち1名をこの事業に専属で取り組んでいただくことになっておりますが、この事業に積極的に取り組もうとする市長の熱い思いが見て取れるようでございますが、現段階での計画と実現に向けての実情はいかがなものか、お尋ねをいたします。

次、第3点目でございますが、これは昨年の3月11日に発生いたしました東日本大震災において出ました災害廃棄物、いわゆる今、瓦礫というふうに呼ばれておりますが、の処理についてでございます。

政府においては、国の責任において処理を行うものとするとしております。これを地方で受入れのできるところは、瓦礫処理をお願いしたい。これは割り当てではなく、自発的に全

国での広域処理をお願いするとしております。被災地での災害での一般廃棄物、この瓦礫の発生量と処理状況を申し上げますと、これは5月21日現在の資料でございますが、岩手県におきましては、476万tのうち11.3%、宮城県で、1,569万tのうち18.4%、福島県においては、208万tのうち9.8%しか処理ができていない状況と聞いております。このままの処理状況でまいりますと、岩手県で12年、宮城県におきましては14年の処理年数がかかるといわれております。被災地では、これらの膨大な瓦礫の処理が進まないと本当の意味の復興が思うように進まないのが現実の様相でございます。また、この瓦礫置き場からは、自然発火による火災が見られたり、あるいは悪臭も発生している状況が続いております。このような状況を一日でも早く改善するために、今、近隣市町村はもちろんでございますが、東京都を初めとする全国の多くの自治体でも瓦礫処理の受入れの表明が続いている状況が続いておりますが、そこで市長にお伺いいたしますが、全国各地でこのように瓦礫処理の状況を見たときに、ただ被災地に対しては義捐金だけをすれば支援ができたということでもよろしいのかどうか。どういうふうに市長としてお考えをお持ちかお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 健幸のまちづくりスマート・ウエルネス・シティ、SWCの構想について、現在の取組状況についてのご質問をいただきました。

まず現在、市民アンケート等を実施しているところでございます。SWCでは、健康づくりに関心がある人はもちろんですけれども、余り健康という面で、かねて関心のない方々に対しても積極的に健康づくりへの参加を促し、市民全体で生活習慣病や寝たきりを予防するまちづくりを進めていくことになるため、市民の健康に関する現状や意見を把握する必要がございます。そのため、18歳以上の市民の中から無作為に選んだ5千名の方にアンケート調査への協力をお願いしておりますが、アンケート調査の結果は、具体的な施策や事業の内容に、反映させていくこととしております。また、構想実現に向けた具体的施策や事業の協議・検討を行うため、現在、職員35名から成るプロジェクトチームを庁内に設置し、5月末に第1回目の会議を開催いたしました。今後、必要に応じ、随時、開催していく予定でございます。

事業の内容につきましては、これから内容を詰めて決めていくこととなりますけれども、健康寿命を延ばすことや医療費の削減などの構想の目的を実現するため、少ない事業費で最大限の効果を発揮するような事業を実施してまいりたいと考えております。なお、施策や事業の実施に当たり、支障となるような法的な規制がある場合などは、総合特区等に申請し、規制の特例等を認めてもらうことも考えているところでございます。構想案をお示しできる時期や特区申請の時期等につきましては、まだ明言できる状態ではありませんけれども、なるべく早い時期に構想を策定し、お示ししたいと思っております。

なお、副市長1人にこのSWC構想の担当というような話がございましたけれども、総合

的なまちづくりの中で、健幸のまちづくりが、このまちづくりの一番大きなウエイトを占めるだろうという意味で、上村副市長には、スマート・ウェルネス・シティの構想実現へ向けての仕事とともに市街化活性化、そして観光客の誘致、そして企業誘致と総合的にまちづくりの担当をしていただくことになっております。健幸のまちづくりに特化した、そういう副市長の選任というのにはしておりません。やはり、これを中心に頑張っていたきたいという私の熱い思いがあるところでございます。

次に、がれき処理についてでございます。

昨年3月11日に起きました東北・東日本大震災につきましては、全国各地で復興に向けた支援がなされており、指宿市でも職員の派遣や募金活動などの支援を行ってまいりました。災害廃棄物の迅速かつ適正な処理は全国民の共通の課題でございますが、その広域処理に当たりまして、国の責任において、国民の不安を更に払拭しながら、市町村が将来にわたって安心して受け入れられる環境整備が必要であると考えております。被災地の復興に向けた課題として震災瓦礫の処理があり、被災地で処理しきれない震災瓦礫については、広域処理をお願いするという国の方針に基づき、静岡県島田市が受け入れを開始し、福岡県北九州市が受け入れを認めたようでございます。市長として受入れを表明したようでございます。また、鹿児島県議会においても県内自治体などに受入れを検討するよう要請する方針を決めたところでございますが、指宿市で震災瓦礫を受け入れるとなった場合には、大きく2つの問題があるようであります。

1つは焼却能力の問題でございます。指宿市の清掃センターの焼却炉は、一日当たり8時間の焼却で30 t 処理できるよう設計がなされておりますが、平成10年3月の完成から14年経過して経年劣化が進み、処理能力が落ちてきているという現状と、搬入されるごみの量が多いことから、稼働時間を延長して1日当たり10時間から12時間の稼働で約34 t から39 t の焼却を行っているところであり、これ以上のごみを焼却することは、極めて困難と思えます。また、焼却処理を行ったあとの焼却灰の問題もあります。指宿市には焼却灰の最終処分場がないため、宮崎県小林市の民間処分場に宮崎県知事の許可を得て搬入・処分しているのが現状であります。この宮崎県知事の許可を得るに当たって、指宿市から発生すると想定される焼却灰の量で許可を得ているため、許可申請時に想定していなかった震災瓦礫分を認めてくれるかは、甚だ疑問があるところであります。また、自分たちのまちで受け入れたものでなく、他の自治体が処理した後の焼却灰を受け入れることになる小林市民の感情にも配慮しなくてはならないと考えております。広域組合に指宿地域のごみ処理を肩代わりしていただく方法についてでございますけれども、平成23年度の広域組合での処理量は40 t の処理能力に対し30 t の実績でありますけれども、10 t 程度は余裕があると見られますが、しかしながら、平成14年及び平成21年に清掃センターが故障のため緊急停止し、復旧工事に1か月から2か月程度要する事態が発生したときに、広域組合の処理場で処分できないか協議したときに拒否さ

れた経緯もございます。広域組合での処理を拒否された理由は、昭和54年のごみ処理場建設時に穎娃町郡地区と協定書を取り交わし、その中で山川、開聞、穎娃町で発生したごみについてのみ処理をすることとなっているため、指宿地域のごみを持ち込むことはできないということでありました。様々な状況を鑑たときに、穎娃ごみ処理場での肩代わり処理は難しいものと考えているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等に答弁をさせたいと思います。

○農業委員会事務局長（松澤敏秀） 農業委員会会長から委任を受けておりますので、答弁させていただきます。

質問の内容については、青年就農給付金制度の目的と内容、それとその資格の要件についての質問でございました。

まず、青年就農給付金制度の目的と内容でございますが、国が定めました実施要綱の中で、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続的な力強い農業を実現するためには、青年の新規就農者を大幅に増加させる必要があると。そのために、技術の習得や所得の確保、実践的な研修への助成、就農に関する相談体制の整備などを行う必要がある、とうたわれております。

本市におきましても、農家戸数が、平成12年に2,658戸あったものが、平成22年には、2,210戸と減少し、農業従事者の高齢化が進む中で耕作放棄地等の増加が懸念されております。地域の農業を守るために、新規就農者を増やし、定着することを目的に、就農してから経営の安定が図れる間の最長で5年間、一人当たり150万円の交付金を支給するという事業でございます。

次に、その資格要件についての説明を申し上げます。

国が示しています大きな要件は5つございます。

まず、独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることに強い意欲を有していること。

2つ目に、独立・自営就農者であること。

3つ目に、経営開始計画。独立・自営就農5年後には、農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。

4つ目に、市が作成する人・農地プランに、中心となる経営体として位置付けられていること。若しくは位置付けられることが確実であること。

5つ目には、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できないこと。

などとなっております。

○1番議員（井元伸明） いろんな要件というか、農業の順番にまいりたいと思いますが、この農業者の支援という形では45歳以下というくりもありますけれども、今、地域では、農業者の中心というのは、大体60から70歳というのはまだ現役で一生懸命頑張っているのが実情

なんですけれども、これからのこういう農家人口、農家戸数の減少を見るときに、この新規就農の支援というのは非常に大事なことだろうと思います。ましてや、この支援制度っていうのは、150万円を年間に生活費として手助けをしてあげるということの中で、指宿市からの手出しというか、そういうのが一切含まれておりませんので、非常に使い勝手のいい事業じゃないかと思うんですけれども。

それではお聞きしますが、今回、補正の中で2,100万円という形で組んでおりますが、この中でお聞きしました14名が今回の対象者っていうことだったんですが、指宿市にはまだこのほかに、まだたくさんおられるような話も聞いておりますけれども、どれぐらいの対象者っていうか相談者がおられて、今後どういう形でこの対象者をクリアできるのか。農地の加減面積の問題とかいろいろあるようには聞いておりますけれども、そこらあたりのこれからの今後の14名が仮にこれがクリアした場合に、ほかの方の、後、追加で県全体では10億円ということは聞いておりますけれども、どれぐらいの見込みがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○農業委員会事務局長（松澤敏秀） 該当者の見込みの件なんですけど、農林水産省の予算額では、104億円、うち鹿児島県については、約10億円ということでございます。県としては、660人の対象者を見込んでいます。本市では、担い手名簿、あるいは認定農業者の名簿等で対象者となる人数は、当初30名程度というふうに見込んでおりましたが、これまでに就農給付金についての相談件数が36名を超えています。関係機関・団体等で調整をし精査したところ、今回の補正では、14名の方が要件を満たすものと見込んだところでございます。しかしながら、現在でも相談者が後を絶たない状況でありますので、今後も増加するものと思われま。県としましては、予算の範囲内で執行するとしていますが、要件を満たした方についてはすべて給付できるように国あるいは県の方へお願いをしたいと考えているところでございます。

○1番議員（井元伸明） 後、相談があったのが36名ほどいらっしゃるということですが、今14名ですから、後まだ、半数以上の方がおられると。続いてまたいろいろな相談の方もまた続いているという話ですが、これは可能であるって、上限があるわけですので国で104億円、県内で約10億円ということですから660人程度ということですが、他市の状況等も把握していれば、教えてほしいんですけれども。

○農業委員会事務局長（松澤敏秀） 他の市町の状況については、把握していないんですが、県全体で今のところ約倍の要望が来ているということでございます。

○1番議員（井元伸明） これは一生懸命、支援というか応援する手立てを支援センター全体で構築をしていただくようお願いをしたいと思うんですが、このほかに農業者が新規就農をされた場合に、一番大きな問題っていうのが農業機械の問題とか初期投資といいますかトラクターも10万円、20万円じゃなくて何百万円単位での機械でありますんで、中々難しいとい

うこともございます。そういう支援の体制というのは、新規就農者に対して、機械的なもの、後、新規就農で入る場合に、一番我々が聞いて困ってくるのは、先ほども住宅リフォームの問題がありましたけれど、住宅を何とかしようというときに、農村部というか畑地の耕作地帯でありますと市営住宅等を探しますと、もちろん回りは、ほとんどいっぱいでございます。どこに行き着くといいますと地域の農業委員さん、公民館長さんをお願いして空き家はないかってことで探すんですが、空き家はたくさんあるんですが、昔ながらの何年か住んでいないような家であったり、子供さんがいたりすると風呂・トイレ等の問題があったりします。そういう問題で家主さんと話をする状況の中では、中々お金を100万円も200万円もかけて改築、改造して家を貸すとなれば、改修するまでは何十年もかかると、それは中々難しいという状況もあつたりしますので、さっきのリフォームと含めているんな形で支援をお願いしたいんですが、農業委員会自体というか、農政部自体でいろんな形でこういう家賃程度に対する改修についての、これに対する何か支援というのはできる方法があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○産業振興部参与（中間竜郎） 借家に関する改修に対する補助の支援策といたしますか、そういうものにつきましては、現在その中に、日本政策金融公庫並びにJAなどの金融機関を窓口とする国の農業制度資金等があるわけです。このうち、住宅取得費用に充てられる資金は、農業近代化資金がありますけれども、この資金は婚姻に当たり、結婚するに当たり農業者があくまでも自己所有する住宅を改修したり、取得したりすることが条件となっているということでございます。このほか、JA独自の住宅資金、リフォーム資金の融資につきましても、本人又は同居中の家族が所有する物件であることを前提にしているようでございます。したがって、現在、借家改修のための資金面の支援策は、現段階では、農政の方ではないわけでございますけれども、当然、農業者への支援につきましては、ハウス建設等、各種事業等がございますので、農地取得やハウス建設機械・器具等の購入資金など、農業経営改善のための支援策等は充実しておりますので、そういうところも利用しながらの、こういうのを活用していきながらやっていっていただきたいなというふうに思っております。そしてまた、先ほど来、住宅リフォームの件がございましたけれども、その動向にもよるかと思えますけれども、その制度が導入できれば我々も幸いかなというふうには思っているところでございます。

○1番議員（井元伸明） この農業問題については、最後に1点だけお尋ねしたいんですが、今、農業者にこんな手厚い支援があるから非常にいいなという方で安心されては困ると思うんです。これ、独り立ちして、先ほど言われたように、5年後には自立ができるようにという条件が付いております。仮に、5年後に自立をすれば、農業者が自立すれば、その方は今度納税者となって非常に市には貢献できる立場になり得る方でございますので、市としてもいろんな形では農業の支援もですけれども、住宅の支援なんかについてもでき得る限りの

支援ができるような体制をよろしくお願ひしたいと思うんですが、家賃等の先ほどの1万円程度の家賃の支援とかそういうのもありましたけれども、それについて今後何とか検討するような考えはないのかどうか。農業問題について、お尋ねいたします。

○市長（豊留悦男） 貴重な今後の政策策定に役立つような提言をいただきました。その点では、農業振興、私ども指宿にとっては基幹産業でございます。市を元気にするという、市を活性化し本当にこの住みよいまちをつくるためにも農業振興、そのための様々な施策については、今後取り組まなければならないと思っているところでございます。様々な事業導入において、指宿の就農者への支援、青年就農者への特に支援については、今後、議員からいろいろご指摘いただきましたことを参考にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

○1番議員（井元伸明） 時間の関係で次にまいりますが、次は健幸のまちづくりについて、お尋ねをしてみたいと思うんですが、これは同僚の議員の方が2名ほど関連質問をしておりますので、重複するところがあるかもわかりませんので、違う角度でまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思うんですが。

先ほど副市長の件、申しあげましたけれども、冒頭にお尋ねしたいんですが、特区関係うんぬんと、条例うんぬんとか。これを特区申請したりする場合に条例があれば非常に特区申請した方がやりやすいというのはあるんですが、これを今、問題になっております、この前も申しあげましたけれども、なのはな館を中心とした場所を特区申請にできる可能性があるのかどうか。そこらあたりは今、概略的に見て上村副市長さんもまだ全体像はちょっととは思いますが、大変失礼なんですが、こういうので今の県と指宿市で今後二次公募をかけるとか、かけないとかいう問題もあつたりして、非常に困った懸案の事項のひとつでもあります高齢者福祉センターを、この核となり得るような特区制度にできるのかどうかを最初にお聞きさせていただきたいと思っております。

○総務部参与（久保憲一郎） なのはな館周辺を含めて特区申請の対象になり得るかっていうことでございますけれども、特区申請という分については、この事業を進める中で支障となる法規制などがある場合には、総合特区申請をすることになるということでございますけれども、まだ今の段階でなのはな館の部分についてどのような、そういう規制がかかっているのか。あるいはどういう部分で何をするとき、その規制や法律がそういうハードルになるかっていうことでございますので、今後検討されていくことになると思っております。

○1番議員（井元伸明） なぜこれをお聞きしたかといいますと、計画はまだこれからであるというのは再三聞いておりますけれど、今、国保会計の状態を見ますと、とにかく計画するか検討する、協議するという段階じゃなくて、この健幸づくりのことについては、そのSWCについては、今できること、何でもあると思っております、いろんな形で。まずは、歩きましょうと。まずあと1千歩歩きましょうと。1千歩というのは7・800mだというふうに聞いておりますけれども、これをするための運動を、今からでもできることをやっていかないと1年後

には、大きないい計画を作っても、それが実行できなければ、立派な企画書であっても何にもならないと思います。今できることを先にやらなければ、なのはな館も今後検討しますとかという話を、悠長な話を、私にすればですね、だろうと思います。それはいろんな規制、先ほどありましたように、規制とか規則とか絡みがありますので、それは簡単にはいかない部分もあろうかと思えますけれど、今できることをやっていかないと、去年の9月よりプロジェクト・チームを立ち上げて19名で4月からは35名に増員をされて頑張っております。だったら、今できることからやろうやということを、なぜやらないのかと思うんですけども、そこらあたりを最初にお尋ねいたします。

○総務部参与（久保憲一郎） 介護予防とか、あるいは日頃の健康づくりについてはそれぞれ健康福祉部を中心に現在もやっているところでございます。健康増進計画に掲げている健康づくりの重点取組の事業には、温泉等を活用した健康づくり、あるいは身近な場所で自然体験の実施や公園の健康づくりへの活用については、市民スポーツ課においてマリンスポーツ自然を生かしたウォーキング等に多くの市民が参加をして体力向上及び健康相談事業の推進も図っております。

また、ウォーキングコースの設定につきましては、平成23年度に県の南薩地域振興局が中心となって南薩1周約220kmの距離を制覇し、達成感を感じられるようなマップ、わくわく南薩ウォーキングマップを県及び指宿を含めた4市で作成して、健康教室や健診等において配布しているところでございます。

本市においても、開聞・川尻コースのわくわく温泉コースと開聞・仙田コースのさわやかコースを推進している。こういう状況でございます。

そういう意味で片や我々の方でもプロジェクトチームを立ち上げておりますけれども、ほかの現課においてもそれぞれ今早急に、あるいは課題解決についての事業に取り組んでいるところでございます。

○1番議員（井元伸明） 内容については、これからちょっと正確に各部署の方に説明をいただきたいと思えます。

今回の補正については、SWC構想事業費として429万4千円が計上をされております。その内訳は先ほどもありましたけれども、18歳以上の方のアンケートをいただくということと、後は先進地の研修ということで組んでいるようでございます。早急な実施をされて、早急な企画をお願いしたいと思うんですが、そこでお尋ねしたいんですが、今までこのような事業を組んでおります。

例えば、砂むしの砂楽の65歳以上の方に入浴券を配布したり、26日が風呂の日と称して皆さんに入浴券をお配りしたり、それと山川のヘルシーランドと開聞のレジャーセンターにおいては温泉プールの開放なども行っておりますが、これらに関する、ふれあい事業などで一生懸命実績を示しているようなんですけれども、これらに対する、健康に対する事業ということ

でございますので、これらの枚数をどれぐらい出して、どれぐらいの利用率があつて、その方がどれぐらいの健康に類する部分に貢献しているというか、そういうデータがあれば、お示しをいただきたいんですが。

時間がありませんので、後、調べてまた。

それでは順序を入れ替えていきますので、後ほど分かりましたらお答えをいただきたいと思います。

もし、その数字を含めて、今度、国保会計の現状として、市民の健康づくりは、本当一時の猶予もままない状況であります。この中で、団塊の世代といわれる、我々の世代なんでしょうけれども、今年より前期高齢者となりまして参入をしてみました。このような中、2010年度の日本の医療費が36兆円、介護費が8兆円ということであるようでございますが、この団塊の世代の方々が後期高齢者となる2025年度になりますと、これは予測ではありますけれども、医療費が約70兆円、介護費は2倍の約40兆円になるだろうと予測をとっているようでございます。このような状況を見ながらいきますと、これはまさに国家的危機でもあります。

振り返って我が指宿市も見てみますと、平成18年度に国保の医療費の部分で66億3,155万円の支出がありまして、基金残高といたしますと、この時、2億1,626万円ございました。そして平成23年度、昨年ですね、国保の医療費の支出の方で77億216万円となりまして、この時、基金の方はマイナスの2億4,432万円となってまいりました。このように健康なまちづくりっていうのはもう待たなしの状況でもありますので、このような中で、特定検診でございますけれども、特定健診の受診率はいろいろ聞いてみますと、検診率の目標が65%以上ということですが、昨年度の指宿市の実績で36.7%、その他の検診で、胃がん検診で6.1%、大腸がんが7.6%、子宮がんが14.7%、乳がんが25.3%、肺がんが35%の状況なんですけれども、まだまだ低い。少しでも早期発見をしながら医療費の削減につなげようということを一生懸命努力はされておりますけれども、今後取り組んでいかれるこの検診については、どのようなことを考えているのか、またやっているのか。お尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長（迫田福幸） 市民の健康づくりのための施策は、インフルエンザなどの予防接種や特定健診などの疾病予防策や早期発見を目的とした、各種がん検診などを行っているところでございます。本市が特に取り組んでいる対策としましては、インフルエンザワクチン予防接種で市民の集団免疫力を高めるため、平成23年度から全市民を対象に助成を行っているところでございます。その結果、本市においては大きな集団感染等もなく、予防効果が確認されているところでございます。

また、特定健診については、医師会からの助言等もあり、国の基本項目にない心電図や貧血検査を本市の単独事業として、新たに加えたことにより、より魅力ある充実した健康診査になっているものと考えております。

今後の検診の取組はというお尋ねでございますが、今後の検診等をより受診しやすいために、子宮がん検診につきましては、日曜検診に加え、今年度から夜間検診を実施した結果、若年層の受診者が増えており、効果が確認できたところでございます。この夜間検診につきましては、効果が大きいことから、他の検診等についても実施できないか、検査機関と調整しながら検討していきたいと考えているところでございます。

また、大腸がん検診につきましては、従来、集団検診のみで実施しておりましたが、今年度から、かかりつけ医療機関で特定健康診査と同時に実施できる体制になったことから、受診率向上につながるものと思っております。特定健康診査の受診率向上の対策といたしましては、健康クーポン事業を実施するため、受診者に対するサービスを提供できる事業者から協賛を得られたところでございます。

今後は、官民一体となった受診率向上の取り組みや健康づくりを展開してまいりたいと考えております。

なお、鹿児島県は、脳卒中による死亡率が全国の1.5倍となっており、特に南薩地域が高い死亡率となっております。このような状況から、鹿児島県が平成23年度から取り組んでいる、脳卒中对策プロジェクト事業に、本市もモデル地区として指定できないか、現在、県と鋭意協議しているところでございます。指定された場合、本市における疾病と医療費の分析等はできることから、これらのデータをスマート・ウェルネス・シティ構想にリンクし、すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○健康増進課長（上川路正和） 先ほど議員の方からご質問のありました温泉入浴助成事業等の状況についての回答をさせていただきます。

まず、ヘルシーランド及びレジャーセンターかいもんの実績でございますが、延べで2万9,188名の方が利用されています。両施設においては登録制となっておりますので、この利用者数を登録者数で割りますと、平成22年度で1人当たり19.3回利用している状況になります。

それから、もう1点は、砂むし温泉砂楽の利用状況でございますが、1万7,058名の利用状況となっております。

○1番議員（井元伸明） 様々な事業でいろいろな使われ方をしておりまして、これが即、市民の健康につながるように持っていかなければ、一人で19.3回利用されているということでもありますけれども、行ってよかったと思われる方は行っていただけるんですけども、まだ私は元気だ、俺は元気だという人に少しでも出て、指宿、温泉効果というか、砂むしの効果もいろんな研究者が、すばらしい効果があるということで研究結果も出ておりますので、これを皆さんに、えてして地元の方は近いからいつでも行けるという形であるのか、元気だから自分のお家というのか、近くに立派な風呂があるからということで、なかなか砂むしとか、

そういうのを利用されない方も、少ないんじゃないかと思うんですけども。これを健康に結びつけて、みんなが健康づくり、これから医療費の削減をするということになれば、あらゆる角度から施策を講じて、今まで家から出なかった人をいかに引き出すかというのが、大きな課題だろうと思うんですよ。

このスマート・ウェルネス・シティ構想というのはもともとが結局、こういう形で引き出そうと、何かの大きな建屋を造って、その中で運動して元気になろうということじゃなくして、結局雰囲気づくりをやろうというのが一番大きな課題ではないかなと思うんですけども、こういう形であれば、健康に関心があっても仕事や家事で外に出にくい人をいかに外に引き出すかというのが、これからの仕掛けだろうと思うんですけども、勤労者世代に対する健康の施策というか、何か仕掛けがあるのであればお尋ねしたいんですけども。

まあ、検討の段階ということで、また言われるんでしょうかね。何かあればお示しをいただきたいんですが。そういうのがあれば早く市民に周知をしていただいて、できる方は今日からでもどうぞ、こういう形でどうですかというぐらいやらないと、大きな課題で、冊子に作ってこうしましょうといってもなかなか多過ぎて、メニューが多過ぎてなかなか無理だろうと思うんですが。家庭に引っ込みがちな主婦の方々とか、あるいは朝から晩まで働いて、勤労世代の元気である、四、五十代の方を特に外に引っ張りださんといかんということで我々も行きました、新潟の三条とか、豊岡市とか、そこらあたりも一生懸命、ご苦勞をされているようなんですけども、もうそこらあたりは、十分知っていると思うんですが、何か方策を検討されているのであれば、お尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（迫田福幸） 先ほど若干触れましたが、クーポン事業の具体的な内容をご説明したいと思います。

本年度実施する特定健診を受診した方に、クーポン券5枚セットを1人に1枚配布をし、協賛のあった地元商店等から優待サービスが受けられるというものでございます。この事業には、現在、市内の45の商店等から協賛をいただいているところでございます。

優待サービスの内容でございますが、クーポン券1枚につき、その店舗等の商品及びメニュー等の10%オフや店舗特製の商品あるいは大浴場の無料や露天風呂の入浴料の割引等々でございまして。

なお、この特定健診は、来月から平成25年3月中旬までを実施する予定にしておりますが、このクーポン券の利用期間につきましては、協賛店のご理解のもと、受診1か月後から平成25年6月30日までの期間としていただいているところでございます。

したがって、このクーポン券事業の展開により、特定健診の受診率の向上が期待されるとともに、地元商店等の利用促進や活性化にもつながるものと考えているところでございます。

○1番議員（井元伸明） そのクーポン券にしても、後でお聞きしようかなと思ったんですけど、

今言っただいて、来月からそういうことを始められるということで、非常に先手先手で攻めていただければいいのかなと思うんですけども。

それと、生活運動量の底上げをするということで、特に昨日ありましたように、何か、どこかでかの自転車道のレーンを引いていただいたとか、歩道の整備、ウォーキングコース、これは余り、指宿はいとまがないと思います。いろんなこと。これ、教育委員会でつくってくれたんですかね、まるごと博物館の。こういう構想を見ても、いつも言っておりますけど、池田湖周辺を例に挙げますと、池田湖周辺でも歩けば、今の干寄地区田んぼというのがありますけど、あの真ん中にむくげロードというのがあり、まあ、この中で植えに行っていた方々は、非常に多いんじゃないかと思うんです。あれが約900mございます。

だから、ああいうところを歩くだけでも往復したら、もうすぐ2 km近く歩かれるわけですから、そういう仕掛けをするのが、やっぱり地域を巻き込んでいろんな形でやっていけば、地域ではご存知の方、歩いている方は歩いているんですけども、歩く関心のない人をどうして引っ張りだそうかということで、いろんな形で、昨日からそういう答弁を聞いておりますけれども、もうわかっているんだったら早く何らかの形で手助けしないと無理だろうと思うんですけども、こういういろんな構想を、お勧めコースといいますか、各地域ごとにいろんな形で地域の方を交えて、市のプロジェクトチームの35名ばかりじゃなくて、各地域に校区ごとに出向いて行って、この周辺であればどういうコースがあるかという、みんなで知恵を出して、小さな看板でもいいから、これは何々ロードというような形で作ったりして、そういう仕掛けをどんどんやっていけば、おのずと自分で、変なもんで、むくげを植えたりとか、自分で手をかけたり、そこで草払いをしたりすれば、あそこはどうなったかな、どんな花が咲いているのかなということ、気になるだろうと思いますんで、そういう仕掛けを、どんどんやっていただいて、じっと机の上で立派な企画ばかりされるんじゃないかして、出向いて行っていろんな形を作っていただければと思うんですけども、そこらあたりのやっていく心づもりというか、予定なんかあるのかどうかお尋ねいたします。

○総務部参与（久保憲一郎） 大変貴重なご意見をいただきました。歩くことの効果は継続時間ではなく、一日の積み重ねの総数に比例することが、これが科学的にわかっていることであります。健康のために意図的に歩く、まあ、ウォーキングですけども、これまで健康に関心のある人が日本人の30%、関心のないといいますか、積極的に運動をしない人が70%ということになっておりますので、その70%の方をいかに、自然に歩かせていくかということが大事であろうということで、その辺の部分についてウォーキングだけでなく、例えば、買い物などを日常生活の中で街なかを歩くということだったり、あるいは街なかでマルシェをすることによって、そこに参加をすることによって自然と歩いていくという、そういうことだろうと思いますけども、その辺の部分は今やってる事業に絡めてもっと練り直しをしながら市民が参加できる、歩く習慣づけといいますか、そういう形をこれから作っていくということ

です。もう少し時間をいただきたいと思ひます。

○1番議員（井元伸明） 早急なお願いして、今、久保参与の方が、いろんな形で各事業と言ひますけど、一応調べてみますと、山川のマリンスポーツを初め、いろんな健康相談、わくわく南薩、先ほど言ひました、そういうものから数えれば30幾つ、40ぐらいですかね、指宿市内にはフラダンスの開催とか、いろんなウォーキングのとかいろんな講座がありますで、こういうのとうまくつなげて、早急なこの計画ばかりじゃなくして、実行の段階に移していただかないと、幾らたつても、田舎の人なんか特に、自分のこと言うと何ですが、田舎にいる人ほど歩かないんですよ、本当に。交通の便がないもんですから、100m行くのも車、10mも歩こうかなと思うけど荷物があるから車で行こうとかという形でありますんで、まあ、私も含めていろんな形で歩くようには、これから努力をしていきたいと思ひますので、自分のことで最後、締めくくりましたけど、最後に、この瓦礫処理についてお尋ねをいたします。

この指宿では、能力的に難しいということはお聞きしました。全国的に、北九州市も試験的に瓦礫の処理をやつて、市内の8か所ぐらいで説明会というか、そういうのも開いて、昨日やつと受け入れを表明をされている状況で、非常にこれは処理というのは、各自治体ごと温度差もありまして、一番大きいのが施設に余裕がないということと、広域処理をしている関係でやっぱりやりたくてもみんなの意見がまとまりにくいというのものもあるようでございませう。

しかし、これは震災があつた当時は、みんなで日本頑張れ、という形で声援を送つていたのがどこに行つたのか、最終的には、これ言つたらいけませんけど、放射能が入つているんじゃないかとかいうことで非常に心配をされておりますけど、この瓦礫処理にすれば、放射能の原発事故がありました福島県を省いた岩手県、宮城県の一般の災害廃棄物ということ、燃えるごみを中心ということであるようでございませう。

簡単に試算したのがありますけれども、これは大体国民1人当たりになると33kgだそうでございませう。やっぱりこれは、明日は我が身と考えていただひて、少しでもという気持ちがないことは、みんなないと思ひます、いろんな形で。そこを決断するのがやっぱりその当時の地域の最高責任者、首長さんであられると思ひますが、一つ提案というか、今、指宿市の焼却炉ももう限界に来て、昨日の答弁でも建替えを早くしなければいけないという市長答弁もあつたように、能力的にも非常に超えていると。

国の環境省においては、ちょっと言ひにくいんですけども、こういう瓦礫の受け入れをした自治体においては、建設中である焼却炉、あるいはこれから造ろうと計画してある市町村については、国が事業費を全額負担するなどの対策も打ち出しているということでもあります。指宿市も、これ預かつたからすぐできるというもんじゃないんでしょうけども、お金もない中で建替えが必要に迫られている状況もありますし、それと、一番はやっぱり気持ちの問題で、少しでも受け入れられるような体制を、顛娃町の方で受け入れを拒否されたとい

う事例も、先ほどお聞きしましたけれども、そこはお互いの知恵と信頼関係で、いろんな形でやりながら、少しでも受け入れられるような体制ができれば今後の建設費についても、いろんな形では、全部ただで、お金をあげるからという、そういう、何か意地汚いというか、曲がったうわった考え方かも知れませんが、そこを乗り越えて、やっぱり困ったときはお互いさま、共有しながら何か手助けができるような方策をできれば考えていただいて、できる方法を何らかの形で探していただければと思うんですが、最後に市長、いかがでしょうか。

○市長（豊留悦男） 絆とか結いとか、この大震災を契機に、日本人の美德とするところが見直され、評価されてまいりました。瓦礫処理においても、広域的な処理というものがなければなかなか東北地方は大きな課題、大震災からの復興というのは非常に難しいということは、国民誰もが認識しているところでございます。受け入れたくてもそれができない、いわゆるハード的な現状というのは私だけじゃなくて、議員の方々もご理解いただいているところだろうと思います。

今後、いろいろな支援の方策というのは、一人一人が知恵を出して考えていく必要があろうかと思えます。

私もいろいろな事業、そして受け入れているいろいろな市の現状、課題等把握して、今後どのような支援ができるかということについては、検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（森時徳） これにて、一般質問を終結いたします。

△ 散 会

○議長（森時徳） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 大 保 三 郎

議 員 下柳田 賢 次

第 2 回 定 例 会

平成24年 6 月26日

(第 4 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年6月26日午前10時00分

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第44号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第3 議案第50号 平成24年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第53号 平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第51号 平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第52号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 閉会中の継続審査について（請願第1号）
- 日程第8 議案第54号 平成24年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 意見書案第1号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書（案）
- 日程第10 農業委員会委員の推薦について
- 日程第11 議員派遣の件

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 井 元 伸 明 | 2 番議員  | 西 森 三 義 |
| 3 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 4 番議員  | 高 橋 三 樹 |
| 5 番議員  | 田 中 健 一 | 6 番議員  | 木 原 繁 昭 |
| 7 番議員  | 高 田 チヨ子 | 8 番議員  | 新宮領 進   |
| 9 番議員  | 下川床 泉   | 10 番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 11 番議員 | 前之園 正 和 | 12 番議員 | 物 袋 昭 弘 |
| 13 番議員 | 前 原 六 則 | 14 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 15 番議員 | 新川床 金 春 | 16 番議員 | 六反園 弘   |
| 17 番議員 | 前 田 猛   | 18 番議員 | 大 保 三 郎 |

19番議員 下柳田 賢 次  
22番議員 森 時 徳

21番議員 松 下 喜久雄

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |           |           |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男   | 副 市 長     | 渡 瀬 貴 久 |
| 副 市 長     | 上 村 欣 久   | 教 育 長     | 池 田 昭 夫 |
| 総 務 部 長   | 邊 見 重 英   | 市民生活部長    | 谷 口 強 美 |
| 健康福祉部長    | 迫 田 福 幸   | 産業振興部長    | 下 吉 耕 一 |
| 建 設 部 長   | 三 窪 義 孝   | 教 育 部 長   | 濱 田 悟   |
| 山川支所長     | 森 健 一     | 開 闢 支 所 長 | 井 上 修 一 |
| 総 務 部 参 与 | 久 保 憲 一 郎 | 産業振興部参与   | 中 間 竜 郎 |
| 建 設 部 参 与 | 上 谷 修     | 総 務 課 長   | 高 野 重 夫 |
| 財 政 課 長   | 中 村 孝     | 市民協働課長    | 馬 場 久 生 |
| 観 光 課 長   | 下敷領 正     |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 福 山 一 幸 | 次長兼議事係長   | 岩 下 勝 美 |
| 調査管理係長  | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査 | 濱 上 和 也 |

## △ 開 議

午前10時18分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の議員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、松下喜久雄議員及び井元伸明議員を指名いたします。

## △ 議案第44号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第2、議案第44号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ付託されました議案第44号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

今年は、淡路にどのくらいのチームが行くのかとの質疑に対し、九州ブロックの地区予選を指宿市で開催し、その中の優秀校が行くことになるとの答弁でした。

花とびあ山川は、ただ単に名称変更かとの質疑に対し、開聞、山川を含めて、一本でやろうという予算組替えの関係上、花のまちづくり推進事業に名前を変えた。事業自体はそのまま進めていくとの答弁でした。

事業の予算配分はとの質疑に対し、事業費から見ると、苗代は、山川が254万8千円、開聞は44万1千円となっているとの答弁でした。

新規事業が11件あるが、選ばれてこの11件になったのかとの質疑に対し、担当課から上がった事業は、財政係等と協議をし、過疎債の適用準備をしているとの答弁でした。

スマート・ウェルネス・シティ構想は新規ですが、事業費をどのくらい見込んでいるのかとの質疑に対し、今年429万4千円で、先進地の視察、アンケート調査等であるとの答弁でした。

具体的に動くのは来年度からかとの質疑に対し、25年度からとの答弁でした。

公民館の床改修工事は何箇所の公民館が対象かとの質疑に対し、魚見校区公民館1か所で、ビニール床タイルを換えるとの答弁でした。

新規事業に砂むしの里交流の広場整備事業があるが、どの程度、話が進んでいるのかとの質疑に対し、5月に指宿市の所有地に変わり、解体工事の設計業務を行っている。整備概要は、現在、ワーキンググループを立ち上げ、整備をする詳細な内容についても検討しているとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第50号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第50号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ分割付託されました議案第50号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について。月額臨時職員の通勤手当1万8千円ですが、今まで通勤手当はなかったのかとの質疑に対し、これまで通勤手当の支給はありません。職員に準ずるような形で、費用弁償的な意味合いで、今回、支給する決定をしたとの答弁でした。

何月分の給料から支払うのかとの質疑に対し、7月分から支給を考えているとの答弁でした。

退職手当組合には入っていないのかとの質疑に対し、合併前から開聞町は共済組合に加入していた。その身分を合併と併せて引き継ぐことになっているとの答弁でした。

訴訟問題ですが、こちらからの抗弁書は提出されたのかとの質疑に対し、上告審が2件ほど相手方から提出されているが、上告する理由が法的に限られた内容でないと、上告は受理されないということから、現在は、最高裁の方で、その上告を受理するかどうかの審査がされている。上告が受理された場合は、そのまま裁判に入り、上告棄却になれば、相手の訴えは退けられたものになるとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、危機管理室所管分について。備品購入費の中で、チャイルドシートを10台とあるが、どこで保管されているのかとの質疑に対し、指宿庁舎、山川庁舎、開聞庁舎でそれぞれ保管するとの答弁でした。

市民にはどのような方法で通知されているのかとの質疑に対し、広報紙等を通じて周知をしているとの答弁でした。

マグネットシート200枚は、市の車に貼るのかとの質疑に対し、公用車に掲示するとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、市長公室所管分につきましては、質疑、意見ともにありませんでした。

また、監査委員事務局、議会事務局につきましては、給与条例改正に伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第50号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月8日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。高等学校の赴任旅費の不足ということですが、当初予算で計上されていたと思いますけれども、それ以上に旅費がかかったということなのですかとの質疑に対し、赴任旅費を当初95万円、5名で計上していましたが、6名の異動があり、それを上回りましたので、市外旅費に不足が生じるという形になりましたとの答弁でした。

今回は、県内赴任4名と離島赴任1名という想定をして予算を立てていたが、1名、離島の方が多かったため、こういう数字になったということですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について。一般コミュニティ助成事業は4地区ということですが、他の地区には案内をしたのですかとの質疑に対し、自治公民館連絡協議会の総会等でお知らせをし、各自治公民館にも通知を出しているところですよとの答弁でした。

防災無線を順次整備するとなっておりますが、この4地区の放送施設は、それと連動するのですかとの質疑に対し、接続可能になっていきますとの答弁でした。

購入した物品や整備した場所の確認は、こういった形で行われるのですかとの質疑に対し、実績報告書を出すことになっており、写真を添付する形で確認していますとの答弁でした。

意見として、市としてもコミュニティ助成事業を利用していただければ助かると思いますので、今まで以上に申請しやすい状況や指導に努めていただきたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について。賃金のところに、月額臨時職員の通勤手当相当額が入っているということでした。一般職員の場合には、通勤費はボーナス等の算定基礎には入っていないと思うのですが、通勤費相当額は、本給の中に入るといふ答弁ですので、ボーナス等の算定基礎に入ることになってくるのではないかと思います。本給の中にあつて基礎でないとするれば、その部分が基礎にならないという根拠に欠けるのではないのですかとの質疑に対し、費目として賃金という形で出しますが、細細節に分けると、非課税の通勤手当という形で整理をしており、期末・勤勉の算定に相当する部分からは除かれるようにしています。支出する費目が賃金という形になっていきますので、分かりづらいところがあるかと思いますが、そのように区分していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、環境政策課所管分につきましては、質疑、意見ともにありませんでした。

また、税務課、長寿介護課、健康増進課、教育総務課、社会教育課、市民スポーツ課につきましては、給与条例改正に伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(浜田藤幸) 産業建設委員会へ分割付託されました議案第50号、平成24年度指宿市一般会計補正予算(第3号)について、審査の経過と結果について報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月11日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。山川の福元地区で発生したキク茎えそ病ですが、同じ地域の中でも、同じ菊を作っていて発生した農場もあれば、しなかった農場もあると思いますが、どのような認識を持っていますかとの質疑に対し、原因はウイルスですが、ミカンキイロアザミウマという1mmから2mm程度の大きさの虫により媒介をします。

通常、キク農家の方々は、この媒介するミカンキイロアザミウマの量を減らすために、殺虫剤をまいたりして環境整備をしています。福元地区で発生したウイルスを拡散させないような作業をしたいということで、地域振興推進事業に取り組むところでしたとの答弁でした。

キク農家が何戸あって、何ha作っていて、すべてに対応できる予算ですかとの質疑に対し、この発生をした区域は26農家で、面積は4.8haです。今回は、個々の防除をするために予算が組まれたところでしたとの答弁でした。

4.8haを防除するのに、この予算で足りるのかとの質疑に対し、今回、26農家が全体で撲滅協議会を作り、活動をされることに対する補助金として、今度、設計をさせていただきました。本年度はこの予算で足りていますが、この対策をとることによって、撲滅ができればいいと期待していますとの答弁でした。

26軒の農家という説明ですが、発生した農家は何軒ですかとの質疑に対し、22年度に9農家で、面積は180a、23年度に2農家で、面積は10aですとの答弁でした。

対策をとって最初に出た9農家に対して、明くる年の2農家については、対策をとって効き目があったということですかとの質疑に対し、22年度の9農家で、できれば抑えたかったのですが、翌年も別の2農家に出てしまいました。農家の方々も、当然、環境整備をしていますが、福元地区の合計26農家は、すべて非常に危機感を持って、みんなでしっかり組織を作って環境整備もやり、より病気を抑える方向で活動されています。県、市、生産者の方々と一緒に話をし、これが必要だろうということを決め、地域振興推進事業で認めていただいています。市や県、生産者協議会としましても、この予算をしっかりと効果的に使って、ここで止めたいとの意気込みですとの答弁でした。



ネットそのものの効果・効能を予測されて、対策の一つになり得るから使うのですかとの質疑に対し、ミカンキイロアザミウマの防除対策はいろいろあります。一番いいのは、ハウスとか施設を囲ってしまって、外からの進入を全く防ぐということが効果的ではないかと考えています。しかしながら、かなり費用がかかりますので、そのほかに環境整備で虫自体の密度を減らすというのも効果的な方法です。現在のところ、環境整備を行って虫を少なくするという手法と、施設やハウスだけではなく、この虫が飛び込んでこないように、圃場の周りにネットを張るという対策で、病気を抑えたいと考えていますとの答弁でした。

農産物のPRというのは非常に大事なことです。現地にこういう産品がありますという形で作るのでしょうか、部数はどれくらいで、どういうところでPRをされる予定ですかとの質疑に対し、2万部作る予定で、市内の各家庭に配布したいと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について。青年給付金制度について、2,100万円の交付金に対して対象者が14名という説明ですが、この対象者14名の年齢別の構成と、どういう方が対象になっているのですか。また、14名以外に応募された方は、主にどういう理由で、今回、対象にならなかったのですかとの質疑に対し、基本的には45歳以下で、当初、30名近くの方が相談に来られましたが、国の要件に、年齢、それと就農開始が平成20年4月以降の者、あくまで独立した方、あるいは農地を自分で持っていて、自分で出荷をする方という条件をクリアした自営就農の方に聞き取りをして、今のところ14名です。ただ、その後もかなり相談者が増えていますので、若干、増える可能性はありますとの答弁でした。

増える可能性があるということですが、今、2,100万円で14名です。全国的には104億円が原資と聞いており、使い切れればあとはないという話も聞いていますが、状況はどうですかとの質疑に対し、県の予算が約10億円で、対象者が660名程度いるということです。現段階で申込みが倍ぐらい来ているという状況にあり、今は県も国も、随時、要件にあっているかという精査をしているところですよとの答弁でした。

この枠内に入った場合、どこかで研修をします。指宿でも研修先はあると思うのですが、この研修先に該当するような農家は軒ぐらいい確保されているのですかとの質疑に対し、この制度は2つあり、準備型というのが、今言われた研修期間中の給付金です。市でできるのは、経営開始型という、実際農業をされた方に対する給付金になります。準備型は、県の農大生とか、あるいは指導農業士のところで研修をするという決まりがあり、県の方が事務局になって行う事業ですよとの答弁でした。

新規の方ではなくて、今やっている方ということですが、何人いるかという掘り起こしを、どのような手続でしたのですかとの質疑に対し、新規就農者が平成20年4月以降で80数名います。その方々が新規就農か、あるいは後継者か、そういったものを全部チェックして、その後、新たに就農の相談に来た方を名簿化し、チェックして絞り込んでいるところですよとの

答弁でした。

指宿の農業人口を増やすため、若い人たちに農業の魅力を示す取り組みを、農業委員会として取り組む考えはないですかとの質疑に対し、指導農業士の方々と連携をして、新たに農業に就農する方に、勉強する機会を与えたいということで、今、調整をしているところですのでの答弁でした。

ハローワークやいろんなところに案内することがあっていいと思うが、パンフレットなどは農業委員会だけで管理しているのですかとの質疑に対し、ハローワークに出したことはありませんが、今回の事業については、広報紙、農業委員会の機関紙にも掲載をし、校区が主催する会議、あるいはJAの野菜部会とかの部会が主催する会に対して、延べ29回、参加者968名の方に、こちらから出向いて、事業説明等を実施して周知を図っているところですのでの答弁でした。

14件が認められています、今後、14名以外の方の条件を整えば申請をするのですかとの質疑に対し、漏れた方については、要件が整い次第、随時、申請をするという手続になりますとの答弁でした。

16名ぐらいが、まだ、この候補にいますが、この人たちを審査が受けられる状況に持っていくのに、どのようなことを考えていますかとの質疑に対し、市が担い手協議会を設置しています。これは指宿市農林技術協会のメンバーが中心ですが、この方々に営農指導等を随時行っていただくと。また、要件を満たさない部分は何なのか、その個人ごとに検討をして、それが満たされるよう指導していきたいとの答弁でした。

意見として、青年就農給付金の残りの16名が、絶対にその支援が受けられるように、農業委員会として頑張っていたきたいというものと、あちこちに休耕農地が目立ってきており、その周りに作る農家は非常に困っているので、農地集積協力を金を全力で取り組んで、農地集積の努力をしていただきたい。農地を荒らしたときの条例も必要ではないかと思しますので、新たな条例を作っていたきたいというものがありません。

次に、観光課所管分について。まるごと博物館の看板設置事業は、今回、2枚ということですが、この2枚ですべて足りるのですかとの質疑に対し、まるごと博物館の看板設置事業は、平成23年度に、鰻温泉、枚聞神社、長崎鼻の3か所に設置しました。平成24年度は、伏目海岸及び池田湖に設置してまいります。この事業は、平成23年度から27年度までの5年間を計画していますので、今後につきましては、今和泉、開聞、川尻にも、地域に伝わる芸能、自然、文化といったものを紹介した、まるごと博物館に関する看板を設置していきたいと考えていますとの答弁でした。

まるごと博物館の観光に関する部分の細部にわたっての予定はどうなっているのですかとの質疑に対し、地域振興推進事業や市の一般財源の中でできないのか。これだけ観光客の方でにぎわってきていますので、指宿の魅力を発信するためには必要だろうと考えていますの

で、今後、検討させていただきたいとの答弁でした。

レジャーセンターの垂れ流し、たまたま箱温泉についても、そういう状況がありますが、たまたま箱温泉の下の方は砂むしがあります。環境関係で考えたら、当然、排水設備は整備すべきだと思うのですが、担当課としては、どのような考え方を持っていますかとの質疑に対し、ご指摘のことにつきましては、慎重に対応しなければならない部分だろうと思っておりますので、今後、引き続き検討させていただきたいとの答弁でした。

震災以降は、5月の連休以降に、指宿の観光客は急増して、非常にいいムードであろうと思うのですが、1か所のホテルは、お客さんも増え、利益率もアップしているというのは聞くのですが、9割以上の事業者は、お客さんは増えたというけれども、実質的には、利益率に直接つながっていないというようなこと等を、よくオーナーの方と話をしたときに意見を聞きます。観光課としてはどのように考えて、それについて取り組みを考える必要はないのですかとの質疑に対し、昨年の5月以降につきまして、新幹線開業効果が全面的に現れ、対前年度の宿泊者数にしますと、40%以上上回っている状況です。具体的にお話を伺っていませんが、地域全体が新幹線開業効果の恩恵を受けられるような体制づくり、仕組みづくりが必要と思っておりますので、今後、作成する観光戦略ビジョンの中で、どのように位置づけられるのか、検討をさせていただきたいとの答弁でした。

意見として、まるごと博物館の整備事業の中で、まだ、看板の足りない箇所も何箇所か見受けられますので、検討させていただきたい。また、刻地蔵の案内板がありますが、今、崩れかかっているということで入れないように仕切っております。いろんな方から苦情も聞いておりますので、危ないなら危ないなりの案内をすとか、考慮をして、有効に看板の活用ができるようにさせていただきたいというものと、日本全体がデフレ傾向の中で、企業の利潤を求めるとい部分では、実質、観光客は伸びたとしても、利益率から考えると、非常に厳しい状況にあるというようなことをよく聞きます。

観光協会、オーナー会、旅館事業協同組合とか言い寄った中で、エージェントを含めて協議、もしくは対策を図っていただきたいというものと、これだけ看板がたくさんあると、いい観光地もあるという意味で、できれば市民に設置箇所の資料を配布していただきたいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について。山川港の錆落とし色塗替えについて、建てて13年と説明があったと思いますが、この13年間に何度補修したのですかとの質疑に対し、直近の塗装工事から13年の経過ですとの答弁でした。

塩害でこういう色の塗替えというのは必要だと思いますが、日頃、水洗いとかの指導はなされているのですかとの質疑に対し、塩害は十二分に考えられるところですので、漁協の方もいろいろと工夫はしてこられたということでしたから、柱も爆裂して、去年、その部分の補強工事をさせていただいて、今年度で錆止めと上塗りをさせていただくということだと

の答弁でした。意見はありませんでした。

なお、都市整備課及び土木課所管分につきましては、質疑、意見ともにありませんでした。

また、耕地林務課、建築課につきましては、給与条例改正に伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第53号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第4、議案第53号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ付託されました議案第53号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、補正予定額の増額8万1千円は、水道課月額臨時職員の通勤手当額であるとの説明に対しては、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

- 議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第53号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森時徳） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第51号及び議案第52号（委員長報告, 質疑, 討論, 表決）

- 議長（森時徳） 次は、日程第5、議案第51号、平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、及び日程第6、議案第52号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

- 産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ付託されました議案第51号、平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第52号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月11日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査をいたしました結果、2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

まず、議案第51号について。月額職員は、今、何人いますかとの質疑に対し、4名ですとの答弁でした。

月額職員はどのぐらいの人件費ですかとの質疑に対し、一番高い人で28万1,100円、低い方で17万5,600円ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第52号については、給与条例改正に伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号及び議案第52号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号及び議案第52号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 閉会中の継続審査について

○議長（森時徳） 次は、日程第7、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

文教厚生委員長から、目下審査中の請願第1号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

文教厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議がありますので、起立によって採決いたします。

文教厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることは賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、文教厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることは可決されました。

### △ 議案第54号上程

○議長（森時徳） 次は、日程第8、議案第54号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提案いたしました案件は、補正予算に関する案件1件でございます。

それでは、ご説明を申し上げます。

議案第54号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ50万5千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を205億6,673万1千円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、議案第54号について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。議案第54号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ50万5千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を205億6,673万1千円にしようとするものでございます。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明させていただきますので、10ページをお開きください。款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金50万5千円の補正につきましては、指宿市及び南九州市の消防の広域化について協議するため、平成24年7月11日に、指宿市・南九州市消防広域化協議会を設置することから、協議会の運営に必要な経費の指宿市負担分を負担金として計上するものでございます。

次は、歳入についてご説明申し上げますので、9ページをお開きください。款18繰入金50万5千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、財政調整基金から繰入金を計上するものでございます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

---

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第54号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（森時徳） これより、質疑に入ります。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 議案第54号に反対の討論を行います。

指宿市と南九州市の消防広域化に向けての協議会設置に要する経費の計上であります。

現在、指宿市及び南九州市のうちの旧穎娃町を区域として指宿地区消防組合、そして南九州市のうち、旧穎娃町を除く区域は、枕崎市、南さつま市とともに、南薩地区消防組合を構成し、それぞれ消防行政を行っております。

この間の経緯を見ますと、指宿地区消防組合と南薩地区消防組合の合併広域化、すなわち、指宿市、南九州市、南さつま市、枕崎市で話を進めたが、これがまとまらないと見ると、南さつま市、南九州市、指宿市でどうだとなり、それがだめならということで、南九州市と指宿市でどうだというわけであります。

南九州市にとっては、1自治体が2組合に分断されていますから、何らかの調整なり枠外は、一般的に言えば、いずれ必要なことと思われれます。

しかしながら、それは他市のことでありますから介入はしないとして、要は、指宿市をどうするかということでもあります。

そこで、選択して考えられるのは、南九州市との更なる広域化だけではなく、指宿市単独で消防を持つ選択肢があります。消防の役目は、火災の予防と消火、自然災害や人為的災害の被害の軽減や傷病者の搬送や救急など、まさに人命に直結するものであります。

今後の消防行政を検討するに当たり必要なことは、初めに広域化ありきではなく、これ以上の広域化が必要なかどうか、この際、指宿市単独での消防にすべきではないのかなど、



幅広く検討することあります。

今回の予算は、指宿市と南九州市との広域化を目指す協議会設置に係るものであり、まさに広域化先にありきであります。広域化すべきかどうかの議論なくして、広域化に突き進むための協議会設置は、指宿市民の生命と財産を守る上で、短絡的であり問題であります。

それでは、広域化と市単独とでは、どちらを迫すべきかということについてであります。

消防行政は、平常時の活動もありますが、緊急性、救急性などが問われる業務が多くあります。そのとき必要なのは、消防行政に携わる者として、卓越とした経験と知識・体力など、一般的に求められるもののほかに、地域を知り、地域住民を知ることも重要なこととなります。

今どき、ナビがあるから大丈夫とか、場所はコンピュータが教えてくれるから大丈夫というわけにはいきません。やはり地域を知り、地域住民を知った者の優位性は歴然としています。

また、幾ら広域化しても、周りの消防組合との応援や連携の取り決めは必要になります。現に、トッピーの事故のときには、鹿児島市や南九州市にも応援をもらったということだったのでないでしょうか。だからといって、広域化すべきということとは話は別であります。

以上、述べましたように、市単独の道を選ぶか、更なる広域化を選ぶかという検討こそ必要であり、初めに広域化ありきの協議会設置は容認できません。

また、地域に密着した消防行政のためには、更なる広域化は逆行になることを述べて反対討論いたします。

○議長（森時徳） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第54号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第1号上程

○議長（森時徳） 次は、日程第9、意見書案第1号、国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書（案）、を議題といたします。

△ 意見書案第1号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（森時徳） お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決することに決定いたしました。

これより，意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，意見書案第1号は，原案のとおり可決されました。

△ 農業委員会委員の推薦について

○議長（森時徳） 次は，日程第10，農業委員会委員の推薦について，を議題といたします。

お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員は，3人にいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，議会推薦の農業委員会委員は，3人とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は，議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，議長において指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。議会推薦の農業委員会委員に，中拂菊枝さん，福永徳郎議員，西森三義議員を指名いたします。

それでは，順次，お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、中拂菊枝さんを推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、中拂菊枝さんを推薦することに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、福永徳郎議員の除斥を求めます。

(福永徳郎議員退席)

○議長(森時徳) 次に、福永徳郎議員を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、福永徳郎議員を推薦することに決定いたしました。

福永徳郎議員の除斥を解除いたします。

(福永徳郎議員着席)

○議長(森時徳) 地方自治法第117条の規定により、西森三義議員の除斥を求めます。

(西森三義議員退席)

○議長(森時徳) 次に、西森三義議員を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、西森三義議員を推薦することに決定いたしました。

西森三義議員の除斥を解除いたします。

(西森三義議員着席)

#### △ 議員派遣の件

○議長(森時徳) 次は、日程第11、議員派遣の件、を議題といたします。

会議規則第160条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

△ 閉議及び閉会

○議長（森時徳） 以上で、本会議に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成24年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 松 下 喜久雄

議 員 井 元 伸 明

## 意見書第1号

### 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書

急激な人口減少や高齢化率の増加に伴い医療費はますます増加し、近年の経済不況に伴う失業者の急増などにより市町村国民健康保険の財政は危機的状況です。この状況を放置すれば国民皆保険制度の最後の砦である国民健康保険制度は崩壊し、我が国の医療保険制度ひいては地域医療も維持できなくなります。

国民健康保険は、年齢構成が高く、無職者・失業者・非正規労働者等の低所得者が多く、他の被用者保険に比べ、保険料負担が重いなどといった構造的な問題を抱えています。しかし、昭和59年までは、総医療費の国庫負担率が45%であったものが、それ以降38.5%に引き下げられ、その後も更に引き下げが行われたことから、現在の市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担割合は、30%以下といわれています。

このため市町村は、一般会計からの法定外繰入れを余儀なくされ、保険財政は恒常的に厳しい状況となっています。

指宿市においても平成23年度国民健康保険特別会計歳入に占める国庫負担の割合は、29.0%となっており、一般会計からの多額の法定外繰入れを行わなければならない状況にあります。

国民健康保険制度は、国民健康保険法第1条に規定されているとおり、「社会保障及び国民健康保険の向上に寄与すること」を目的とし、日本国憲法第25条に規定された国民の生存権を医療面で具体化した制度であります。国民健康保険を将来にわたり持続可能かつ法の目的を達成する制度とするためには、国が更なる財政基盤の拡充・強化を図り、実効ある措置を講じることが喫緊の課題です。

このようなことから、国におかれては、国民健康保険財政基盤の拡充・強化を図り、国庫負担の引下げが保険料を押し上げる結果となっていることを踏まえ、国民健康保険制度を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療を受けられるようにするため、国の責任と負担において、国庫負担を増額されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月26日

指宿市議会議長 森 時徳

内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

## 議 員 派 遣 書

平成24年 6 月26日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 平成24年 8 月 2 日 (1 日間)

(3) 派遣議員 議長 ほか20人